

プレスリリース  
令和 8 年 3 月 25 日



## － 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
  - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査+現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

## 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）

### 1. 改正概要

#### **(1) 自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
  - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
- ② 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
- ③ 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査+現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **(2) 自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 1 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 8 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 9 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 第 1 項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第 4 項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示（令和 8 年国土交通省告示第 279 号）

### 3. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日（1. (1) ③に係る改正については令和 8 年 10 月 1 日）

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
<b>第1章 総則</b>			<b>第1章 総則</b>		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
<b>1-3 用語の定義</b>			<b>1-3 用語の定義</b>		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
か	改造自動車	<u>別添2「新規検査等書面審査要領」3.2.(5)に該当する自動車及びこれに該当する代表届出自動車と同一の改造を行った自動車</u> をいう。	か	改造自動車	<u>別添4「改造自動車審査要領」3.(1)に掲げる自動車</u> をいう。
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>改造自動車審査結果通知書等</u>	<u>改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料</u> をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
と	(略)	(略)	と	(略)	(略)
	<u>道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領</u>	<u>「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について(依命通達)」(令和8年2月16日国自基第186号国自審第2560号)別添の道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領</u> をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へ	並行輸入自動車	輸入自動車のうち指定自動車等以外のもの <u>(保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車を除く。)</u> をいう。	へ	並行輸入自動車	輸入自動車のうち、 <u>指定自動車等以外のものをいう。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	(略)	(略)	○	(略)	(略)
	OBD検査対象装置	OBD検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①~③(略) <u>④ 緊急車線維持装置(ELKS)</u> <u>⑤~⑭(略)</u>		OBD検査対象装置	OBD検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①~③(略) <u>(新設)</u> <u>④~⑬(略)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	<u>UN R126</u>	<u>仕切り装置に係る協定規則をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>UN R178</u>	<u>緊急車線維持システムに係る協定規則をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>1-3-1 (略)</p> <p>1-4~1-6 (略)</p> <p>第2章~第3章 (略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 受検中は自動車検査票を保持し、<u>検査担当者の求めに応じて提示すること。</u>  <u>なお、下回り検査担当者に自動車検査票その他の書面を提示する場合は、ピット開口部からの受け渡しは行わないこと。</u></p> <p>④~⑯ (略)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>4-2~4-3 (略)</p> <p>4-4 不適切な補修等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>自動車の装置又は部品の取付状態が(1)及び(2)に該当しない場合であっても、次に掲げる事由に該当するときには、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</u></p> <p>① <u>自動車の長さ、幅又は高さに影響を及ぼす板又はパイプその他の車体の外形に馴染まないものを、自動車の外側の表面上に取付ける等の胡乱な状態であるとき</u></p> <p>② <u>保安基準に適合させるために取付けられた装置であって指定自動車等と異なると認められるものについて、検査後に取外される一時的な取付け等の疑いがあり、受検者から当該構造の合理的な理由が説明されないとき</u></p> <p>4-5~4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項)</p>			<p>1-3-1 (略)</p> <p>1-4~1-6 (略)</p> <p>第2章~第3章 (略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 受検中は自動車検査票を保持すること。</p> <p>④~⑯ (略)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>4-2~4-3 (略)</p> <p>4-4 不適切な補修等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-5~4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項)</p>		

新	旧
<p>並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成 19 年国土交通省告示第 857 号) 関係)</p> <p>① 指定自動車等 (⑤の自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 試作車又は組立車 (⑤の自動車を除く。)</p> <p>ア 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12 <u>及び 4-13</u> の規定によるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 並行輸入自動車 (使用の過程にある⑤の自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>④ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車 (⑤の自動車を除く。)</u></p> <p><u>ア 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。</u></p> <p><u>イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p><b>4-7-1-1～4-7-1-2 (略)</b></p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに <u>4-4 (3)、4-7-1 (7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-21-4、4-23 (1) 又は 4-26 (3) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p><b>4-7-3 (略)</b></p> <p><b>4-8 審査状況等の電磁的な記録</b></p> <p><b>4-8-1 (略)</b></p>	<p>並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成 19 年国土交通省告示第 857 号) 関係)</p> <p>① 指定自動車等 (④の自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 試作車又は組立車 (④の自動車を除く。)</p> <p>ア 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12-2 <u>(6)</u> の規定によるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>③ 並行輸入自動車 (使用の過程にある④の自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p><b>4-7-1-1～4-7-1-2 (略)</b></p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、<u>4-15 (5)</u>、4-21-4 <u>又は</u> 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>4-7-3 (略)</b></p> <p><b>4-8 審査状況等の電磁的な記録</b></p> <p><b>4-8-1 (略)</b></p>

新	旧
<p><b>4-8-2 画像の取得及び保存</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の当該認定において指定された基準に係る部分</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p><b>4-8-3 (略)</b></p> <p><b>4-9 受検車両と書面の同一性確認</b></p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあつては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。</p> <p>なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、審査済みの別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>また、輸入自動車特別取扱自動車であつて、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。</p> <p>① 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車</u>  <u>道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書（写しをもって代えることができる。）又は譲渡証明書及び自動車検査票</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p><b>4-8-2 画像の取得及び保存</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p><b>4-8-3 (略)</b></p> <p><b>4-9 受検車両と書面の同一性確認</b></p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあつては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。</p> <p>なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、<u>改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添 2「新規検査等書面審査要領」</u>に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>また、輸入自動車特別取扱自動車であつて、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。</p> <p>① 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) 並行輸入自動車、試作車、組立車又は保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車であって車台番号が特定されていないものについては、(1) から (3) までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。</p> <p><b>4-10～4-11</b> (略)</p> <p><b>4-12 書面の提出又は提示</b></p> <p><b>4-12-1</b> (略)</p> <p><b>4-12-2 審査に必要な書面</b></p> <p>(1) 登録識別情報等通知書</p> <p>① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提示があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提示された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提示があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提示された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 試作車・組立車審査結果通知書等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別添 2「新規検査等書面審査要領」9. (4) の表に定める範囲内とする。</p> <p>この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。</p> <p>ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容（装置の概要欄に記載されている項目）に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量（試作車・組立車審査結果通知書等の最大積載量を超えない範囲に限る。）並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判</p>	<p>(4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1) から (3) までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。</p> <p><b>4-10～4-11</b> (略)</p> <p><b>4-12 書面の提出又は提示</b></p> <p><b>4-12-1</b> (略)</p> <p><b>4-12-2 審査に必要な書面</b></p> <p>(1) 登録識別情報等通知書</p> <p>① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1 (3) から (6) までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 試作車・組立車審査結果通知書等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 4 に定める範囲内とする。</p> <p>この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。</p> <p>ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容（装置の概要欄に記載されている項目）に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量（試作車・組立車審査結果通知書等の最大積載量を超えない範囲に限る。）並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判</p>

新	旧
<p>定が可能なものにあつては、この限りでない。</p> <p>④ (略)</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p><u>(11) 自動車部品の由来の確認資料</u></p> <p><u>受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。</u></p> <p><b>4-13 新規検査等の書面審査</b></p> <p>4-13-1 (略)</p> <p><b>4-13-2 事前書面審査</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-14 (略)</p> <p><b>4-15 欠番</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4-16~4-20 (略)</p>	<p>定が可能なものにあつては、この限りでない。</p> <p>④ (略)</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>4-13 新規検査等の書面審査</b></p> <p>4-13-1 (略)</p> <p><b>4-13-2 事前書面審査</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) (2) の規定による届出書等を提出される事務所等と 4-15 (2) の規定による改造自動車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添 2「新規検査等書面審査要領」に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1) から (5) までによるほか、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。</u></p> <p>4-14 (略)</p> <p><b>4-15 改造自動車の事前書面審査</b></p> <p><u>(1) 改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更（以下 4-15 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を、同別添に定める事務所等に提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取上げる旨の申告があった場合には、別添 4「改造自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、改造自動車届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。</u></p> <p><u>(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない改造自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は改造自動車審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</u></p> <p><u>(6) 改造自動車に係る審査を 4-13-2 (6) により実施する場合にあつては、(1) から (5) までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。</u></p> <p>4-16~4-20 (略)</p>

新	旧
<p><b>4-21 自動運行装置を備える自動車の審査</b> 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。</p> <p><b>4-21-1 (略)</b></p> <p><b>4-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断</b> (1) 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ① <u>自動車（並行輸入自動車を除く。）</u> 別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの ② (略) <u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>4-21-3～4-21-4 (略)</b> <b>4-22～4-25 (略)</b></p>	<p><b>4-21 自動運行装置を備える自動車の審査</b> 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。</p> <p><b>4-21-1 (略)</b></p> <p><b>4-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断</b> (1) 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ① <u>指定自動車等</u> 別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの ② (略) ③ <u>試作車又は組立車</u> <u>走行環境条件付与書の提示があるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>4-21-3～4-21-4 (略)</b> <b>4-22～4-25 (略)</b></p>
<p><b>4-26 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の審査</b> <u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車については、次により審査するものとする。</u></p> <p><u>(1) 適用される基準のうち保安基準第 58 条の 3 の規定による認定において指定されたものについては、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のない場合は、当該基準に適合しているものとみなす。</u></p> <p><u>(2) (1) の基準以外の基準のうち、書面等その他適切な方法により審査する項目については、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、当該項目に係る基準に適合しているものとして取扱う。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる事由に該当する場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</u> <u>ただし、①及び②の事由について、当該事由に係る構造・装置が保安基準に適合すると認められる場合にあってはこの限りでない。</u></p> <p>① <u>(1) により確認した結果、同一と認められないとき</u> ② <u>保安基準第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき付された条件（自動車の構造等に係るものに限る。）を満たしていないとき</u> ③ <u>用途又は車体の形状が保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた状態と異なるとき</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新

④ 別添2「新規検査等書面審査要領」別表第2に規定する範囲の改造(同別添3.2.(5) [自動車の種類] の①、②及び⑤に掲げるものを除く。)が行われているとき

(4) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合の最大積載量の算定にあたっては、道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領別表第1の車両諸元要目表に記載された最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

**4-27 基準適合性審査時におけるその他確認事項**

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
①～⑦ (略)	(略)	(略)
<u>⑧ 保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車</u>	<u>施行規則第54条の2の規定による標識(認定を受けた自動車の標識)の有無</u>	<u>標識がない場合には、自動車検査票1の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入</u>

4-28～4-29 (略)

**第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法**

5-1～5-2 (略)

**5-3 審査結果通知情報**

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

**5-3-1 車台番号**

4-9により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。

また、自動車検査票に直接ボールペンにより車台番号が記入されている場合には、自動車検査票に検査担当者が車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。

ただし、自動車検査受付装置により車台番号が印字された自動車検査票、カーボン紙等を用いた複写により車台番号が記載された自動車検査票又は運輸支局等において予約確認時に車台番号の下三桁がボールペン等で記載されている場合は、記載しなくてもよい。

5-3-2 (略)

**5-3-3 車名及び型式**

車名及び型式は、次によるものとする。

旧

**4-26 基準適合性審査時におけるその他確認事項**

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
①～⑦ (略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

4-27～4-28 (略)

**第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法**

5-1～5-2 (略)

**5-3 審査結果通知情報**

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

**5-3-1 車台番号**

4-9により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。

また、自動車検査票に直接ボールペンにより車台番号が記入されている場合には、自動車検査票に検査担当者が車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。

ただし、自動車検査受付装置により車台番号が印字された自動車検査票、カーボン紙等を用いた複写により車台番号が記載された自動車検査票又は運輸支局等において予約確認時に車台番号の下三桁がボールペン等で記載されている場合は、記載しなくてもよい。

5-3-2 (略)

**5-3-3 車名及び型式**

車名及び型式は、次によるものとする。

新	旧																																				
<p>なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～③ (略) ④ <u>改造自動車</u> (②、③、⑥及び⑧ただし書の自動車を除く。) にあつては、改造前の車名及び改造後の型式 (改造前の型式に「改」と付記したものとする)。</p> <p>⑤～⑥ (略) ⑦ <u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車にあつては、当該自動車に係る道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書に記載された車名及び型式</u> ⑧ ①から⑦まで以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。 ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」</p> <p><b>5-3-4 原動機の型式</b> 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>5-3-5～5-3-14 (略)</b></p> <p><b>5-3-15 備考欄</b> (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録を要する自動車</th> <th>記録されるべき趣旨</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14. 改造自動車</td> <td>改造された装置名 改造<u>自動車</u>審査番号</td> <td>改造内容 操縦装置 <u>関東改</u>第 123 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改造<u>自動車</u>審査終了 年月日</td> <td><u>令和 8 年 4 月 1 日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) <u>別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2</u>に規定する範囲の改造により、装置が変</td> <td>変更された装置名</td> <td>変更内容 緩衝装置</td> </tr> </tbody> </table>	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	14. 改造自動車	改造された装置名 改造 <u>自動車</u> 審査番号	改造内容 操縦装置 <u>関東改</u> 第 123 号		改造 <u>自動車</u> 審査終了 年月日	<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>	(略)	(略)	(略)	15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) <u>別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2</u> に規定する範囲の改造により、装置が変	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	<p>なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～③ (略) ④ <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲の改造を行った自動車</u> (②、③、⑥及び⑦ただし書の自動車並びに「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成 10 年 3 月 23 日付け自技第 60 号) <u>別添標準改造要領による改造を行った自動車</u>を除く。) にあつては、改造前の車名及び改造後の型式 (改造前の型式に「改」と付記したものとする)。 ⑤～⑥ (略) <u>(新設)</u></p> <p>⑦ ①から⑥まで以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。 ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」</p> <p><b>5-3-4 原動機の型式</b> 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、<u>自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに</u>、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 ①～④ (略)</p> <p><b>5-3-5～5-3-14 (略)</b></p> <p><b>5-3-15 備考欄</b> (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録を要する自動車</th> <th>記録されるべき趣旨</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>14. 改造自動車</td> <td>改造された装置名 <u>改造通知書番号</u> (改造審査番号)</td> <td>改造内容 操縦装置 <u>北整車</u>第 123 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>改造通知年月日</u> (改造審査年月日)</td> <td><u>平成 7 年 11 月 24 日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1</u>に規定する範囲の改造により、装置が変更さ</td> <td>変更された装置名</td> <td>変更内容 緩衝装置</td> </tr> </tbody> </table>	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	14. 改造自動車	改造された装置名 <u>改造通知書番号</u> (改造審査番号)	改造内容 操縦装置 <u>北整車</u> 第 123 号		<u>改造通知年月日</u> (改造審査年月日)	<u>平成 7 年 11 月 24 日</u>	(略)	(略)	(略)	15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1</u> に規定する範囲の改造により、装置が変更さ	変更された装置名	変更内容 緩衝装置
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																																			
(略)	(略)	(略)																																			
14. 改造自動車	改造された装置名 改造 <u>自動車</u> 審査番号	改造内容 操縦装置 <u>関東改</u> 第 123 号																																			
	改造 <u>自動車</u> 審査終了 年月日	<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>																																			
(略)	(略)	(略)																																			
15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) <u>別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2</u> に規定する範囲の改造により、装置が変	変更された装置名	変更内容 緩衝装置																																			
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																																			
(略)	(略)	(略)																																			
14. 改造自動車	改造された装置名 <u>改造通知書番号</u> (改造審査番号)	改造内容 操縦装置 <u>北整車</u> 第 123 号																																			
	<u>改造通知年月日</u> (改造審査年月日)	<u>平成 7 年 11 月 24 日</u>																																			
(略)	(略)	(略)																																			
15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1)～(2) (略) (3) <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1</u> に規定する範囲の改造により、装置が変更さ	変更された装置名	変更内容 緩衝装置																																			

新			旧		
更されているもの (4)～(7)(略)			れているもの (4)～(7)(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車(20-1.に掲げる自動車及び保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車であって騒音規制に適合しているとみなしたものを除く。)	(略)	(略)	20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車(20-1.に掲げる自動車を除く。)	(略)	(略)
20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車(保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車であって騒音規制に適合しているとみなしたものを除く。) ※1	(略)	(略)	20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>45. 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車</u>	<u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた旨</u> <u>認定番号及び認定年月日</u>  <u>適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日</u> <u>原動機型式打刻位置</u>	<u>認定米国車</u>  <u>認定番号</u> <u>2026-TA0001-1</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日</u> <u>保安基準適用年月日</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日</u>  <u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダブロック上面左側前部</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>46. 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定が取消された自動車</u>	<u>適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日</u> <u>原動機型式打刻位置</u>	<u>保安基準適用年月日</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日</u>  <u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダブロック上面左側前部</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
備考※1 (略)			備考※1 (略)		

新	旧
<p>※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。          なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあつては、最大値とする。</p> <p>①（略）          ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）          ア（略）          イ 指定自動車等以外の自動車          (ア)～(オ)（略）  <u>(カ) 道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領別表第1の車両諸元要目表</u></p> <p>※3～※5（略）          (2)～(5)（略）          5-3-16～5-3-18（略）</p> <p><b>5-4 審査結果以外の通知</b>          4-27の規定による基準適合性審査時におけるその他確認事項を確認し、4-27表中の対応欄の処理をした場合には、5-1の審査結果通知と同時に自動車検査票1により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。</p> <p><b>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</b>          6-1～6-10（略）</p> <p><b>6-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置</b>  <b>6-10の2-1 装備要件</b>          (1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）<u>及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下の自動車（次に掲げる③から⑦までの自動車を除く。）</u>には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。（保安基準第8条第8項、細目告示第10条第7項関係）</p> <p>①～④（略）  <u>⑤ 緊急自動車</u>          ⑥（略）  <u>⑦ 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車（道路維持作業用自動車に限る。）であつて次に掲げる自動車</u>  <u>ア 車体の構造上車室が一体であつて車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの</u></p>	<p>※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。          なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあつては、最大値とする。</p> <p>①（略）          ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）          ア（略）          イ 指定自動車等以外の自動車          (ア)～(オ)（略）  <u>(新設)</u></p> <p>※3～※5（略）          (2)～(5)（略）          5-3-16～5-3-18（略）</p> <p><b>5-4 審査結果以外の通知</b>          4-26の規定による基準適合性審査時におけるその他確認事項を確認し、4-26表中の対応欄の処理をした場合には、5-1の審査結果通知と同時に自動車検査票1により審査依頼のあった運輸支局等へ通知するものとする。</p> <p><b>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</b>          6-1～6-10（略）</p> <p><b>6-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置</b>  <b>6-10の2-1 装備要件</b>          (1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。（保安基準第8条第8項、細目告示第10条第7項関係）</p> <p>①～④（略）  <u>(新設)</u>          ⑤（略）  <u>⑥ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>  <u>(新設)</u></p>

新	旧																				
<p style="text-align: center;"><u>イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車</u></p> <p><b>6-10の2-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、書面等により審査したときに、UN R175-01の5.及び6.の基準に適合するものでなければならない。 ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。（細目告示第10条第6項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">前方</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="4">後方</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u></td> </tr> <tr> <td><u>車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p><b>6-10の2-3 (略)</b></p> <p><b>6-10の2-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げる自動車については、6-10の2-1及び6-10の2-2の規定は適用しない。（適用関係告示第4条第24項関係）</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>令和10年9月1日（輸入された自動車にあっては令和11年9月1日）から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア～イ (略)</p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和14年8月31日以前のもの</u></p> <p>(2) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げる自動車にあっては、「UN R175-01」を「UN R175-00」と読み替えることができる。（適用関係告示第4条第28項関係）</u></p> <p>① <u>令和12年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及</u></p>	区分	方向	(略)	前方	<u>(削除)</u>	(略)	後方	<u>(削除)</u>	<u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u>	<u>車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><b>6-10の2-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、書面等により審査したときに、UN R175-00の5.及び6.の基準に適合するものでなければならない。 ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。（細目告示第10条第6項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">前方</td> </tr> <tr> <td><u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="4">後方</td> </tr> <tr> <td><u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p><b>6-10の2-3 (略)</b></p> <p><b>6-10の2-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、6-10の2-1及び6-10の2-2の規定は適用しない。（適用関係告示第4条第24項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>令和10年9月1日（輸入された自動車にあっては令和11年9月1日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア～イ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	区分	方向	(略)	前方	<u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>	(略)	後方	<u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
区分	方向																				
(略)	前方																				
<u>(削除)</u>																					
(略)	後方																				
<u>(削除)</u>																					
<u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u>																					
<u>車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u>																					
区分	方向																				
(略)	前方																				
<u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>																					
(略)	後方																				
<u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>																					
<u>(新設)</u>																					
<u>(新設)</u>																					

新	旧
<p><u>び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u></p> <p><u>イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和14年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>(3) 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車であって、次に掲げる自動車については6-10の2-1及び6-10の2-2の規定は適用しない。（適用関係告示第4条第29項関係）</u></p> <p><u>① 令和12年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u></p> <p><u>イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和14年8月31日以前のもの</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><b>6-11 走行装置</b>  <b>6-11-1 性能要件</b>  6-11-1-1 (略)  <b>6-11-1-2 書面等による審査</b></p>	<p><b>6-11 走行装置</b>  <b>6-11-1 性能要件</b>  6-11-1-1 (略)  <b>6-11-1-2 書面等による審査</b></p>

新	旧																																
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 次に掲げる基準。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）は、UN R142-01-<u>S2</u> の 5. に定める基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 1 号関係） この場合において、確実に取付けられているものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 次表の区分に応じて適用される基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">適用される基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>UN R30-02-<u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>UN R54-00-<u>S28</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>次のいずれかの基準 ア UN R30-02-<u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6. イ UN R54-00-<u>S28</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>UN R75-00-<u>S21</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R117-04-<u>S3</u> の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあってはステージ 2、6. 3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあっては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-<u>S3</u> に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。) に定める基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 3 号関係） ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ア～エ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><b>6-11-2～6-11-3 (略)</b></p> <p><b>6-11-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 平成 29 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）、貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）又は車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成 30 年 1 月 1 日以降に製作されたものうち平成 29 年 12 月 31 日以前に指定を受けたものは、6-11-1-2 (2) ②の規定中、「UN R54-00-<u>S28</u>」を「UN R54-00-<u>S20</u>」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 9 項関係）</p>	区分	適用される基準	(略)	UN R30-02- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	(略)		(略)	UN R54-00- <u>S28</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	(略)		(略)		(略)	次のいずれかの基準 ア UN R30-02- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6. イ UN R54-00- <u>S28</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	(略)	UN R75-00- <u>S21</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 次に掲げる基準。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）は、UN R142-01-<u>S1</u> の 5. に定める基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 1 号関係） この場合において、確実に取付けられているものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 次表の区分に応じて適用される基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">適用される基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>UN R30-02-<u>S26</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>UN R54-00-<u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>次のいずれかの基準 ア UN R30-02-<u>S26</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6. イ UN R54-00-<u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>UN R75-00-<u>S20</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R117-04-<u>S2</u> の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあってはステージ 2、6. 3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあっては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-<u>S2</u> に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。) に定める基準。（細目告示第 11 条第 3 項第 3 号関係） ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ア～エ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><b>6-11-2～6-11-3 (略)</b></p> <p><b>6-11-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 平成 29 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）、貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）又は車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成 30 年 1 月 1 日以降に製作されたものうち平成 29 年 12 月 31 日以前に指定を受けたものは、6-11-1-2 (2) ②の規定中、「UN R54-00-<u>S27</u>」を「UN R54-00-<u>S20</u>」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 9 項関係）</p>	区分	適用される基準	(略)	UN R30-02- <u>S26</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	(略)		(略)	UN R54-00- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	(略)		(略)		(略)	次のいずれかの基準 ア UN R30-02- <u>S26</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6. イ UN R54-00- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.	(略)	UN R75-00- <u>S20</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.
区分	適用される基準																																
(略)	UN R30-02- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																
(略)																																	
(略)	UN R54-00- <u>S28</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																
(略)																																	
(略)																																	
(略)	次のいずれかの基準 ア UN R30-02- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6. イ UN R54-00- <u>S28</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																
(略)	UN R75-00- <u>S21</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																
区分	適用される基準																																
(略)	UN R30-02- <u>S26</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																
(略)																																	
(略)	UN R54-00- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																
(略)																																	
(略)																																	
(略)	次のいずれかの基準 ア UN R30-02- <u>S26</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6. イ UN R54-00- <u>S27</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																
(略)	UN R75-00- <u>S20</u> の 3. (3. 2. を除く。) 及び 6.																																

新	旧
<p>(6) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ①の規定中、「UN R142-01-S2」を「UN R142-00-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>(10) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S3 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあってはステージ 2、6. 3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあっては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S3 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. 」、 「UN R117-03 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。)」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 16 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(11) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S3 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあってはステージ 2、6. 3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあっては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S3 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. 」、又は「UN R117-02-S14 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 17 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p><u>(13) 除雪のために使用するブレード又はスノープラウを備える自動車については、当分の間、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、平成 27 年 10 月 8 日付け国土交通省告示第 1048 号による改正前の細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</u>  <u>この場合において、7-11-1 (3) の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第 5 条第 19 項関係)</u></p> <p>6-12 (略)</p> <p><b>6-13 かじ取装置</b>  7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。  この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</p>	<p>(6) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ①の規定中、「UN R142-01-S1」を「UN R142-00-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>(10) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあってはステージ 2、6. 3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあっては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. 」、 「UN R117-03 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。)」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 16 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(11) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあってはステージ 2、6. 3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあっては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. 」、又は「UN R117-02-S14 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 17 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-12 (略)</p> <p><b>6-13 かじ取装置</b>  7-13 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。  この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</p>

新	旧
<p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[UN R79]</p> <p>① UN R79-04-S8 の 5. 及び 6. に適合するものであること。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 2 項第 1 号）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【適用関係の整理】</b></p> <p>[UN R79-04]</p> <p>◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、<u>UN R79-04-S4 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</u>（適用関係告示第 7 条第 16 項）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>[UN R79-03]</p> <p>◇次に掲げる自動車のかじ取装置は、UN R79-03-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R79-03-S5 の 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. に定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 15 項）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>[UN R79-02]</p> <p>◇次に掲げる自動車のかじ取装置は、UN R79-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R79-02 の 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. に定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに 2. 3. 4. 1. 4. の自動命令型操舵機能については、5. 6. の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 11 項）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>[UN R79-01]</p> <p>◇次に掲げる自動車のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5.（5. 1. 6. 1. を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 10 項）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>[UN R171]</p> <p>② 運行補助機能（UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあつては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。（細目告示第 13 条第 2 項第 2 号）</p> <p>ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合し</p> </div>	<p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[UN R79]</p> <p>① UN R79-04-S7 の 5. 及び 6. に適合するものであること。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 2 項第 1 号）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【適用関係の整理】</b></p> <p>[UN R79-04-S4]</p> <p>◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、<u>①の規定中、「UN R79-04-S7」とあるのを「UN R79-04-S4」と読み替えることができる。</u>（適用関係告示第 7 条第 16 項）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>[UN R79-03]</p> <p>◇次に掲げる自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。</u>）のかじ取装置は、UN R79-03-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R79-03-S5 の 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. に定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 15 項）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>[UN R79-02]</p> <p>◇次に掲げる自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。</u>）のかじ取装置は、UN R79-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R79-02 の 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. に定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに 2. 3. 4. 1. 4. の自動命令型操舵機能については、5. 6. の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 11 項）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>[UN R79-01]</p> <p>◇次に掲げる自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。</u>）のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5.（5. 1. 6. 1. を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 10 項）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>[UN R171]</p> <p>② 運行補助機能（UN R79-04-S7 の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S7 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあつては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。（細目告示第 13 条第 2 項第 2 号）</p> <p>ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合し</p> </div>

新	旧
<p>ない運行補助機能にあつては UN R171-01 の 5.3.7.2.4.10. 又は 5.5.4.2.6.5. (「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。)の規定は適用しないことができる。</p> <p>なお、当該運行補助機能が UN R79-04-<del>S8</del> の 2.3.4.1. 又は 2.3.4.5. に定める機能にあつては①の基準に適合するものであればよい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【適用関係の整理】</b>  [UN R171-00]  ◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定中、「UN R171-01」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-<del>S8</del>」とあるのを「UN R79-04-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第 7 条第 17 項）  ア～ウ（略）  [UN R171 の適用除外]（略）</p> </div>	<p>ない運行補助機能にあつては UN R171-01 の 5.3.7.2.4.10. 又は 5.5.4.2.6.5. (「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。)の規定は適用しないことができる。</p> <p>なお、当該運行補助機能が UN R79-04-<del>S7</del> の 2.3.4.1. 又は 2.3.4.5. に定める機能にあつては①の基準に適合するものであればよい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【適用関係の整理】</b>  [UN R171-00]  ◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定中、「UN R171-01」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-<del>S7</del>」とあるのを「UN R79-04-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第 7 条第 17 項）  ア～ウ（略）  [UN R171 の適用除外]（略）</p> </div>
<p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>(2) ～ (3) (略)</p>
<p><b>6-13 の 2 緊急車線維持装置</b></p> <p><b>6-13 の 2-1 装備要件</b></p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。）には、6-13 の 2-2 の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 4 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 二輪自動車</li> <li>② 側車付二輪自動車</li> <li>③ 三輪自動車</li> <li>④ 被牽引自動車</li> <li>⑤ 緊急自動車</li> <li>⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</li> </ul> <p><b>6-13 の 2-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 緊急車線維持装置は、自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、書面等により審査したときに、UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置でなければならない。（細目告示第 13 条第 4 項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる緊急車線維持装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定自動車等に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置</li> <li>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置</li> <li>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた緊急車線維持装置を有する自動車に取付けられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一</li> </ul>	<p>(新設)</p>

新

旧

の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置

**6-13 の 2-3 欠番**

**6-13 の 2-4 適用関係の整理**

(1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、6-13 の 2-1 及び 6-13 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 7 条第 19 項関係)

- ① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車
- ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
  - ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）
  - イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの
- ③ 新たに運送の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」欄の日付以前のもの

区分	指定年月日	製作年月日
(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31
(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31
(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t を超え 3.5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

(2) 次表の区分に応じた、「製作年月日」欄の日付の翌日以降に製作された自動車であって「指定年月日」欄の日付の翌日以降に新たに指定を受けた自動車を除く自動車(6-13 の 2-4 (1) ②イの適用を受けた自動車を除く。)については、6-13 の 2-2 (1) の規定中「UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置」とあるのは「UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 2. (c) に定める機能」と読み替えることができる。

この場合において、6-13 の 2-2 の規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。(適用関係告示第 7 条第 20 項関係)

区分	指定年月日	製作年月日
① ②及び③以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31
② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31

新			旧		
<p>③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t を超え 3.5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車</p>			R14. 8. 31	R16. 8. 31	
6-14~6-43 (略)			6-14~6-43 (略)		
<p><b>6-44 座席ベルト等</b></p> <p>7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(大型特殊自動車を除く。))を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)]及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係、細目告示第 30 条第 1 項)</p>			<p><b>6-44 座席ベルト等</b></p> <p>7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(大型特殊自動車を除く。))を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)]及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係、細目告示第 30 条第 1 項)</p>		
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① (略)	(略)	(略)	① (略)	(略)	(略)
② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であって前向きのもの(UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト	② 専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であって前向きのもの(UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト
	(略)	(略)		(略)	(略)
③ (略)	(略)	(略)	③ (略)	(略)	(略)
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト	④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト

新			旧		
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席 (UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト	⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席 (UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7. の基準に適合するもの及び補助座席のうち通路に設けられるものを除く。)	第二種座席ベルト
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑥ (略)	(略)	(略)	⑥ (略)	(略)	(略)
<p>(2) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。) に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあつては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-10-S1 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p>			<p>(2) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。) に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び農耕トラクタに備える座席ベルトにあつては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-10 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p>		
<p>(3) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中「UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7.」を「UN R16-07-S3 の 8.1.2.1.、8.1.6.、又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。)」を「UN R16-07-S3 の 5. 及び 7.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p>			<p>(3) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7.」を「UN R16-07-S3 の 8.1.2.1.、8.1.6.、又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。)」を「UN R16-07-S3 の 5. 及び 7.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p>		
<p>(4) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中「UN R173-01 の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6.、又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-01 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。)」を「UN R16-08-S4 の 6. 及び 7.」</p>			<p>(4) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の表中「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6.、又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。)」を「UN R16-08-S4 の 6. 及び 7.」と読み替え</p>		

新	旧
<p>と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 26 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車にあっては、(1) の表中、「UN R173-01」の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7.」を「UN R16-09 の 8.1.2.1.、8.1.6.又は 8.1.7.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(7) 次に掲げる自動車にあっては、(1) の表中、「UN R173-01」を「UN R173-00」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 29 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p><u>(8) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-S1 の 6.、7.及び 8.1. から 8.3.6.までに適合するものであればよい。</u></p> <p>この場合において、UN R16-10-S1 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)</p> <p><b>6-45 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>6-45-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑨までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係、細目告示第 30 条第 11 項関係)</p> <p>(略)</p>	<p>ることができる。(適用関係告示第 20 条第 26 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車にあっては、(1) の表中、「UN R173-00」の 5.1.2.1.、5.1.6.、又は 5.1.7.」を「UN R16-09 の 8.1.2.1.、8.1.6.又は 8.1.7.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p><u>(7) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10 の 6.、7.及び 8.1. から 8.3.6.までに適合するものであればよい。</u></p> <p>この場合において、UN R16-10 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94-05 の附則 3 の 4.の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)</p> <p><b>6-45 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>6-45-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑨までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係、細目告示第 30 条第 11 項関係)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>① (略)</p> <p>② UN R16-<u>10-S1</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p><b>6-45-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>6-45-1 の座席ベルト非装着時警報装置は、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し、UN R174-<u>01</u> の 5. (5.1.3. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係、細目告示第 30 条第 10 項関係)</p> <p><b>6-45-3 (略)</b></p> <p><b>6-45-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6) 次に掲げる自動車については、6-45-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 30 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p><b>6-45-5 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 21 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>6-45-5-1 装備要件</b></p> <p><u>次に掲げる自動車</u>であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、6-45-5-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u></p> <p>② <u>小型自動車</u></p> <p>③ <u>軽自動車</u></p> <p><b>6-45-5-2 (略)</b></p> <p><b>6-45-6～6-45-7 (略)</b></p> <p><b>6-45-8 従前規定の適用④</b></p> <p><u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 30 項関係)</u></p>	<p>① (略)</p> <p>② UN R16-<u>09</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p><b>6-45-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>6-45-1 の座席ベルト非装着時警報装置は、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し、UN R174-<u>00</u> の 5. (5.1.3. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係、細目告示第 30 条第 10 項関係)</p> <p><b>6-45-3 (略)</b></p> <p><b>6-45-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>6-45-5 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 21 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>6-45-5-1 装備要件</b></p> <p><u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、6-45-5-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>6-45-5-2 (略)</b></p> <p><b>6-45-6～6-45-7 (略)</b></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧						
<p>① <u>令和9年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u>  <u>ア 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u>  <u>イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルト非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの</u></p> <p><b>6-45-8-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、6-45-8-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（適用関係告示第20条第27項関係）</p> <table border="1" data-bbox="203 719 1104 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 719 846 751">自動車の種別</th> <th data-bbox="846 719 1104 751">座席の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 751 846 847"><u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</u></td> <td data-bbox="846 751 1104 847"><u>運転者席及びその他の座席</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 847 846 943"><u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</u></td> <td data-bbox="846 847 1104 943"><u>運転者席及びこれと並列の座席</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>① <u>補助座席に備える座席ベルト</u></p> <p>② <u>UN R16-10-S1の2.1.4.に定める座席ベルト</u></p> <p>③ <u>キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト</u></p> <p>④ <u>高齢者、障害者等が移動のため車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト</u></p> <p>⑤ <u>またがり式の座席に備える座席ベルト</u></p> <p>⑥ <u>専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台及び通路を除く。）に設けられる容易に折り畳むことができる座席（座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）に備える座席ベルト</u></p> <p>⑦ <u>かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席に備える座席ベルト</u></p> <p>⑧ <u>非常口付近に備えられた座席に備える座席ベルト</u></p> <p>⑨ <u>幼児用座席及び座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り</u></p>	自動車の種別	座席の種類	<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</u>	<u>運転者席及びその他の座席</u>	<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>	
自動車の種別	座席の種類						
<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの</u>	<u>運転者席及びその他の座席</u>						
<u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの</u>	<u>運転者席及びこれと並列の座席</u>						

新	旧
<p><u>込むことができる座席に備える座席ベルト</u></p> <p><b>6-45-8-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p><u>6-45-8-1の座席ベルト非装着時警報装置は、座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し、UN R174-00の5.（5.1.3.を除く。）に適合するものでなければならない。</u></p> <p>6-46～6-55（略）</p> <p><b>6-56 騒音防止装置</b></p> <p>6-56-1（略）</p> <p><b>6-56-2 性能要件</b></p> <p>6-56-2-1（略）</p> <p><b>6-56-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>[二輪自動車]</p> <p>(3) 二輪自動車 <u>（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）</u> については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。</p> <p>① 二輪自動車は、UN R41-06の6.に適合する構造でなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係）</p> <p>ただし、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第27条第27項関係）</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p> <p>② <u>次に掲げる二輪自動車は、UN R41-05-S3の6.に適合する構造であればよい。（適用関係告示第27条第40項関係）</u></p> <p><u>ただし、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第27条第27項関係）</u></p> <p><u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u></p> <p><u>ア 令和11年8月31日以前に製作された二輪自動車</u></p> <p><u>イ 令和11年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(7) 令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自</u></p>	<p>6-46～6-55（略）</p> <p><b>6-56 騒音防止装置</b></p> <p>6-56-1（略）</p> <p><b>6-56-2 性能要件</b></p> <p>6-56-2-1（略）</p> <p><b>6-56-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>[二輪自動車]</p> <p>(3) 二輪自動車については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。</p> <p>① 二輪自動車は、UN R41-05-S3の6.に適合する構造でなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係）</p> <p>ただし、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、UN R41-04-S2に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第27条第27項関係）</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>自動車又は多仕様自動車</u></p> <p>(イ) <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>(ウ) <u>令和 11 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車又は新たに多仕様自動車による取扱いを受けた自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>③～⑤（略）</p> <p>[二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車]</p> <p>(4) <u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車</u>以外の自動車については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であることとし、<u>内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S10 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S10 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。</u></p> <p>①～⑦（略）</p> <p>(5) ～ (9)（略）</p> <p>6-57～6-108（略）</p> <p><b>6-109 窓ふき器等</b></p> <p>6-109-1（略）</p> <p>6-109-2 性能要件</p> <p>6-109-2-1（略）</p> <p>6-109-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスに備える窓ふき器及び洗浄液噴射装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項第 2 項関係、細目告示第 69 条第 1 項第 1 号第 2 項第 1 号関係）</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u></p> <p>② <u>小型自動車</u></p> <p>③ <u>軽自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、</p>	<p style="text-align: center;">②～④（略）</p> <p>[二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車]</p> <p>(4) 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車については、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する構造であること。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>(5) ～ (9)（略）</p> <p>6-57～6-108（略）</p> <p><b>6-109 窓ふき器等</b></p> <p>6-109-1（略）</p> <p>6-109-2 性能要件</p> <p>6-109-2-1（略）</p> <p>6-109-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスに備える窓ふき器及び洗浄液噴射装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項第 2 項関係、細目告示第 69 条第 1 項第 1 号第 2 項第 1 号関係）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人</p>

新	旧
<p>最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるデフロスタは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 86「デフロスタの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 45 条第 2 項関係、細目告示第 69 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  ② <u>小型自動車</u>  ③ <u>軽自動車</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>6-109-3~6-109-4 (略)</p> <p>6-110~6-125 (略)</p> <p><b>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b>  7-1~7-3 (略)</p> <p><b>7-4 車両総重量</b>  <b>7-4-1 テスタ等による審査</b>  (1) (略)  (2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあつては、これを超えてはならない。  ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。  ① (略)  ② 車両総重量の許容限度を超える改造について、既に <u>4-13-2 に基づき改造自動車に係る審査を行った</u>自動車であつて、その構造及び装置に変更のない自動車</p> <p>7-4-2~7-4-3 (略)</p> <p><b>7-5 軸重等</b>  <b>7-5-1 テスタ等による審査</b>  (1) (略)  (2) 自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあつては、これを超えてはならない。  ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。  ① (略)  ② 軸重の許容限度を超える改造について、既に <u>4-13-2 に基づき改造自動車に係る審査を行った</u>自動車であつて、その構造及び装置に変更のない自動車</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>7-5-2 (略)</p> <p>7-6~7-9 (略)</p> <p><b>7-10 速度抑制装置</b>  <b>7-10-1 装備要件</b></p>	<p>以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるデフロスタは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 86「デフロスタの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 45 条第 2 項関係、細目告示第 69 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p><u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>6-109-3~6-109-4 (略)</p> <p>6-110~6-125 (略)</p> <p><b>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b>  7-1~7-3 (略)</p> <p><b>7-4 車両総重量</b>  <b>7-4-1 テスタ等による審査</b>  (1) (略)  (2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあつては、これを超えてはならない。  ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。  ① (略)  ② 車両総重量の許容限度を超える改造について、既に<u>改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた</u>自動車であつて、その構造及び装置に変更のない自動車</p> <p>7-4-2~7-4-3 (略)</p> <p><b>7-5 軸重等</b>  <b>7-5-1 テスタ等による審査</b>  (1) (略)  (2) 自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあつては、これを超えてはならない。  ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。  ① (略)  ② 軸重の許容限度を超える改造について、既に<u>改造自動車審査結果通知書等の交付を受けた</u>自動車であつて、その構造及び装置に変更のない自動車</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>7-5-2 (略)</p> <p>7-6~7-9 (略)</p> <p><b>7-10 速度抑制装置</b>  <b>7-10-1 装備要件</b></p>

新	旧																				
<p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90km/h以下となった場合であって、次に掲げる改造のように改造の方法が別添2「新規検査等書面審査要領」別表第2に規定する範囲の改造に該当しないときは、当該自動車は、(1)の「最高速度が90km/h以下の自動車」に該当しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-10-2～7-10-7 (略)</p> <p><b>7-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置</b></p> <p><b>7-10の2-1 装備要件</b></p> <p>(1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下の自動車(次に掲げる③から⑦までの自動車を除く。)には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。(保安基準第8条第8項、細目告示第88条第5項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>緊急自動車</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車(道路維持作業用自動車に限る。)</u>であって次に掲げる自動車</p> <p>ア <u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの</u></p> <p>イ <u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車</u></p> <p><b>7-10の2-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R175-01の5.及び6.の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。(細目告示第88条第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="197 1217 1104 1412"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">前方</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">後方</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有す</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	方向	(略)	前方	<u>(削除)</u>	(略)	後方	<u>(削除)</u>	<u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有す</u>		<p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90km/h以下となった場合であって、次に掲げる改造のように改造の方法が別添4「改造自動車審査要領」別表第1に規定する範囲の改造に該当しないときは、当該自動車は、(1)の「最高速度が90km/h以下の自動車」に該当しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-10-2～7-10-7 (略)</p> <p><b>7-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置</b></p> <p><b>7-10の2-1 装備要件</b></p> <p>(1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げる自動車を除く。)には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。(保安基準第8条第8項、細目告示第88条第5項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>車両前部及び後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>7-10の2-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R175-00の5.及び6.の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。(細目告示第88条第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 1217 2083 1412"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">前方</td> </tr> <tr> <td><u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">後方</td> </tr> <tr> <td><u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	方向	(略)	前方	<u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>	(略)	後方	<u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>	<u>(新設)</u>	
区分	方向																				
(略)	前方																				
<u>(削除)</u>																					
(略)	後方																				
<u>(削除)</u>																					
<u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有す</u>																					
区分	方向																				
(略)	前方																				
<u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>																					
(略)	後方																				
<u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>																					
<u>(新設)</u>																					

新	旧
<p><u>る自動車以外の自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u>  <u>車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(2) (略)</p> <p><b>7-10 の 2-3 (略)</b></p> <p><b>7-10 の 2-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げる自動車については、7-10 の 2-1 及び 7-10 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 4 条第 24 項、第 25 項関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあつては令和 11 年 9 月 1 日）から令和 14 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u>  ア～イ (略)</p> <p>③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 14 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて、次に掲げる自動車にあつては、「UN R175-01」を「UN R175-00」と読み替えることができる。(適用関係告示第 4 条第 28 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 12 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 12 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u>  ア <u>令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u>  イ <u>令和 12 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p>③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 14 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>(3) <u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車であつて、次に掲げる自動車については 7-10 の 2-1 及び 7-10 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 4 条</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p><b>7-10 の 2-3 (略)</b></p> <p><b>7-10 の 2-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-10 の 2-1 及び 7-10 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 4 条第 24 項、第 25 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあつては令和 11 年 9 月 1 日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u>  ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>第 29 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 12 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 12 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u></p> <p>イ <u>令和 12 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p>③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 14 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>7-11～7-12（略）</p> <p><b>7-13 かじ取装置</b></p> <p><b>7-13-1 性能要件</b></p> <p><b>7-13-1-1（略）</b></p> <p><b>7-13-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R79-04-<del>S8</del> の 5. 及び 6. に適合するものであること。</p> <p>② 運行補助機能（UN R79-04-<del>S8</del> の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S1 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあつては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあつては UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。</p> <p>なお、当該運行補助機能が UN R79-04-<del>S8</del> の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあつては①の基準に適合するものであればよい。</p> <p>(2) ～ (6)（略）</p> <p><b>7-13-2～7-13-16（略）</b></p>	<p>7-11～7-12（略）</p> <p><b>7-13 かじ取装置</b></p> <p><b>7-13-1 性能要件</b></p> <p><b>7-13-1-1（略）</b></p> <p><b>7-13-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R79-04-<del>S7</del> の 5. 及び 6. に適合するものであること。</p> <p>② 運行補助機能（UN R79-04-<del>S7</del> の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S1 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあつては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあつては UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。</p> <p>なお、当該運行補助機能が UN R79-04-<del>S7</del> の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあつては①の基準に適合するものであればよい。</p> <p>(2) ～ (6)（略）</p> <p><b>7-13-2～7-13-16（略）</b></p>

新	旧
<p><b>7-13 の 2 緊急車線維持装置</b></p> <p><b>7-13 の 2-1 装備要件</b></p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。）には、7-13 の 2-2 の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、この限りではない。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 4 項、適用関係告示第 7 条第 21 項関係）</p> <p>① 二輪自動車  ② 側車付二輪自動車  ③ 三輪自動車  ④ 被牽引自動車  ⑤ 緊急自動車  ⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</p> <p><b>7-13 の 2-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 緊急車線維持装置は、自動車のかじ取装置の強度、操作性等に関し、書面等により審査したときに、UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置でなければならない。（細目告示第 91 条第 4 項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる緊急車線維持装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置  ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置  ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた緊急車線維持装置を有する自動車に取付けられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置</p> <p><b>7-13 の 2-3 欠番</b></p> <p><b>7-13 の 2-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、7-13 の 2-1 及び 7-13 の 2-2 の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 19 項関係）</p> <p>① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車  ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）  イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取</p>	<p>(新設)</p>

新	旧																								
<p>扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」欄の日付以前のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R15. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車</td> <td style="text-align: center;">R14. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R16. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 次表の区分に応じた、「製作年月日」欄の日付の翌日以降に製作された自動車であって「指定年月日」欄の日付の翌日以降に新たに指定を受けた自動車を除く自動車(7-13の2-4 (1) ②イの適用を受けた自動車を除く。)については、7-13の2-2 (1) の規定中「UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置」とあるのは「UN R79-04-S8 の 2. 3. 4. 2. (c) に定める機能」と読み替えることができる。 この場合において、7-13の2-2の規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。(適用関係告示第7条第20項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ②及び③以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車</td> <td style="text-align: center;">R13. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R15. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車</td> <td style="text-align: center;">R14. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R16. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定年月日	製作年月日	(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31	(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31	(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31	区分	指定年月日	製作年月日	① ②及び③以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31	② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31	③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31	<p>7-14～7-14の2 (略)</p> <p>7-15 <b>トラック・バスの制動装置</b> 7-15-1 (略) 7-15-2 <b>性能要件</b> 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 <b>書面等による審査</b> (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p>
区分	指定年月日	製作年月日																							
(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31																							
(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31																							
(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31																							
区分	指定年月日	製作年月日																							
① ②及び③以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31																							
② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31																							
③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 2. 8t を超え 3. 5t 以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31																							
<p>7-14～7-14の2 (略)</p> <p>7-15 <b>トラック・バスの制動装置</b> 7-15-1 (略) 7-15-2 <b>性能要件</b> 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 <b>書面等による審査</b> (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-14～7-14の2 (略)</p> <p>7-15 <b>トラック・バスの制動装置</b> 7-15-1 (略) 7-15-2 <b>性能要件</b> 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 <b>書面等による審査</b> (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。</p>																								

新	旧
<p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)</p> <p>① ②から④までに掲げる自動車以外のものにおいて、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-15-<u>S1</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 21 に適合すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。) であって車両総重量が 5t を超えるものにおいて、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-15-<u>S1</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 21 に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p><b>7-15-3~7-15-18 (略)</b></p> <p><b>7-16~7-18 (略)</b></p> <p><b>7-19 被牽引自動車の制動装置</b></p> <p><b>7-19-1 装備要件</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) により牽引されるもの</p> <p>ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 4 の 2. 1. 2. に適合すること。</p>	<p>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)</p> <p>① ②から④までに掲げる自動車以外のものにおいて、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-15 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 21 に適合すること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。) であって車両総重量が 5t を超えるものにおいて、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、UN R13-15 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 13 に適合すること。</p> <p>ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-15 附則 21 に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p><b>7-15-3~7-15-18 (略)</b></p> <p><b>7-16~7-18 (略)</b></p> <p><b>7-19 被牽引自動車の制動装置</b></p> <p><b>7-19-1 装備要件</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) により牽引されるもの</p> <p>ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-15 附則 4 の 2. 1. 2. に適合すること。</p>

新	旧
<p>こと。 イ (略) ②～③ (略)</p> <p><b>7-19-2 性能要件</b> <b>7-19-2-1 (略)</b> <b>7-19-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)</p> <p>① 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15-<u>S1</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15-<u>S1</u> 附則 21 に適合すること。</p> <p>② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置 (慣性制動装置を除く。) は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ア UN R13-15-<u>S1</u> の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 イ (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p><b>7-19-3～7-19-10 (略)</b></p>	<p>イ (略) ②～③ (略)</p> <p><b>7-19-2 性能要件</b> <b>7-19-2-1 (略)</b> <b>7-19-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係)</p> <p>① 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-15 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 21 に適合すること。</p> <p>② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置 (慣性制動装置を除く。) は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ア UN R13-15 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 イ (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p><b>7-19-3～7-19-10 (略)</b></p>
<p><b>7-20 衝突被害軽減制動制御装置</b> <b>7-20-1 (略)</b> <b>7-20-2 性能要件</b> <b>7-20-2-1 (略)</b> <b>7-20-2-2 書面等による審査</b></p> <p>衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</p> <p>(1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02-<u>S2</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。</p>	<p><b>7-20 衝突被害軽減制動制御装置</b> <b>7-20-1 (略)</b> <b>7-20-2 性能要件</b> <b>7-20-2-1 (略)</b> <b>7-20-2-2 書面等による審査</b></p> <p>衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)</p> <p>(1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。</p>

新	旧
<p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-<u>S5</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-<u>S4</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p>
<p>7-20-3～7-20-10 (略)</p>	<p>7-20-3～7-20-10 (略)</p>
<p><b>7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b></p>	<p><b>7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b></p>
<p><b>7-21-1 性能要件</b></p>	<p><b>7-21-1 性能要件</b></p>
<p>7-21-1-1 (略)</p>	<p>7-21-1-1 (略)</p>
<p><b>7-21-1-2 書面等による審査</b></p>	<p><b>7-21-1-2 書面等による審査</b></p>
<p>(1) 牽引自動車（最高速度が 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-15-<u>S1</u> の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-15-<u>S1</u> の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>(1) 牽引自動車（最高速度が 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-15 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-15 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>
<p>7-21-2～7-21-24 (略)</p>	<p>7-21-2～7-21-24 (略)</p>
<p>7-22 (略)</p>	<p>7-22 (略)</p>
<p><b>7-23 燃料装置</b></p>	<p><b>7-23 燃料装置</b></p>
<p>7-23-1～7-23-6 (略)</p>	<p>7-23-1～7-23-6 (略)</p>
<p><b>7-23-7 従前規定の適用③</b></p>	<p><b>7-23-7 従前規定の適用③</b></p>
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 4 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-23-7-1 性能要件</b></p> <p>7-23-7-1-1 (略)</p> <p><b>7-23-7-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする次に掲げる自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの</p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 4 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-23-7-1 性能要件</b></p> <p>7-23-7-1-1 (略)</p> <p><b>7-23-7-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃</p>

新	旧
<p>少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  ② <u>小型自動車</u>  ③ <u>軽自動車</u></p> <p>(5) ~ (7) (略)</p> <p><b>7-23-8~7-23-17 (略)</b>  <b>7-24 (略)</b></p> <p><b>7-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車に限る。)に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。  ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則(平成 28 年経済産業省令第 82 号)第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02-<u>S2</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②~④ (略)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p><b>7-25-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p>	<p>を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p> <p>(5) ~ (7) (略)</p> <p><b>7-23-8~7-23-17 (略)</b>  <b>7-24 (略)</b></p> <p><b>7-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車に限る。)に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。  ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則(平成 28 年経済産業省令第 82 号)第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02-<u>S1</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②~④ (略)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p><b>7-25-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p>

新	旧
<p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係、適用関係告示第 13 条第 29 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-02-<u>S2</u> の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。</p> <p>ア ガス容器は、UN R134-02-<u>S2</u> の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</p> <p>イ ガス容器附属品は、UN R134-02-<u>S2</u> の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあつては、UN R134-02-<u>S2</u> の 7.1. から 7.1.7. までに定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、当分の間、ISO17268 (2020) 以降の改訂版の規定に適合するものは、UN R134-02-<u>S2</u> の 7.1.5. に定める基準に適合するものとみなすことができる。</p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類するものにあつては、UN R134-02-<u>S2</u> の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少</p>	<p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②から⑥までの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係、適用関係告示第 13 条第 29 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>なお、ア及びイに規定する刻印又は標章が、UN R134-02-<u>S1</u> の 4.4. 又は 4.5. に規定する表示の場合は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の別紙 1 及び別紙 6 に定める材料基準に適合することを確認すること。</p> <p>ア ガス容器は、UN R134-02-<u>S1</u> の 5. (5. (a) (iii) を除く。) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</p> <p>イ ガス容器附属品は、UN R134-02-<u>S1</u> の 5. (a) (iii)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあつては、UN R134-02-<u>S1</u> の 7.1. から 7.1.7. までに定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、当分の間、ISO17268 (2020) 以降の改訂版の規定に適合するものは、UN R134-02-<u>S1</u> の 7.1.5. に定める基準に適合するものとみなすことができる。</p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>⑩ 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類するものにあつては、UN R134-02-<u>S1</u> の 7.1.7. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少</p>

新	旧
<p>ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係）</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R137-04 の 5. 2. 7. 又は UN R134-02-<u>S2</u> 附則 5 に定める方法及び UN R137-04 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02-<u>S2</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-02-<u>S2</u> の 7. 2. に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3. 5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-05-S1（5. 2. 7. に限る。）又は UN R94-05-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法並びに UN R134-02-<u>S2</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02-<u>S2</u>（7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに限る。）に適合すること。</p> <p>⑤（略）</p> <p>(3) ～ (5)（略）</p> <p><b>7-25-2～7-25-19（略）</b></p>	<p>ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 3 項、細目告示第 20 条第 4 項、第 98 条第 4 項関係）</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R137-04 の 5. 2. 7. 又は UN R134-02-<u>S1</u> 附則 5 に定める方法及び UN R137-04 附則 3 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02-<u>S1</u> の 7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに適合すること。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-02-<u>S1</u> の 7. 2. に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3. 5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-05-S1（5. 2. 7. に限る。）又は UN R94-05-S1（附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。）に定める方法並びに UN R134-02-<u>S1</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-02-<u>S1</u>（7. 2. 1. から 7. 2. 3. までに限る。）に適合すること。</p> <p>⑤（略）</p> <p>(3) ～ (5)（略）</p> <p><b>7-25-2～7-25-19（略）</b></p>
<p><b>7-26 電気装置</b>  <b>7-26-1～7-26-7（略）</b>  <b>7-26-8 従前規定の適用④</b>  次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 11 項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p><b>7-26-8-1 性能要件</b>  <b>7-26-8-1-1（略）</b>  <b>7-26-8-1-2 書面等による審査</b>  (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員へ</p>	<p><b>7-26 電気装置</b>  <b>7-26-1～7-26-7（略）</b>  <b>7-26-8 従前規定の適用④</b>  次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 11 項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p><b>7-26-8-1 性能要件</b>  <b>7-26-8-1-1（略）</b>  <b>7-26-8-1-2 書面等による審査</b>  (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員へ</p>

新	旧
<p>の傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に定める基準とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>小型自動車</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>軽自動車</u></p> <p>②～③（略）</p> <p>④ <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」4. に定める基準とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>小型自動車</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>軽自動車</u></p> <p>⑤～⑦（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p><b>[フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111]</b></p> <p><b>7-26-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 16 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p><b>7-26-9-1 性能要件</b></p> <p><b>7-26-9-1-1</b>（略）</p> <p><b>7-26-9-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826</p>	<p>の傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に定める基準とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」4. に定める基準とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>⑤～⑦（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p><b>[フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111]</b></p> <p><b>7-26-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 16 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p><b>7-26-9-1 性能要件</b></p> <p><b>7-26-9-1-1</b>（略）</p> <p><b>7-26-9-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）については、</p>

新	旧
<p>号による改正前の細目告示別添 111 「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること</p> <p><u>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  <u>イ 小型自動車</u>  <u>ウ 軽自動車</u></p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】</b></p> <p><b>7-26-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-10-1 性能要件</b></p> <p><b>7-26-10-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-26-10-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p><u>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  <u>イ 小型自動車</u>  <u>ウ 軽自動車</u></p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】</b></p> <p><b>7-26-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-11-1 性能要件</b></p>	<p>平成 28 年 6 月 17 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 111 「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること</p> <p><u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】</b></p> <p><b>7-26-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-10-1 性能要件</b></p> <p><b>7-26-10-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-26-10-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p><u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p> <p>②～⑨ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】</b></p> <p><b>7-26-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-11-1 性能要件</b></p>

新	旧
<p>7-26-11-1-1 (略)</p> <p><b>7-26-11-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ア <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u></p> <p>イ <u>小型自動車</u></p> <p>ウ <u>軽自動車</u></p> <p>②~⑨ (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p><b>7-26-12 (略)</b></p> <p><b>[後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]</b></p> <p><b>7-26-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 31 項関係）</p> <p>①~④ (略)</p> <p><b>7-26-13-1 性能要件</b></p> <p><b>7-26-13-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-26-13-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上のもの及び車両総重量 2.8t を超えるものを除く。）については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること。</p>	<p>7-26-11-1-1 (略)</p> <p><b>7-26-11-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）については、UN R137-00 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②~⑨ (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p><b>7-26-12 (略)</b></p> <p><b>[後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]</b></p> <p><b>7-26-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 31 項関係）</p> <p>①~④ (略)</p> <p><b>7-26-13-1 性能要件</b></p> <p><b>7-26-13-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-26-13-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上のもの及び車両総重量 2.8t を超えるものを除く。）については、細目告示別添 111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3. に適合すること。</p>

新	旧
<p><u>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  <u>イ 小型自動車</u>  <u>ウ 軽自動車</u></p> <p>⑥～⑨ (略)  (4) ～ (6) (略)  <b>7-26-14 (略)</b>  <b>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】</b>  <b>7-26-15 従前規定の適用⑩</b>  次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 27 項関係)</p> <p>①～④ (略)  <b>7-26-15-1 性能要件</b>  <b>7-26-15-1-1 (略)</b>  <b>7-26-15-1-2 書面等による審査</b>  (1) ～ (2) (略)  (3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係)</p> <p>① <u>次に掲げる自動車</u>（乗車定員 11 人以上のもの及び車両総重量 2.8t を超えるものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超え 3.5t 未満のものに限る。）については、UN R137-01-S2 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p><u>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  <u>イ 小型自動車</u>  <u>ウ 軽自動車</u></p> <p>②～⑨ (略)  (4) ～ (6) (略)  <b>7-26-16～7-26-21 (略)</b>  <b>7-27 (略)</b></p> <p><b>7-28 車枠及び車体</b>  <b>7-28-1 性能要件（視認等による審査）</b>  (1) ～ (7) (略)  (8) 次に掲げる自動車は、(7) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第 22 条第 7 項関係、細目告示第 100 条第 7 項関係)</p>	<p>(新設)  (新設)  (新設)</p> <p>⑥～⑨ (略)  (4) ～ (6) (略)  <b>7-26-14 (略)</b>  <b>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】</b>  <b>7-26-15 従前規定の適用⑩</b>  次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 27 項関係)</p> <p>①～④ (略)  <b>7-26-15-1 性能要件</b>  <b>7-26-15-1-1 (略)</b>  <b>7-26-15-1-2 書面等による審査</b>  (1) ～ (2) (略)  (3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係)</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>（乗車定員 11 人以上のもの及び車両総重量 2.8t を超えるものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量 2.8t を超え 3.5t 未満のものに限る。）については、UN R137-01-S2 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>(新設)  (新設)  (新設)</p> <p>②～⑨ (略)  (4) ～ (6) (略)  <b>7-26-16～7-26-21 (略)</b>  <b>7-27 (略)</b></p> <p><b>7-28 車枠及び車体</b>  <b>7-28-1 性能要件（視認等による審査）</b>  (1) ～ (7) (略)  (8) 次に掲げる自動車は、(7) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第 22 条第 7 項関係、細目告示第 100 条第 7 項関係)</p>

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが<u>その全ての位置において</u>155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p><b>7-28-2～7-28-5 (略)</b></p> <p><b>7-28-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和49年6月30日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第2項第2号関係）</p> <p><b>7-28-6-1 性能要件</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる自動車は、(6)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが<u>その全ての位置において</u>155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p><b>7-28-7 従前規定の適用③</b></p> <p>平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第1項第1号関係）</p> <p><b>7-28-7-1 性能要件</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる自動車は、(6)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが<u>その全ての位置において</u>155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p><b>7-29～7-39 (略)</b></p> <p><b>7-40 乗車装置</b></p> <p><b>7-40-1 性能要件</b></p> <p><b>7-40-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-40-1-2 書面等による審査</b></p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p><b>7-28-2～7-28-5 (略)</b></p> <p><b>7-28-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和49年6月30日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第2項第2号関係）</p> <p><b>7-28-6-1 性能要件</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる自動車は、(6)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p><b>7-28-7 従前規定の適用③</b></p> <p>平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第1項第1号関係）</p> <p><b>7-28-7-1 性能要件</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる自動車は、(6)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 物品を積載する装置の後面に、荷台の床面からの高さが155cm以上の煽又はこれに類する構造物（折りたためるものにあつては、折りたたんだ状態とする。）を備える自動車</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p><b>7-29～7-39 (略)</b></p> <p><b>7-40 乗車装置</b></p> <p><b>7-40-1 性能要件</b></p> <p><b>7-40-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-40-1-2 書面等による審査</b></p>

新	旧																								
<p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-04-<del>S3</del> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-<del>S19</del> の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係）</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p><b>7-40-2～7-40-6 (略)</b></p> <p><b>7-41 (略)</b></p> <p><b>7-42 座席</b></p> <p><b>7-42-1 性能要件</b></p> <p><b>7-42-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-42-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係）</p> <p style="text-align: center;">ア～キ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）</td> <td>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</td> <td>UN R17-<del>12</del> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。<u>また、UN R126-00 の 6. に適合する仕切り装置を備える場合にあつては 5. 12. 2. を除く。</u>) に定める基準</td> </tr> <tr> <td>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び</td> <td>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</td> <td>UN R17-<del>12</del> の 5. 3. に定める基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7-42-1-1 (1)</td> <td>次のいずれかに掲げる基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <del>12</del> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。 <u>また、UN R126-00 の 6. に適合する仕切り装置を備える場合にあつては 5. 12. 2. を除く。</u> ) に定める基準	② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <del>12</del> の 5. 3. に定める基準		7-42-1-1 (1)	次のいずれかに掲げる基準	<p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-04-<del>S2</del> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-<del>S18</del> の 6.1.6. に適合するものであればよい。（保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係）</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p><b>7-40-2～7-40-6 (略)</b></p> <p><b>7-41 (略)</b></p> <p><b>7-42 座席</b></p> <p><b>7-42-1 性能要件</b></p> <p><b>7-42-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-42-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係）</p> <p style="text-align: center;">ア～キ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）</td> <td>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</td> <td>UN R17-<del>11-S1</del> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。) に定める基準</td> </tr> <tr> <td>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び</td> <td>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）</td> <td>UN R17-<del>11-S1</del> の 5. 3. に定める基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7-42-1-1 (1)</td> <td>次のいずれかに掲げる基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <del>11-S1</del> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。) に定める基準	② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <del>11-S1</del> の 5. 3. に定める基準		7-42-1-1 (1)	次のいずれかに掲げる基準
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準																							
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <del>12</del> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。 <u>また、UN R126-00 の 6. に適合する仕切り装置を備える場合にあつては 5. 12. 2. を除く。</u> ) に定める基準																							
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <del>12</del> の 5. 3. に定める基準																							
	7-42-1-1 (1)	次のいずれかに掲げる基準																							
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準																							
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <del>11-S1</del> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。) に定める基準																							
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t 以下のもの（③、⑥及び	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <del>11-S1</del> の 5. 3. に定める基準																							
	7-42-1-1 (1)	次のいずれかに掲げる基準																							

新			旧		
⑧に掲げるものを除く。)	アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	ア UN R17- <u>12</u> の 5.2. 及び 6. (6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までの規定を除く。) に定める基準 イ (略)	⑧に掲げるものを除く。)	アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	ア UN R17- <u>11-S1</u> の 5.2. 及び 6. (6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までの規定を除く。) に定める基準 イ (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17- <u>12</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17- <u>11-S1</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>12</u> の 5.2. 及び 6. (6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R17- <u>12</u> の 5.3. に定める基準 ウ (略)		7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>11-S1</u> の 5.2. 及び 6. (6.1.5. 及び 6.4. から 6.7. までの規定を除く。) に定める基準 イ UN R17- <u>11-S1</u> の 5.3. に定める基準 ウ (略)
④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17- <u>12</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準	④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17- <u>11-S1</u> 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17- <u>12</u> の 5.3. に定める基準	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17- <u>11-S1</u> の 5.3. に定める基準
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>12</u> の 5.3. に定める基準 イ (略)		7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17- <u>11-S1</u> の 5.3. に定める基準 イ (略)

新			旧		
を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）			を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。）		
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>12</u> の 5. 3. に定める基準	⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。）	UN R17- <u>11-S1</u> の 5. 3. に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <u>12</u> の 5. 3. に定める基準	⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。）	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17- <u>11-S1</u> の 5. 3. に定める基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び (5) の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-<u>12</u> の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5. 12. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</p> <p>(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-<u>12</u> の 5. 2. 4. の規定又は UN R80-04-S1 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</p> <p><b>7-42-2~7-42-3 (略)</b></p> <p><b>7-42-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p><u>(13) 次に掲げる自動車については、7-42-17 (従前規定の適用⑬) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 12 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及</u></p>			<p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び (5) の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-<u>11-S1</u> の 5. 2. 4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5. 12. 及び 6. 3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</p> <p>(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）の座席及び当該座席の取付装置にあっては、UN R17-<u>11-S1</u> の 5. 2. 4. の規定又は UN R80-04-S1 付録 1 の 1. 2. 及び付録 5 の 1. 3. 3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</p> <p><b>7-42-2~7-42-3 (略)</b></p> <p><b>7-42-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>		

新	旧
<p><u>び多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年8月31日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和11年8月31日以前のもの</u></p> <p><b>7-42-5～7-42-16（略）</b></p> <p><b>7-42-17 従前規定の適用⑬</b></p> <p><u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第19条第12項関係）</u></p> <p>① <u>令和9年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年8月31日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和11年8月31日以前のもの</u></p> <p><b>7-42-17-1 性能要件</b></p> <p><b>7-42-17-1-1 視認等による審査</b></p> <p><u>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</u></p> <p><u>ア 7-42-1-1 (1) アに同じ。</u></p> <p><u>イ 7-42-1-1 (1) イに同じ。</u></p> <p><u>ウ 7-42-1-1 (1) ウに同じ。</u></p> <p>① <u>7-42-1-1 (1) ①に同じ。</u></p>	<p>7-42-5～7-42-16（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>② 7-42-1-1 (1) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</u></p> <p><u>ア 7-42-1-1 (1) ③アに同じ。</u></p> <p><u>イ 7-42-1-1 (1) ③イに同じ。</u></p> <p><u>ウ 7-42-1-1 (1) ③ウに同じ。</u></p> <p><u>エ 7-42-1-1 (1) ③エに同じ。</u></p> <p><u>オ 7-42-1-1 (1) ③オに同じ。</u></p> <p><u>カ 7-42-1-1 (1) ③カに同じ。</u></p> <p><u>キ 7-42-1-1 (1) ③キに同じ。</u></p> <p><u>ク 7-42-1-1 (1) ③クに同じ。</u></p> <p><u>ケ 7-42-1-1 (1) ③ケに同じ。</u></p> <p><u>④ 7-42-1-1 (1) ④に同じ。</u></p> <p><u>⑤ 7-42-1-1 (1) ⑤に同じ。</u></p> <p><u>(2) 7-42-1-1 (2) に同じ。</u></p> <p><u>(3) 7-42-1-1 (3) に同じ。</u></p> <p><u>(4) 7-42-1-1 (4) に同じ。</u></p> <p><u>(5) 7-42-1-1 (5) に同じ。</u></p> <p><b>7-42-17-1-2 書面等による審査</b></p> <p><u>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（座席取付装置を含む。）は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係）</u></p> <p><u>ア またがり式の座席</u></p> <p><u>イ 容易に折り畳むことができる座席であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(イ) 通路に設けられるもの</u></p> <p><u>(イ) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの</u></p> <p><u>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席</u></p> <p><u>エ 横向きに備えられた座席</u></p> <p><u>オ 後向きに備えられた座席</u></p> <p><u>カ 非常口附近に備えられた座席</u></p> <p><u>キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席</u></p>	

新			旧
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	
① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-11-S1 の5.及び6. (5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.7.までの規定を除く。また、UN R126-00 の6.に適合する仕切り装置を備える場合にあっては5.12.2.を除く。)に定める基準	
② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-11-S1 の5.3.に定める基準	
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-11-S1 の5.2.及び6.(6.1.5.及び6.4.から6.7.までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R80-04-S1 の5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に定める基準	
	7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席	次に掲げる基準 ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。 イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。 ウ 座席の後面部分は、当該自動車が発生する衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。	
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-11-S1 又は UN R17-08-S4 の5.3.に定める基準	
	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備え	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-11-S1 の5.2.及び6.(6.1.5.及び6.4.から6.7.までの規	

新			旧
<u>送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)</u>	<u>る座席(運転者席を除く。)</u>	<u>定を除く。)</u> に定める基準 <u>イ UN R17-11-S1 の 5.3. に定める基準</u> <u>ウ UN R80-04-S1 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。)</u> に定める基準	
④ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの (⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)</u>	<u>UN R17-11-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.3. に定める基準</u>	
	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)</u>	<u>UN R80-04-S1 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。)</u> に定める基準	
	<u>7-42-1-1 (1) アからウまでに掲げる座席以外の座席</u>	<u>次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が発生する衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>	
⑤ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるもの (専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)</u>	<u>UN R17-11-S1 の 5.3. に定める基準</u>	
	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席(運転者</u>	<u>次のいずれかに掲げる基準</u> <u>ア UN R17-11-S1 の 5.3. に定める基準</u> <u>イ UN R80-04-S1 の 5.、6. 及び 7. (7.4. を除く。)</u> に定める基準	

新			旧
<u>者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)</u>	<u>席を除く。)</u>		
<u>⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。)</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席（運転者席に限る。)</u>	<u>UN R17-11-S1 の 5.3. に定める基準</u>	
<u>⑦ 貨物の運送の用に供する自動車（⑧に掲げるものを除く。)</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>UN R17-11-S1 の 5.3. に定める基準</u>	
<u>⑧ 緊急自動車</u>	<u>7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席</u>	<u>①から⑦の基準にかかわらず次に掲げる基準</u> <u>ア 座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取付けられていること。</u> <u>イ 座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。</u> <u>ウ 座席の後面部分は、当該自動車が発生する衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。</u>	
<u>(2) 次に掲げる座席及び座席取付装置であって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u>			
<u>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</u>			
<u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u>			
<u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置</u>			

新	旧
<p><u>置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u></p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「<u>これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置</u>」とする。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)</u> の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-11-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、<u>座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</u></p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)</u> 及び<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置</u>であって、UN R17-11-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定、UN R80-04-S1 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、<u>座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</u></p> <p>③ <u>FMVSS 207 に適合する装置(7-42-17-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</u></p> <p>④ <u>CMVSS 207 に適合する装置(7-42-17-1-2 (1) ④の自動車を除く。)</u></p> <p>(4) <u>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び(5)の自動車を除く。)</u> の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-11-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、<u>座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよく、同規則 5.12. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものであればよい。</u></p> <p>(5) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)</u> の座席及び当該座席の取付装置にあつては、UN R17-11-S1 の 5.2.4. の規定又は UN R80-04-S1 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、<u>座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員が傷害を受ける危険性のある鋭利な突起等がないものであればよい。</u></p> <p>7-43 (略)</p> <p>7-44 座席ベルト等</p> <p>7-44-1 (略)</p> <p>7-44-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>7-43 (略)</p> <p>7-44 座席ベルト等</p> <p>7-44-1 (略)</p> <p>7-44-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) 7-44-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-<u>S1</u> の 6.、7. 及び UN R173-<u>01</u> の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-<u>S1</u> の 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(5) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R173-<u>01</u> の 5. 1. から 5. 3. 4.（5. 2. 2. 5. を除く。）までに適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-10-<u>S1</u> の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</p> <p>②～⑤（略）</p> <p><b>7-44-3</b>（略）</p> <p><b>7-44-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 次に掲げる自動車にあつては 7-44-16（従前の規定の適用⑫）を適用する。（適用関係告示第 20 条第 27 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>③（略）</p> <p><u>(13) 次に掲げる自動車にあつては 7-44-17（従前の規定の適用⑬）を適用する。（適用関係告示第 20 条第 29 項関係）</u></p> <p>① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p>	<p>(4) 7-44-1 に規定する座席ベルト（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173-<u>00</u> の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(5) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R173-<u>00</u> の 5. 1. から 5. 3. 4.（5. 2. 2. 5. を除く。）までに適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-10 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について（依命通達）」の一部改正について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</p> <p>②～⑤（略）</p> <p><b>7-44-3</b>（略）</p> <p><b>7-44-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 次に掲げる自動車にあつては 7-44-16（従前の規定の適用⑫）を適用する。（適用関係告示第 20 条第 27 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>④（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧																								
<p><u>イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの</u></p> <p><b>7-44-5～7-44-6</b> (略)</p> <p><b>7-44-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和62年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの)にあつては昭和62年2月28日、輸入自動車にあつては昭和63年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第3項関係)</p> <p><b>7-44-7-1 装備要件</b></p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(7-42-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>座席の種別</th> <th>座席ベルトの種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの</td> <td>運転者席及びこれと並列の座席</td> <td>第二種座席ベルト(固定した屋根を有さないために、7-44-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあつては、第一種座席ベルト)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>専ら乗用の用に供する普通自動車</li> <li>小型自動車</li> <li>軽自動車</li> </ul> </td> <td>運転者席及びこれと並列の座席以外の座席</td> <td>第一種座席ベルト</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-44-7-2</b> (略)</p> <p><b>7-44-8 従前規定の適用④</b></p> <p>平成6年3月31日(輸入自動車にあつては平成7年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第2項関係)</p>	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	次に掲げる自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト(固定した屋根を有さないために、7-44-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあつては、第一種座席ベルト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら乗用の用に供する普通自動車</li> <li>小型自動車</li> <li>軽自動車</li> </ul>	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト	(略)	(略)	(略)	<p><b>7-44-5～7-44-6</b> (略)</p> <p><b>7-44-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和62年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であつて輸入自動車以外のもの)にあつては昭和62年2月28日、輸入自動車にあつては昭和63年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第3項関係)</p> <p><b>7-44-7-1 装備要件</b></p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(7-42-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>座席の種別</th> <th>座席ベルトの種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの <u>(新設)</u></td> <td>運転者席及びこれと並列の座席</td> <td>第二種座席ベルト(固定した屋根を有さないために、7-44-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあつては、第一種座席ベルト)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></td> <td>運転者席及びこれと並列の座席以外の座席</td> <td>第一種座席ベルト</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-44-7-2</b> (略)</p> <p><b>7-44-8 従前規定の適用④</b></p> <p>平成6年3月31日(輸入自動車にあつては平成7年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第2項関係)</p>	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの <u>(新設)</u>	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト(固定した屋根を有さないために、7-44-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあつては、第一種座席ベルト)	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト	(略)	(略)	(略)
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別																							
次に掲げる自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト(固定した屋根を有さないために、7-44-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあつては、第一種座席ベルト)																							
<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら乗用の用に供する普通自動車</li> <li>小型自動車</li> <li>軽自動車</li> </ul>	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト																							
(略)	(略)	(略)																							
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別																							
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの <u>(新設)</u>	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト(固定した屋根を有さないために、7-44-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあつては、第一種座席ベルト)																							
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト																							
(略)	(略)	(略)																							

新			旧		
<b>7-44-8-1 装備要件</b> (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。			<b>7-44-8-1 装備要件</b> (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。		
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① <u>次に掲げる自動車</u> であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席	第二種座席ベルト	① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u> であつて、乗車定員 10 人以下の自動車 <u>(新設)</u>	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席	第二種座席ベルト
	<u>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</u> <u>イ 小型自動車</u> <u>ウ 軽自動車</u>	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席		第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)			(2) (略)		
<b>7-44-8-2 (略)</b>			<b>7-44-8-2 (略)</b>		
<b>7-44-9 従前規定の適用⑤</b>			<b>7-44-9 従前規定の適用⑤</b>		
平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)			平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)		
<b>7-44-9-1 装備要件</b>			<b>7-44-9-1 装備要件</b>		
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。			(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席（7-42-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。		
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別	自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① <u>次に掲げる自動車</u> であつて、乗車定員 10 人以下の自動車	運転者席その他自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト	① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u> であつて、乗車定員 10 人以下の自動車 <u>(新設)</u>	運転者席その他自動車の側面に隣接する座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト
	<u>ア 専ら乗用の用に供する普通自動車</u>	上欄に掲げる座席以外の座席		第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	上欄に掲げる座席以外の座席
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
<u>通自動車</u>		席ベルト	<u>(新設)</u>		席ベルト
<u>イ 小型自動車</u>			<u>(新設)</u>		
<u>ウ 軽自動車</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(2) (略)</p> <p><b>7-44-9-2</b> (略)</p> <p><b>7-44-10~7-44-15</b> (略)</p> <p><b>7-44-16 従前の規定の適用⑫</b></p> <p>次に掲げる自動車にあっては、<u>次の基準に適合するものであればよい。</u> (適用関係告示第20条第27項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p><b>7-44-16-1 装備要件</b></p> <p>7-44-1に同じ。</p> <p><b>7-44-16-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p><u>(1) 7-44-2 (1) に同じ。</u></p> <p><u>(2) 7-44-2 (2) に同じ。</u></p> <p><u>(3) 7-44-2 (3) に同じ。</u></p> <p><u>(4) 7-44-1に規定する座席ベルト (乗車定員10人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)</u>は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-09の6.、7.及びUN R16-09の8.1.から8.3.6.まで (補助座席のうち通路に設けられるものにはUN R16-09の6.及び7.に限る。) に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれ</u></p>			<p>(2) (略)</p> <p><b>7-44-9-2</b> (略)</p> <p><b>7-44-10~7-44-15</b> (略)</p> <p><b>7-44-16 従前の規定の適用⑫</b></p> <p>次に掲げる自動車にあっては、<u>7-44-2の規定中「UN R16-10」とあるのを「UN R16-09」と「UN R173-00の5.」とあるのを「UN R16-09の8.1.から8.3.6.まで」と、「UN R173-00の5.1.から5.3.4. (5.2.2.5.を除く。)」とあるのを「UN R16-09の8.1.から8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)」と読み替えることができる。</u> (適用関係告示第20条第27項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和9年8月31日以前のもの</u></p> <p>④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>		

新	旧
<p><u>に準ずる性能を有する座席ベルト</u></p> <p>(5) <u>7-44-2 (5) に同じ。</u></p> <p>(6) <u>7-44-2 (6) に同じ。</u></p> <p>(7) <u>7-44-2 (7) に同じ。</u></p> <p>(8) <u>7-44-2 (8) に同じ。</u></p> <p>(9) <u>7-44-2 (9) に同じ。</u></p> <p>(10) <u>7-44-2 (10) に同じ。</u></p> <p>(11) <u>7-44-2 (11) に同じ。</u></p> <p>(12) <u>次に掲げるものは (4) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u>  <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-09 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。) までに適合するものでなければならぬ。</u></p> <p>① <u>UN R16-09 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u></p> <p>② <u>7-44-2 (12) ②に同じ。</u></p> <p>③ <u>7-44-2 (12) ③に同じ。</u></p> <p>④ <u>7-44-2 (12) ④に同じ。</u></p> <p>⑤ <u>7-44-2 (12) ⑤に同じ。</u></p> <p><b>7-44-17 従前規定の適用⑬</b></p> <p><u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 29 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p><b>7-44-17-1 装備要件</b></p> <p><u>7-44-1 に同じ。</u></p> <p><b>7-44-17-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) <u>7-44-2 (1) に同じ。</u></p> <p>(2) <u>7-44-2 (2) に同じ。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>(3) 7-44-2 (3) に同じ。</u></p> <p><u>(4) 7-44-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)</u> は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-10-S1 の 6.、7. 及び UN R173-00 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. に限る。) に適合するものでなければならない。  <u>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u></p> <p><u>(5) 7-44-2 (5) に同じ。</u></p> <p><u>(6) 7-44-2 (6) に同じ。</u></p> <p><u>(7) 7-44-2 (7) に同じ。</u></p> <p><u>(8) 7-44-2 (8) に同じ。</u></p> <p><u>(9) 7-44-2 (9) に同じ。</u></p> <p><u>(10) 7-44-2 (10) に同じ。</u></p> <p><u>(11) 7-44-2 (11) に同じ。</u></p> <p><u>(12) 次に掲げるものは (4) ③ に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</u>  <u>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R173-00 の 5.1. から 5.3.4. (5.2.2.5. を除く。) までに適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① UN R16-10-S1 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの</u></p> <p><u>② 7-44-2 (12) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 7-44-2 (12) ③に同じ。</u></p> <p><u>④ 7-44-2 (12) ④に同じ。</u></p> <p><u>⑤ 7-44-2 (12) ⑤に同じ。</u></p>	
7-45 座席ベルト非装着時警報装置	7-45 座席ベルト非装着時警報装置

新	旧
<p><b>7-45-1 装備要件</b>  次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>① (略)  ② UN R16-10-S1 の 2.1.4. に定める座席ベルト  ③～⑨ (略)</p> <p><b>7-45-2 性能要件（視認等による審査）</b>  (1)～(3) (略)</p> <p><b>7-45-3～7-45-5 (略)</b></p> <p><b>7-45-6 従前規定の適用②</b>  平成 26 年 2 月 2 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 10 項関係）</p> <p><b>7-45-6-1 装備要件</b>  <u>次に掲げる自動車</u>であって、乗車定員 10 人未満のものには、7-45-6-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  ② <u>小型自動車</u>  ③ <u>軽自動車</u></p> <p><b>7-45-6-2 (略)</b></p> <p><b>7-45-7 従前規定の適用③</b>  次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-45-7-1 装備要件</b>  <u>次に掲げる自動車</u>であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、7-45-7-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  ② <u>小型自動車</u>  ③ <u>軽自動車</u></p> <p><b>7-45-7-2 (略)</b></p> <p><b>7-45-8 (略)</b></p> <p><b>7-45-9 従前規定の適用⑤</b>  次に掲げる自動車については、<u>次の基準に適合するものであればよい。</u>（適用関係告示第 20 条第 27 項関係）</p>	<p><b>7-45-1 装備要件</b>  次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>① (略)  ② UN R16-10 の 2.1.4. に定める座席ベルト  ③～⑨ (略)</p> <p><b>7-45-2 性能要件（視認等による審査）</b>  (1)～(3) (略)</p> <p><b>7-45-3～7-45-5 (略)</b></p> <p><b>7-45-6 従前規定の適用②</b>  平成 26 年 2 月 2 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 10 項関係）</p> <p><b>7-45-6-1 装備要件</b>  <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>であって、乗車定員 10 人未満のものには、7-45-6-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)  (新設)  (新設)</p> <p><b>7-45-6-2 (略)</b></p> <p><b>7-45-7 従前規定の適用③</b>  次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 21 項、第 22 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-45-7-1 装備要件</b>  <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>であって、乗車定員 10 人未満の自動車には、7-45-7-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)  (新設)  (新設)</p> <p><b>7-45-7-2 (略)</b></p> <p><b>7-45-8 (略)</b></p> <p><b>7-45-9 従前規定の適用⑤</b>  次に掲げる自動車については、<u>7-45-1 及び 8-45-1 の規定中、「UN R16-10」を「UN R16-09」と読み替えることができる。</u>（適用関係告示第 20 条第 27 項関係）</p>

新	旧						
<p>①～③ (略)</p> <p><b>7-45-9-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑨までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="203 405 1102 628"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>座席の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの</td> <td>運転者席及びその他の座席</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</td> <td>運転者席及びこれと並列の座席</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 7-45-1①に同じ。  ② UN R16-09 の 2.1.4. に定める座席ベルト  ③ 7-45-1③に同じ。  ④ 7-45-1④に同じ。  ⑤ 7-45-1⑤に同じ。  ⑥ 7-45-1⑥に同じ。  ⑦ 7-45-1⑦に同じ。  ⑧ 7-45-1⑧に同じ。  ⑨ 7-45-1⑨に同じ。</p> <p><b>7-45-9-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 7-45-2 (1) に同じ。  (2) 7-45-2 (2) に同じ。  (3) 7-45-2 (3) に同じ。</p> <p><b>7-46 頭部後傾抑止装置等</b></p> <p><b>7-46-1 装備要件</b></p> <p>自動車(車両総重量が 3.5t を超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(7-42-1-2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限り</p>	自動車の種別	座席の種類	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席及びその他の座席	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席	<p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-46 頭部後傾抑止装置等</b></p> <p><b>7-46-1 装備要件</b></p> <p>自動車(車両総重量が 3.5t を超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(7-42-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限り</p>
自動車の種別	座席の種類						
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席及びその他の座席						
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席						

新	旧
<p>でない。(保安基準第 22 条の 4 第 1 項、第 2 項関係)</p> <p><b>7-46-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係、細目告示第 109 条第 1 項関係)</p> <p>① 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) <u>の座席 (7-42-1-2 (1) アからエまでに掲げる座席を除く。)</u> に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-12 の 5. 4. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までに適合するものでなければならない。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの (車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。) に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-12 の 5. 4. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. まで又は UN R80-04-S1 の 5. 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-46-3 (略)</b></p> <p><b>7-46-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 次に掲げる自動車については、7-46-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 21 条第 6 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p><b>7-46-5~7-46-10 (略)</b></p> <p><b>7-46-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p><u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 6 項関係)</u></p>	<p>でない。(保安基準第 22 条の 4 第 1 項<u>関係</u>、<u>保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係</u>)</p> <p><b>7-46-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p> <p>(1) 自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 4 第 2 項関係、細目告示第 109 条第 1 項関係)</p> <p>① 自動車 (<u>車両総重量が 3.5t を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のものを除く。)</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-<u>11-S1</u> の 5. 4. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までに適合するものでなければならない。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの (車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。) に備える頭部後傾抑止装置にあっては、UN R17-<u>11-S1</u> の 5. 4. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. まで又は UN R80-04-S1 の 5. 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-46-3 (略)</b></p> <p><b>7-46-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-46-5~7-46-10 (略)</b></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>① <u>令和9年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和11年8月31日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和11年8月31日以前のもの</u></p> <p><b>7-46-11-1 装備要件</b></p> <p><u>自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（7-42-1-2（1）アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-46-11-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</u></p> <p><u>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><b>7-46-11-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) <u>自動車に備える頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（7-42-1-2（1）アからエまでに掲げる座席を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-11-S1の5.4.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.7.までに適合するものでなければならない。</u></p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの（車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）に備える頭部後傾抑止装置にあつては、UN R17-11-S1の5.4.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.7.まで又はUN R80-04-S1の5.6.に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる頭部後傾抑止装置であつて、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないもの又はこれに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置は、(1)の基準</u></p>	

新	旧
<p>に適合するものとする。(細目告示第 109 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置</p> <p>④ JIS D 4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの</p> <p>(3) FMVSS 202a 又は CMVSS 202a に適合する頭部後傾抑止装置 (7-42-1-2 (1) ④の自動車を除く。) であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有する頭部後傾抑止装置」とする。</p>	
<p><b>7-47 年少者用補助乗車装置等</b></p>	<p><b>7-47 年少者用補助乗車装置等</b></p>
<p>7-47-1 (略)</p>	<p>7-47-1 (略)</p>
<p><b>7-47-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p>	<p><b>7-47-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-04-<u>S3</u> の 4.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p>	<p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-04-<u>S2</u> の 4.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p>
<p>ただし、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人未満の自動車を除く。) に取付けられるものにあつては、UN R170-00-<u>S1</u> の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係)</p>	<p>ただし、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人未満の自動車を除く。) に取付けられるものにあつては、UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04-<u>S3</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R170-00-<u>S1</u> の 5.、7. 及び 8. の基準に適合しないものとする。(細目告示第 110 条第 4 項関係)</p>	<p>(4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置は、UN R129-04-<u>S2</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R170-00 の 5.、7. 及び 8. の基準に適合しないものとする。(細目告示第 110 条第 4 項関係)</p>
<p>①～④ (略)</p>	<p>①～④ (略)</p>
<p>(5) ～ (8) (略)</p>	<p>(5) ～ (8) (略)</p>
<p>(9) 次に掲げる装置 (①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。) については、(2) 本文中「UN R129-04-<u>S3</u> の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-<u>S19</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係)</p>	<p>(9) 次に掲げる装置 (①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。) については、(2) 本文中「UN R129-04-<u>S2</u> の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係)</p>
<p>①～③ (略)</p>	<p>①～③ (略)</p>
<p>(10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04-<u>S3</u>」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 16 項関係)</p>	<p>(10) 次に掲げる年少者用補助乗車装置については、(2) 本文中「UN R129-04-<u>S2</u>」とあるのを、「UN R129-03-S9」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 16 項関係)</p>
<p>①～② (略)</p>	<p>①～② (略)</p>

新	旧
<p>7-47-3～7-47-9 (略) 7-48～7-53 (略)</p> <p><b>7-54 窓ガラス</b> <b>7-54-1 性能要件 (書面等による審査)</b> (1) ～ (6) (略) (7) 次に掲げる窓ガラスであって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。 <u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その機能を損なうおそれのある損傷等のあるものとする。</u> (細目告示第 117 条第 7 項関係) ①～③ (略) (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。 <u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u> (細目告示第 117 条第 8 項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>(略) 注 1～注 4 (略)</p> <p><b>7-54-2～7-54-4 (略)</b> <b>7-54-5 従前規定の適用①</b> 昭和 32 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (幼児専用車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-54-5-1 性能要件</b> (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 <u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p><b>7-54-6 従前規定の適用②</b> 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-54-6-1 性能要件</b> (1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に</p>	<p>7-47-3～7-47-9 (略) 7-48～7-53 (略)</p> <p><b>7-54 窓ガラス</b> <b>7-54-1 性能要件 (書面等による審査)</b> (1) ～ (6) (略) (7) 次に掲げる窓ガラスであって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 7 項関係)</p> <p>①～③ (略) (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>(略) 注 1～注 4 (略)</p> <p><b>7-54-2～7-54-4 (略)</b> <b>7-54-5 従前規定の適用①</b> 昭和 32 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (幼児専用車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-54-5-1 性能要件</b> (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-54-6 従前規定の適用②</b> 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-54-6-1 性能要件</b> (1) ～ (2) (略) (3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に</p>

新	旧
<p>合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-54-7-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-8 従前規定の適用④</b></p> <p>昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-54-8-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p>	<p>合するものとする。</p> <p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-54-7-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-8 従前規定の適用④</b></p> <p>昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-54-8-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>

新	旧
<p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p>	<p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>注 (略)</p>	<p>注 (略)</p>
<p><b>7-54-9 従前規定の適用⑤</b></p>	<p><b>7-54-9 従前規定の適用⑤</b></p>
<p>昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)</p>	<p>昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)</p>
<p><b>7-54-9-1 性能要件</b></p>	<p><b>7-54-9-1 性能要件</b></p>
<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p>	<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p>
<p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p>	
<p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p>	<p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p>
<p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>注 (略)</p>	<p>注 (略)</p>
<p><b>7-54-10 従前規定の適用⑥</b></p>	<p><b>7-54-10 従前規定の適用⑥</b></p>
<p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係)</p>	<p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係)</p>
<p><b>7-54-10-1 性能要件</b></p>	<p><b>7-54-10-1 性能要件</b></p>
<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>	<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>
<p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p>	
<p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>	<p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>

新	旧
<p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-11 従前規定の適用㉞</b></p> <p>昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のものにあつては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係）</p> <p><b>7-54-11-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-12 従前規定の適用㉟</b></p> <p>平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 1 項関係）</p> <p><b>7-54-12-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷のあるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-11 従前規定の適用㉞</b></p> <p>昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて輸入自動車以外のものにあつては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係）</p> <p><b>7-54-11-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p><b>7-54-12 従前規定の適用㉟</b></p> <p>平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 1 項関係）</p> <p><b>7-54-12-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラスであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <p>(略)</p>

新	旧		
<p>注 (略)</p> <p><b>7-54-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>令和元年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第4項関係)</p> <p><b>7-54-13-1 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷等のあるものとする。</u></p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その性能を損なう損傷等のあるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="201 842 1104 877"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 (略)</p> <p><b>7-55 (略)</b></p> <p><b>7-56 騒音防止装置</b></p> <p><b>7-56-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度20km/h未満のものであって、技術的最大許容質量が2.8t以下の自動車</u>を除く。)は、UN R51-03-S10の6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ3に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。)に</p>	(略)	<p>注 (略)</p> <p><b>7-54-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>令和元年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第4項関係)</p> <p><b>7-54-13-1 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラスであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。</p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 842 2085 877"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 (略)</p> <p><b>7-55 (略)</b></p> <p><b>7-56 騒音防止装置</b></p> <p><b>7-56-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車<u>及び</u>大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S10の6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ3に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。)に</p>	(略)
(略)			
(略)			

新	旧
<p>は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。)に定める基準に適合する構造であることとし、<u>内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S10 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S10 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。</u></p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで）の範囲にあればよい。</p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）</u>は、UN R41-06 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよく、令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-S10 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p>	<p>定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで）の範囲にあればよい。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S3 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよく、令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-05-S3 の 6.1.及び 6.2.に適合することが明らかである二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）又は UN R51-03-S10 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）適合することが明らかである自動車。（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p>

新	旧
<p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-06 又は UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p><b>7-56-3 (略)</b></p> <p><b>7-56-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、7-56-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 40 項関係）</u></p> <p>① <u>令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</u></p> <p>② <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であつて、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u></p> <p><b>7-56-5～7-56-7 (略)</b></p> <p><b>7-56-8 従前規定の適用④</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p>	<p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-05 又は UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p><b>7-56-3 (略)</b></p> <p><b>7-56-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-56-5～7-56-7 (略)</b></p> <p><b>7-56-8 従前規定の適用④</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p>

新	旧
<p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-8-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-8-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-8-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-8-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車</u>を除く。)は、UN R51-03-S9 の 6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であることとし、<u>内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S9 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S9 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。</u></p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm<sup>3</sup>を超え 1495 cm<sup>3</sup>未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p><b>7-56-9 (略)</b></p> <p><b>7-56-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-56-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-10-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2-2</b></p>	<p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-8-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-8-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-8-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-8-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車<u>及び</u>大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S9 の 6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm<sup>3</sup>を超え 1495 cm<sup>3</sup>未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p><b>7-56-9 (略)</b></p> <p><b>7-56-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-56-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-10-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-10-2-2</b></p>

新	旧
<p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車</u>を除く。）は、UN R51-03-S2 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であることとし、<u>内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S2 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S2 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。</u></p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の<u>-10%から+20%まで</u>（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から<u>+20%まで</u>）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-56-11-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-11-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車</u>を除く。）は、UN R51-03-S5 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であることとし、<u>内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S5 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S5 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。</u></p>	<p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の<u>±10%</u>（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から<u>+10%</u>）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-56-11-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-11-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-11-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車<u>及び</u>大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S5 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</p>

新	旧
<p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の<u>-10%から+20%まで</u>（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から<u>+20%まで</u>）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-56-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-12-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-12-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-12-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車<u>（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）</u>は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8 の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p><b>7-56-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-13-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-13-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-13-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-13-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>大型特殊自動車及び内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高</u></p>	<p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の<u>±10%</u>（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から<u>+10%</u>）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-56-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-56-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-12-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-12-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-12-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8 の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p><b>7-56-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-13-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-13-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-13-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-13-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車<u>及び</u>大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S9 の 6. (6. 2. 1. 2. 、6. 2. 3.</p>

新	旧
<p><u>速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t 以下の自動車</u>を除く。)は、UN R51-03-S9 の 6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であつてもよい。)に定める基準に適合する構造であることとし、<u>内燃機関以外を原動機とする自動車のうち、最高速度 20km/h 未満のものであって、技術的最大許容質量が 2.8t を超える自動車については「UN R51-03-S9 の 6.」とあるものは「UN R51-03-S9 の附則 5」に定める基準に適合する構造であればよい。</u></p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm<sup>3</sup>を超え 1495 cm<sup>3</sup>未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(11)(略)</p> <p><b>7-56-14 従前規定の適用⑩</b></p> <p><u>次に掲げる二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 40 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</u></p> <p>② <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>ウ <u>令和 11 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車又は新たに多仕様自動車による取扱いを受けた自動車であつて、令和 11 年 8 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>エ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u></p>	<p>及び 6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であつてもよい。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm<sup>3</sup>を超え 1495 cm<sup>3</sup>未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(11)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><b>7-56-14-1 装備要件</b>  <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-14-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u></p> <p><b>7-56-14-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-14-2-1 視認等による審査</b>  <u>7-56-2-1に同じ。</u></p> <p><b>7-56-14-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) <u>新たに運行の用に供しようとする二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度 20km/h 未満のものを除く。）は、騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-05-S3 の 6.（6.3.及び6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）に適合する構造であること。</u>  <u>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</u></p> <p>(2) <u>新たに運行の用に供しようとする自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</u></p> <p>① <u>原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u>  <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>② <u>消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</u>  <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>③ <u>1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</u>  <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（1）のなお書きに定める範囲にあるものは、（1）の前段の基準に適合するものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</u></p> <p><u>(4) 使用の過程にある二輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (6) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</u></p> <p><u>(5) 使用の過程にある二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u></p> <p><u>① 次のいずれかの表示がある消音器</u></p> <p><u>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標 (DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</u>  <u>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</u></p> <p><u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u></p> <p><u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</u></p> <p><u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</u></p> <p><u>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</u>  <u>(イ) 株式会社 JQR</u>  <u>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u>  <u>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</u></p> <p><u>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</u></p> <p><u>(ア) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u>  <u>(イ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</u>  <u>(ウ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u></p> <p><u>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</u>  <u>(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する</u></p>	

新	旧
<p><u>規定)</u></p> <p><u>(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</u></p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車<del>が</del>現に備えている消音器</p> <p>ア <u>加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</u></p> <p><u>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</u></p> <p><u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</u></p> <p><u>(イ) 原動機の型式</u></p> <p><u>(ウ) 最高出力</u></p> <p><u>(エ) 変速機の種類</u></p> <p><u>(オ) 消音器の個数</u></p> <p><u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u></p> <p><u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u></p> <p><u>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u></p> <p><u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u></p> <p><u><math>0.95S</math> (又は、<math>S-20</math>) <math>\leq S1</math></u></p> <p>イ <u>騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</u></p> <p>ウ <u>次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定</u></p>	

新	旧
<p><u>に適合することが明らかである自動車。</u>  <u>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)に限る。</u>  この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。  なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p><u>(ア) COC ペーパー</u>  <u>(イ) WVTA ラベル</u>  <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u></li> </ul> <p><u>(エ) EU 加盟国の自動車検査証等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</u></li> </ul> <p><u>(6) 使用の過程にある二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</u></p> <p><u>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</u></p> <p><u>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</u></p> <p><u>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u></p> <p><u>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</u></p> <p><u>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</u></p> <p><u>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</u></p> <p><u>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-05-S3 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。</u>  この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。  <u>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</u></p>	

新	旧
<p> <u>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</u> </p> <p> <u>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u> </p> <p> <u>(イ) 原動機の型式</u> </p> <p> <u>(ウ) 最高出力</u> </p> <p> <u>(エ) 変速機の種類</u> </p> <p> <u>(オ) 消音器の個数</u> </p> <p> <u>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</u> </p> <p> <u>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</u> </p> <p> <u>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</u> </p> <p> <u>(参考)</u> </p> <p> <u>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</u> </p> <p> <u>試験自動車の車両総重量：S (kg)</u> </p> <p> <u><math>0.95S</math> (又は、<math>S-20</math>) <math>\leq S1</math></u> </p> <p> <u>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</u> </p> <p> <u>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-05 に適合することが明らかである自動車。</u> </p> <p> <u>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</u> </p> <p> <u>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</u> </p> <p> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</u> </p> <p> <u>(7) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</u> </p> <p> <u>(イ) WVTA ラベル（車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。）</u> </p> <p> <u>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</u> </p> <p> <u>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該</u> </p>	

新	旧
<p><u>認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマーク</u></p> <p><u>(7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</u></p> <p><u>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</u></p> <p><u>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</u></p> <p><u>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</u></p> <p><u>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</u></p> <p>7-57～7-101（略）</p> <p><b>7-102 車線逸脱警報装置</b></p> <p>7-102-1（略）</p> <p><b>7-102-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-01 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p><u>なお、当分の間、UN R130-00-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであればよい。</u>（細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項、<u>適用関係告示第 51 条の 2 第 10 項</u>関係）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>7-102-3～7-102-6（略）</p> <p>7-103～7-108（略）</p> <p><b>7-109 窓ふき器等</b></p> <p>7-109-1（略）</p> <p><b>7-109-2 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p>(3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 147 条第 3 項関係）</p>	<p>7-57～7-101（略）</p> <p><b>7-102 車線逸脱警報装置</b></p> <p>7-102-1（略）</p> <p><b>7-102-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00-S1 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項関係）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p>7-102-3～7-102-6（略）</p> <p>7-103～7-108（略）</p> <p><b>7-109 窓ふき器等</b></p> <p>7-109-1（略）</p> <p><b>7-109-2 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p>(3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 147 条第 3 項関係）</p>

新	旧
<p>① (略)</p> <p>② <u>次に掲げる自動車</u>であって乗車定員 10 人以下の自動車に備えるデフロスタにあつては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>小型自動車</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>軽自動車</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>7-109-3～7-109-10</b></p> <p><b>7-110 速度計等</b></p> <p><b>7-110-1 (略)</b></p> <p><b>7-110-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとし、<u>自動車が 0km/h を超える速度で走行しているときに常に速度を表示することができない速度計は④に該当するものとして取扱うものとする。</u>(細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 速度計が、運転者席において運転する状態 <u>(かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態)</u> の運転者の直接視界範囲内にないもの</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><b>7-110-3～7-110-4 (略)</b></p> <p><b>7-110-5 従前規定の適用①</b></p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。(適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p><b>7-110-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-110-5-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとし、<u>自動車が 0km/h を超える速度で走行しているときに常に速度を表示することができない速度計は④に該当するものとして取扱うものとする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 速度計が、運転者席において運転する状態 <u>(かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態)</u> の運転者の直接視界範囲内にないもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>であつて乗車定員 10 人以下の自動車に備えるデフロスタにあつては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(新設)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(新設)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>7-109-3～7-109-10</b></p> <p><b>7-110 速度計等</b></p> <p><b>7-110-1 (略)</b></p> <p><b>7-110-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、<u>この基準に適合しないものとする。</u>(細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><b>7-110-3～7-110-4 (略)</b></p> <p><b>7-110-5 従前規定の適用①</b></p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。(適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p><b>7-110-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-110-5-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次に掲げるものは、<u>この基準に適合しないものとする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>7-110-6 (略) 7-110 の 2~7-112 (略)</p> <p><b>7-113 自動運行装置</b> 7-113-1 (略) 7-113-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)</p> <p>①~⑯ (略)</p> <p>⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01-<del>S4</del> の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01-<del>S4</del> の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。</p> <p>⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01-<del>S4</del> の 8. (8. 4. 1. を除く。) 及び別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3. 3. に適合するものであること。 ただし、別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3. 3. 1. 中 「3. 1.」 及び 3. 3. 1. 2. 中 「3. 1. 1. 1. から 3. 1. 1. 16. まで」とあるのは、「UN R157-01-<del>S4</del> の 8. 3.」 と読み替えるものとする。 イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7-110-6 (略) 7-110 の 2~7-112 (略)</p> <p><b>7-113 自動運行装置</b> 7-113-1 (略) 7-113-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)</p> <p>①~⑯ (略)</p> <p>⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01-<del>S3</del> の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01-<del>S3</del> の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。</p> <p>⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01-<del>S3</del> の 8. (8. 4. 1. を除く。) 及び別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3. 3. に適合するものであること。 ただし、別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3. 3. 1. 中 「3. 1.」 及び 3. 3. 1. 2. 中 「3. 1. 1. 1. から 3. 1. 1. 16. まで」とあるのは、「UN R157-01-<del>S3</del> の 8. 3.」 と読み替えるものとする。 イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>7-113-3~7-113-6 (略) 7-114~7-115 (略)</p>	<p>7-113-3~7-113-6 (略) 7-114~7-115 (略)</p>
<p><b>7-116 緊急自動車</b> 7-116-1 (略) 7-116-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。 <u>この場合において、①に規定する塗色が車体の前面、後面、両側面及び上面のそれぞれの面において塗装された部分の面積の 3 分の 2 程度以上のものは、「車</u></p>	<p><b>7-116 緊急自動車</b> 7-116-1 (略) 7-116-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。(細目告示第 75 条第 4 号関係、細目告示第 153 条第 4 号関係)</p>

新	旧
<p><u>体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色」として取扱うものとする。</u>(細目告示第75条第4号関係、細目告示第153条第4号関係)</p> <p><b>7-116-3～7-116-4</b> (略)</p> <p><b>7-116-5 従前規定の適用①</b> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第58条第1項関係)</p> <p><b>7-116-5-1</b> (略)</p> <p><b>7-116-5-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、①に規定する塗色が車体の前面、後面、両側面及び上面のそれぞれの面において塗装された部分の面積の3分の2程度以上のものは、「車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色」として取扱うものとする。</u></p> <p><b>7-117～7-125</b> (略)</p> <p><b>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</b></p> <p><b>8-1～8-9</b> (略)</p> <p><b>8-10 速度抑制装置</b></p> <p><b>8-10-1 装備要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90km/h以下となった場合であって、次に掲げる改造のように改造の方法が別添2「新規検査等書面審査要領」別表第2に規定する範囲の改造に該当しないときは、当該自動車は、(1)の「最高速度が90km/h以下の自動車」に該当しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>8-10-2～8-10-4</b> (略)</p> <p><b>8-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置</b></p> <p><b>8-10の2-1 装備要件</b></p> <p>(1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下の自動車(次に掲げる③から⑦までの自動車を除く。)には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。(保安基準第8条第8項、細目告示第</p>	<p><b>7-116-3～7-116-4</b> (略)</p> <p><b>7-116-5 従前規定の適用①</b> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第58条第1項関係)</p> <p><b>7-116-5-1</b> (略)</p> <p><b>7-116-5-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-117～7-125</b> (略)</p> <p><b>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</b></p> <p><b>8-1～8-9</b> (略)</p> <p><b>8-10 速度抑制装置</b></p> <p><b>8-10-1 装備要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に係る自動車について、改造等により最高速度が90km/h以下となった場合であって、次に掲げる改造のように改造の方法が別添4「改造自動車審査要領」別表第1に規定する範囲の改造に該当しないときは、当該自動車は、(1)の「最高速度が90km/h以下の自動車」に該当しないものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>8-10-2～8-10-4</b> (略)</p> <p><b>8-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置</b></p> <p><b>8-10の2-1 装備要件</b></p> <p>(1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げる自動車を除く。)には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。(保安基準第8条第8項、細目告示第166条第4項関係)</p>

新	旧																						
<p>166 条第 4 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 緊急自動車</u></p> <p><u>⑥ (略)</u></p> <p><u>⑦ 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車 (道路維持作業用自動車に限る。)</u> であって次に掲げる自動車</p> <p><u>ア 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの</u></p> <p><u>イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車</u></p> <p><b>8-10 の 2-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。(細目告示第 166 条第 3 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="197 719 1102 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">前方</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="3">後方</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車 (貨物の運送の用に供する自動車に限る。)</u></td> </tr> <tr> <td><u>車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車 (貨物の運送の用に供する自動車に限る。)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><b>8-10 の 2-3 (略)</b></p> <p><b>8-10 の 2-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げる自動車については、8-10 の 2-1 及び 8-10 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 4 条第 24 項、第 25 項関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 10 年 9 月 1 日 (輸入された自動車にあつては令和 11 年 9 月 1 日) から令和 14 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は</u></p>	区分	方向	(略)	前方	<u>(削除)</u>	(略)	後方	<u>(削除)</u>	<u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車 (貨物の運送の用に供する自動車に限る。)</u>	<u>車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車 (貨物の運送の用に供する自動車に限る。)</u>		<p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑤ (略)</u></p> <p><u>⑥ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>8-10 の 2-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。(細目告示第 166 条第 3 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 719 2085 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="2">前方</td> </tr> <tr> <td><u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td rowspan="3">後方</td> </tr> <tr> <td><u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><b>8-10 の 2-3 (略)</b></p> <p><b>8-10 の 2-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、8-10 の 2-1 及び 8-10 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 4 条第 24 項、第 25 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 10 年 9 月 1 日 (輸入された自動車にあつては令和 11 年 9 月 1 日) 以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	区分	方向	(略)	前方	<u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>	(略)	後方	<u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
区分	方向																						
(略)	前方																						
<u>(削除)</u>																							
(略)	後方																						
<u>(削除)</u>																							
<u>車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車 (貨物の運送の用に供する自動車に限る。)</u>																							
<u>車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車 (貨物の運送の用に供する自動車に限る。)</u>																							
区分	方向																						
(略)	前方																						
<u>車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>																							
(略)	後方																						
<u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u>																							
<u>(新設)</u>																							
<u>(新設)</u>																							

新	旧
<p><u>記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>④ (略)</u></p> <p><u>(2) 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車であって、次に掲げる自動車については8-10の2-1及び8-10の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第4条第29項関係)</u></p> <p><u>① 令和12年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p><u>イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であって、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの</u></p> <p><b>8-11～8-13 (略)</b></p> <p><b>8-13の2 緊急車線維持装置</b></p> <p><b>8-13の2-1 装備要件</b></p> <p><u>(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。)</u>及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車(次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。)<u>には、8-13の2-2の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。</u></p> <p><u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあつては、当分の間、この限りではない。(保安基準第11条第1項、細目告示第169条第4項、適用関係告示第7条第21項関係)</u></p> <p><u>① 二輪自動車</u></p> <p><u>② 側車付二輪自動車</u></p> <p><u>③ 三輪自動車</u></p> <p><u>④ 被牽引自動車</u></p> <p><u>⑤ 緊急自動車</u></p> <p><u>⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u></p> <p><b>8-13の2-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p><u>(1) 自動車のかじ取装置の強度、操作性等に関し、視認等により審査したときに、堅</u></p>	<p><u>③ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>8-11～8-13 (略)</b></p> <p><u>(新設)</u></p>

新

旧

ろうで安全な運行を確保できるものであること。  
この場合において、緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものはこの基準に適合しないものとする。

**8-13の2-3 欠番**

**8-13の2-4 適用関係の整理**

(1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、8-13の2-1及び8-13の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第7条第19項関係)

- ① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車
- ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」欄の日付以前のもの

区分	指定年月日	製作年月日
<u>(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車</u>	<u>R11. 8. 31</u>	<u>R13. 8. 31</u>
<u>(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車</u>	<u>R13. 8. 31</u>	<u>R15. 8. 31</u>
<u>(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。) 小型自動車</u>	<u>R14. 8. 31</u>	<u>R16. 8. 31</u>

8-14～8-24 (略)

**8-25 高圧ガスの燃料装置**

**8-25-1 性能要件**

**8-25-1-1 視認等による審査**

- (1) (略)
- (2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)

8-14～8-24 (略)

**8-25 高圧ガスの燃料装置**

**8-25-1 性能要件**

**8-25-1-1 視認等による審査**

- (1) (略)
- (2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)

新	旧		
<p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02-<u>S2</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>8-25-1-2 (略)</p> <p>8-25-2～8-25-4 (略)</p> <p>8-26～8-44 (略)</p> <p><b>8-45 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>8-45-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）</p> <table border="1" data-bbox="197 938 1102 970"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-10-<u>S1</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>8-45-2～8-45-4 (略)</p> <p>8-46～8-53 (略)</p> <p><b>8-54 窓ガラス</b></p> <p><b>8-54-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスの機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>この場合において、視認その他適切な方法により審査したときに、窓ガラスに亀裂が確認できるものは、その機能を損なうおそれのある損傷等のあるものとする。</u>（細目告示第 195 条第 8 項関係）</p> <p>8-54-2～8-54-4 (略)</p>	(略)	<p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-02-<u>S1</u> の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑬ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>8-25-1-2 (略)</p> <p>8-25-2～8-25-4 (略)</p> <p>8-26～8-44 (略)</p> <p><b>8-45 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>8-45-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑨までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1182 938 2087 970"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-10 の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>8-45-2～8-45-4 (略)</p> <p>8-46～8-53 (略)</p> <p><b>8-54 窓ガラス</b></p> <p><b>8-54-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスの機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 195 条第 8 項関係）</p> <p>8-54-2～8-54-4 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

新	旧
<p>8-55～8-108 (略)</p> <p><b>8-109 窓ふき器等</b>  <b>8-109-1</b> (略)  <b>8-109-2 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) ～ (2) (略)  (3) 洗淨液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 225 条第 3 項関係)  ① (略)  ② <u>次に掲げる自動車</u>であって乗車定員 10 人以下の自動車に備えるデフロスタにあっては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。</p> <p style="margin-left: 40px;">ア <u>専ら乗用の用に供する普通自動車</u>  イ <u>小型自動車</u>  ウ <u>軽自動車</u></p> ③ (略) (4) (略) 8-109-3～8-109-4 (略) 8-110～8-115 (略) <p><b>8-116 緊急自動車</b>  <b>8-116-1</b> (略)  <b>8-116-2 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) (略)  (2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)  ① (略)  ② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。  <u>この場合において、①に規定する塗色が車体の前面、後面、両側面及び上面のそれぞれの面において塗装された部分の面積の 3 分の 2 程度以上のものは、「車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色」として取扱うものとする。</u>(細目告示第 231 条第 4 号関係)  8-116-3～8-116-4 (略)  8-117～8-125 (略)  <b>第 9 章 テスタ等による機能維持確認</b>  9-1～9-12 (略)</p>	<p>8-55～8-108 (略)</p> <p><b>8-109 窓ふき器等</b>  <b>8-109-1</b> (略)  <b>8-109-2 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) ～ (2) (略)  (3) 洗淨液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 225 条第 3 項関係)  ① (略)  ② <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車</u>であって乗車定員 10 人以下の自動車に備えるデフロスタにあっては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。</p> <p style="margin-left: 40px;">(新設)  (新設)  (新設)</p> ③ (略) (4) (略) 8-109-3～8-109-4 (略) 8-110～8-115 (略) <p><b>8-116 緊急自動車</b>  <b>8-116-1</b> (略)  <b>8-116-2 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) (略)  (2) 緊急自動車の車体の塗色は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 49 条第 2 項関係)  ① (略)  ② 車体の塗色の大部分の塗色が①に規定する塗色である場合は、①の基準に適合するものとする。(細目告示第 231 条第 4 号関係)  8-116-3～8-116-4 (略)  8-117～8-125 (略)  <b>第 9 章 テスタ等による機能維持確認</b>  9-1～9-12 (略)</p>

新		
<b>9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）</b> (略) (かじ取装置：保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 2.5 項、第 169 条第 1 項第 1 号カ関係) (略) (1) ～ (2) (略) (3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。		
装置の種類 (略)	事例	適合しない規定 (略)
安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）	・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの	①～② (略) ③7-13 の 2-2 (1) [8-13 の 2-2 (1)] ④～⑩ (略)
[適合しない規定欄の注釈] (略)		
【適用関係の整理】 (略)		
(4) ～ (7) (略)		
<b>9-14 (略)</b> <b>第 10 章～第 11 章 (略)</b> <b>別表 1～別表 9 (略)</b> <b>様式 1～様式 16 (略)</b> <b>別添 1 (略)</b>  <b>別添 2 (4-13 関係)</b>		
<b>新規検査等書面審査要領</b>		
1. ～2. (略)		
3. この要領の対象となる自動車		
3.1. 当日書面審査		
次のいずれかに該当する自動車は、当日書面審査を実施するものとする。		
(1) ～ (2) (略)		
(3) <u>新車の保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車</u>		
[検査種別]		
<u>新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）</u>		
[自動車の種類]		
<u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車とする。</u>		
3.2. 事前書面審査		

旧		
<b>9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）</b> (略) (かじ取装置：保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 2 項、第 169 条第 1 項第 1 号ワ関係) (略) (1) ～ (2) (略) (3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。		
装置の種類 (略)	事例	適合しない規定 (略)
安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）	・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの	①～② (略) <u>(新設)</u>  ③～⑨ (略)
[適合しない規定欄の注釈] (略)		
【適用関係の整理】 (略)		
(4) ～ (7) (略)		
<b>9-14 (略)</b> <b>第 10 章～第 11 章 (略)</b> <b>別表 1～別表 9 (略)</b> <b>様式 1～様式 16 (略)</b> <b>別添 1 (略)</b>  <b>別添 2 (4-13 関係)</b>		
<b>新規検査等書面審査要領</b>		
1. ～2. (略)		
3. この要領の対象となる自動車		
3.1. 当日書面審査		
次のいずれかに該当する自動車は、当日書面審査を実施するものとする。		
(1) ～ (2) (略)		
<u>(新設)</u>		
3.2. 事前書面審査		

新	旧								
<p>次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。</p> <p>(1) 技術基準等の審査を要する自動車  <u>[検査種別]</u>            新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）  <u>[自動車の種類]</u>            指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が<u>別表第 1</u>に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。</p> <p>ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 多仕様自動車以外の自動車であって、<u>別表第 1</u>に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるもののみを変更した場合</p> <p>④ 多仕様自動車であって、<u>別表第 1</u>に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）を提出する場合</p> <p>⑤（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑥～⑨</u>（略）  <u>(削除) ※別表第 1 に移動</u></p> <p>(2) ～ (4)（略）</p> <p><u>(5) 改造自動車</u>  <u>[検査種別]</u>  <u>新規検査、予備検査、構造等変更検査、自動車検査証記録事項の変更申請</u>  <u>[自動車の種類]</u></p>	<p>次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。</p> <p>(1) 技術基準等の審査を要する自動車  <u>[検査種別]</u>            新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）  <u>[自動車の種類]</u>            指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が<u>次表</u>に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。</p> <p>ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 多仕様自動車以外の自動車であって、<u>次表</u>に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるもののみを変更した場合</p> <p>④ 多仕様自動車であって、<u>次表</u>に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）を提出する場合</p> <p>⑤（略）</p> <p><u>⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合</u></p> <p><u>⑦～⑩</u>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1249 1093 2085 1177"> <thead> <tr> <th>保安基準</th> <th>審査事務規程</th> <th colspan="2">技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。</u></p> <p>(2) ～ (4)（略）</p> <p><u>(新設) ※別添 4 「改造自動車審査要領」の 3. (1) から移動</u></p> <p><u>(1) 本則 1-3 で規定する改造自動車は、次に掲げる①から⑤までの自動車に対し別表第 1 に規定する範囲の改造を行ったもの（新たに運行の用に供しようとする①から③までの自動車については、改造を行った装置数が、別表第 1 に掲げる装置のうち</u></p>	保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）		（略）	（略）	（略）	（略）
保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）							
（略）	（略）	（略）	（略）						

新	旧
<p><u>型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車若しくは輸入自動車特別取扱自動車又は本邦において有効な自動車検査証若しくは自動車予備検査証の交付を受けたことがある並行輸入自動車であって、別表第2に規定する範囲の改造(次の①から⑤までに掲げるものを除く。)</u>を行った<u>自動車とする。(当該自動車の車枠(車体)が2分の1以上残されたものに限る。また、新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車については、改造を行った装置数が、別表第2に掲げる装置のうち当該自動車に備えていた装置数の2分の1未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アッセンブリ交換(走行装置、制動装置及び緩衝装置)については改造を行った装置数を1とみなす。)</u></p> <p><u>ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)</u>を除く。</p> <p>① 自動車製作者が当該自動車の補修の<u>ために供給</u>した部品を用いた補修交換</p> <p>② 法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる<u>改造</u></p> <p>③ 「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」(平成7年1月30日付け自技第13号) <u>又は</u>「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成10年3月23日付け自技第60号)の別添標準改造要領による改造</p> <p>④ <u>指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置(許容限度が明確な自動車にあつては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類</u></p>	<p>当該自動車が備えていた装置数の2分の1未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アッセンブリ交換(走行装置、制動装置及び緩衝装置)については改造を行った装置数を1とみなす。)<u>であつて、当該自動車の車枠(車体)が2分の1以上残されたものをいう。</u></p> <p><u>この場合において、自動車製作者が当該自動車の補修の為に製作した部品を用いた補修交換については、「改造を行ったもの」に該当しないものとする。</u></p> <p>① <u>型式指定自動車</u>  ② <u>多仕様自動車</u>  ③ <u>新型届出自動車</u>  ④ <u>輸入自動車特別取扱自動車</u>  ⑤ <u>本邦において有効な自動車検査証又は自動車予備検査証の交付を受けたことのある並行輸入自動車</u></p> <p>※別添4「改造自動車審査要領」の11.3.から移動</p> <p><u>11.3. 改善措置の届出等</u>  <u>別表第1に掲げる装置の改造が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合にあっては、この要領によらず取扱うものとする。</u></p> <p>※別添4「改造自動車審査要領」の11.2.から移動</p> <p><u>11.2. 改造自動車の特例</u>  「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」(平成7年1月30日付け自技第13号) <u>及び</u>「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成10年3月23日付け自技第60号)の別添標準改造要領による改造<u>を行う場合には、4.の規定にかかわらず、それぞれ「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日付け自技第12号)又は「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日付け自技第61号)に定めるところによるものとする。</u>  <u>上記に係る標準改造要領によらない改造を行う場合には、当該自動車の製作者又は公的試験機関が発行した急制動試験成績書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。）</u></p> <p><u>※「同一の型式」には、自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆる OEM 車）を含む。</u></p> <p><u>⑤ 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車又は車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（緩衝装置の改造に限る。）</u></p> <p><u>※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。</u></p> <p><u>[補足説明]</u></p> <p>「車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ 2 分の 1 以上重複するものをいう。</p> <p>① <u>型式指定自動車又は多仕様自動車</u>にあつては型式について指定を受けた状態、<u>新型届出自動車</u>にあつては新型届出による取扱いを受けた状態、<u>輸入自動車特別取扱自動車</u>にあつては輸入自動車特別取扱を受けた状態、<u>並行輸入自動車</u>にあつては本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料が提出された状態</p> <p>② 「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。</p> <p>ア 車枠を有する自動車（被牽引自動車を除く。）にあつては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあつては当該部分とする。）</p> <p>イ 車枠を有する被牽引自動車にあつては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあつては当該部分とする。また、材質を変化させることなくフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。）</p> <p>ウ モノコック構造の車体を有する自動車にあつては、ルーフ、アンダーフロア及びサイドパネル等の当該車体構成部分</p> <p>エ 車枠及びモノコック構造の車体を有する自動車にあつては、ア又はイ及びウの当該構成部分</p> <p>③ 「投影面積」とは、自動車を基準面に置いた状態における次のア及びイに掲げる面積とする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設) ※別添 4「改造自動車審査要領」の 3. (2) から移動</u></p> <p><u>(2) (1) の「車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ 2 分の 1 以上重複するものをいう。</u></p> <p>① <u>(1) ①及び②の自動車</u>にあつては型式について指定を受けた状態、<u>(1) ③の自動車</u>にあつては新型届出による取扱いを受けた状態、<u>(1) ④の自動車</u>にあつては輸入自動車特別取扱を受けた状態、<u>(1) ⑤の自動車</u>にあつては本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料が提出された状態</p> <p>② 「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。</p> <p>ア 車枠を有する自動車（被牽引自動車を除く。）にあつては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあつては当該部分とする。）</p> <p>イ 車枠を有する被牽引自動車にあつては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあつては当該部分とする。また、材質を変化させることなくフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。）</p> <p>ウ モノコック構造の車体を有する自動車にあつては、ルーフ、アンダーフロア及びサイドパネル等の当該車体構成部分</p> <p>エ 車枠及びモノコック構造の車体を有する自動車にあつては、ア又はイ及びウの当該構成部分</p> <p>③ 「投影面積」とは、自動車を基準面に置いた状態における次のア及びイに掲げる面積とする。</p>

新	旧
ア 基準面へ投影した面積 イ 車両中心線を含む鉛直面に対して平行で、車枠（車体）の外側に接する鉛直面へ投影した面積	ア 基準面へ投影した面積 イ 車両中心線を含む鉛直面に対して平行で、車枠（車体）の外側に接する鉛直面へ投影した面積

新								
4. 届出書等								
4.1. 新規検査等届出書及び添付資料								
本則 4-13-1 (2) 及び 4-13-2 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。								
この場合において、複数の欄に該当する自動車 (3.2. の (1) と (4) の両方に該当する自動車など) の場合には、組み合わせて適用すること。								
なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。								
自動車の種類	当日書面審査			事前書面審査				
	3.1. (1)	3.1. (2)	3.1. (3)	3.2. (1)	3.2. (2)	3.2. (3)	3.2. (4)	3.2. (5)
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))	○	○	○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 2))	○	—	○	○	—	○	○	○
添付資料								
自動車を特定する書面	○	○	○	※1	※1	※1	※1	※1
諸元表又は車両諸元要目表	※2	—	○	○	—	○	○	○
「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	—	—	※3	—	—	※3	—
外観図	△	—	○	△	△	○	○	△
重量分布計算に関する書面	△	—	—	△	—	○	△	△
最大安定傾斜角度に関する書面	△	—	—	△	△	△	△	△
最小回転半径に関する書面	△	—	—	△	—	△	△	△
連結車両総重量及び牽引重量計算書 (第 2 号様式)	△	—	—	△	△	—	—	—
施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面 (騒音規制)	※4	—	○	※4	※6	△	—	△
施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)	※5	—	※5	※5	※6	△	—	△
技術基準等への適合性を証する書面	△	—	—	○	△	△	△	△
灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書 (第 6-1 号様式)	※7	—	—	※7	—	※7	※7	—
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書 (第 6-2 号様式)	※8	—	—	※8	—	※8	※8	—
後退時車両直後確認装置の取付確認書 (第 7 号様式)	※9	—	—	※9	—	—	—	—
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第 8 号様式)	※10	—	—	※10	—	—	—	—
車両後退通報装置の取付状態確認書 (第 9 号様式)	※11	—	—	※12	—	—	—	—
特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	—	△	△	△	△	△
物品を積載する装置の構造に関する書面	—	—	—	—	—	—	○	—
連結検討書 (第 3 号様式) 又は自動車製作者が発行した「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	—	△	△	—	○	△
(削除)	(削除)	(削除)	—	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	—
試作車・組立車審査結果通知書等	—	○	—	—	△	—	△	—
ガス容器等再試験結果証明書 (本則様式 16)	※13	—	※13	※13	—	—	—	—
改造部分詳細図	—	—	—	—	—	—	—	○
改造部分の強度検討書	—	—	—	—	—	—	—	○
電力により作動する原動機を有する自動車の要目表 (第 10 号様式)	—	—	—	—	—	—	—	※14
その他書面	△	△	○	△	△	△	△	△

備考 (1) ~ (14) (略)

(15) ※14 は、原動機 (電力により作動する原動機に限る。) 又は電気装置 (原動機用蓄電池に限る。) の改造を行った自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

(16) ~ (17) (略)

(削除)

旧								
4. 届出書等								
4.1. 新規検査等届出書及び添付資料								
本則 4-13-1 (2) 及び 4-13-2 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。								
この場合において、複数の欄に該当する自動車 (3.2. の (1) と (4) の両方に該当する自動車など) の場合には、組み合わせて適用すること。								
なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。								
自動車の種類	当日書面審査			事前書面審査				
	3.1. (1)	3.1. (2)	(新設)	3.2. (1)	3.2. (2)	3.2. (3)	3.2. (4)	(新設)
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))	○	○	(新設)	○	○	○	○	(新設)
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 2))	○	—	(新設)	○	—	○	○	(新設)
添付資料								
自動車を特定する書面	○	○	(新設)	※1	※1	※1	※1	(新設)
諸元表又は車両諸元要目表	※2	—	(新設)	○	—	○	○	(新設)
「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	—	(新設)	※3	—	—	※3	(新設)
外観図	△	—	(新設)	△	△	○	○	(新設)
重量分布計算に関する書面	△	—	(新設)	△	—	○	△	(新設)
最大安定傾斜角度に関する書面	△	—	(新設)	△	△	△	△	(新設)
最小回転半径に関する書面	△	—	(新設)	△	—	△	△	(新設)
連結車両総重量及び牽引重量計算書 (第 2 号様式)	△	—	(新設)	△	△	—	—	(新設)
施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面 (騒音規制)	※4	—	(新設)	※4	※6	△	—	(新設)
施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面 (排出ガス規制)	※5	—	(新設)	※5	※6	△	—	(新設)
技術基準等への適合性を証する書面	△	—	(新設)	○	△	△	△	(新設)
灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書 (第 6-1 号様式)	※7	—	(新設)	※7	—	※7	※7	(新設)
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書 (第 6-2 号様式)	※8	—	(新設)	※8	—	※8	※8	(新設)
後退時車両直後確認装置の取付確認書 (第 7 号様式)	※9	—	(新設)	※9	—	—	—	(新設)
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第 8 号様式)	※10	—	(新設)	※10	—	—	—	(新設)
車両後退通報装置の取付状態確認書 (第 9 号様式)	※11	—	(新設)	※12	—	—	—	(新設)
特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	(新設)	△	△	△	△	(新設)
物品を積載する装置の構造に関する書面	—	—	(新設)	—	—	—	○	(新設)
連結検討書 (第 3 号様式) 又は自動車製作者が発行した「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	(新設)	△	△	—	○	(新設)
改造自動車審査結果通知書等	△	—	(新設)	△	△	△	△	(新設)
試作車・組立車審査結果通知書等	—	○	(新設)	—	△	—	△	(新設)
ガス容器等再試験結果証明書 (本則様式 16)	※13	—	(新設)	※13	—	—	—	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
その他書面	△	△	(新設)	△	△	△	△	(新設)

備考 (1) ~ (14) (略)

(新設)

(15) ~ (16) (略)

(17) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4 「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。

新	旧
(18) ~ (19) (略)	(18) ~ (19) (略)

新	旧
<p><b>4.2. 届出書等の提出方法</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表届出の場合は、型式及び類別区分番号又は車両仕様記号を特定した自動車の届出書等1部を、地方検査部又は沖縄事務所に提出するものとする。</p> <p>なお、次に掲げる全ての条件に該当する別型式の自動車が存在する場合には、当該代表届出に含めることができるものとし、これを適用するときは、追加する自動車について、型式を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載するとともに、条件に該当していることが明確に確認できる資料及び諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>別表第2</u>に規定する範囲の改造をしていない</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p><b>5. ～6. (略)</b></p> <p><b>7. 書面審査【事前書面審査の自動車に適用】</b></p> <p>(1) 自動車（複数台数届出や代表届出の場合には対象とした全ての自動車）について、当該届出に係る構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 3.2. (5) の改造自動車であって、新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車の場合には、改造を行った装置数が、別表第2に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の2分の1未満であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(4) ～ (6) (略)</u></p> <p><b>8. 書面審査の決裁等【事前書面審査の自動車に適用】</b></p> <p><b>8.1. 書面審査結果の起案</b></p> <p><u>(1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。</u></p> <p>なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的とし</p>	<p><b>4.2. 届出書等の提出方法</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 代表届出の場合は、型式及び類別区分番号又は車両仕様記号を特定した自動車の届出書等1部を、地方検査部又は沖縄事務所に提出するものとする。</p> <p>なお、次に掲げる全ての条件に該当する別型式の自動車が存在する場合には、当該代表届出に含めることができるものとし、これを適用するときは、追加する自動車について、型式を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載するとともに、条件に該当していることが明確に確認できる資料及び諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>別添4「改造自動車審査要領」別表第1</u>に規定する範囲の改造をしていない</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p><b>5. ～6. (略)</b></p> <p><b>7. 書面審査【事前書面審査の自動車に適用】</b></p> <p>(1) 自動車（複数台数届出や代表届出の場合には対象とした全ての自動車）について、当該届出に係る構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。</p> <p><u>この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあつては、別添4「改造自動車審査要領」の別表第1に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第3に基づき審査するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設) ※別添4「改造自動車審査要領」の7. から移動</u></p> <p><b>7. 書面審査</b></p> <p><u>(1) 改造自動車（複数台数届出にあつては限定した全ての自動車）について、当該届出に係る改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則及び別表第3に掲げる規定に基づき審査するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第7号様式）に記録するものとする。</u></p> <p><u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u></p> <p><u>(2) 新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車については、改造を行った装置数が、別表第1に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の2分の1未満であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(3) ～ (5) (略)</u></p> <p><b>8. 書面審査の決裁等【事前書面審査の自動車に適用】</b></p> <p><b>8.1. 書面審査結果の起案</b></p> <p>書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。</p> <p>なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、</p>

新	旧
<p>て、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付に係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合に限り、事務所長等は稟議方法等を指定することができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(2) 3.2. (5) の審査を行った場合には、第 13 号様式又は第 14 号様式 (その 2) の自動車検査証の備考欄入力事項欄に、改造された装置名とともに改造自動車審査番号を記載するものとする。</u></p> <p><u>なお、改造自動車審査番号の構成は、事務所等の名称と「改」を組み合わせた記号及び一連番号とする。</u></p> <p><u>(例) 関東検査部の場合</u> <u>関東改第 1 号</u></p> <p>8.2. ～8.4. (略)</p> <p>9. 現車審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(3) 3.2. (5) の改造自動車については、次の点に留意すること。</u></p> <p>① 型式及び車台番号 (複数台数届出<u>や代表届出</u>の場合には限定条件) <u>並びに</u>改造部分及び改造方法が<u>書面審査が終了した届出書等</u>の内容と同一であることを確認する。</p> <p>② 指示事項として、改造部分の<u>確認</u>や最大安定傾斜角度等の測定を行う旨が記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。</p> <p><u>(4) 提示された自動車と書面審査が終了した届出書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、次表に定める範囲内とする。</u></p> <p>この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。</p> <p>ただし、<u>次表</u>に定める範囲を超えるものであっても、<u>書面審査が終了した届出書等</u>に記載されている<u>変更内容と相違</u>がなく、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。</p>	<p>細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付に係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合に限り、事務所長等は稟議方法等を指定することができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8.2. ～8.4. (略)</p> <p>9. 現車審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(新設) ※別添 4「改造自動車審査要領」の 9. から移動</u></p> <p><u>9. 現車審査</u></p> <p><u>(1) 現車審査は、改造自動車審査結果通知書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。</u></p> <p><u>また、次の点に留意すること。</u></p> <p>① 型式及び車台番号 (複数台数届出の場合には限定条件) <u>が改造自動車審査結果通知書等と同一であることを確認する。</u></p> <p>② 改造部分及び改造方法が<u>改造自動車審査結果通知書等</u>の内容と同一であることを確認する。</p> <p>③ <u>改造自動車審査結果通知書等の指示事項又は特記事項</u>として、改造部分、最大安定傾斜角度等の測定を<u>現車審査の際</u>に行う旨が記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。</p> <p><u>(2) 複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等であつて、当該通知書等の写しに届出者が管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨を記載して押印したものは、改造自動車審査結果通知書等の原本とみなすものとする。</u></p> <p><u>(3) 提示された自動車と改造自動車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別表第 4 に定める範囲内とする。</u></p> <p>この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。</p> <p>ただし、<u>別表第 4</u>に定める範囲を超えるものであつても、<u>改造自動車審査結果通知書等</u>に記載されている<u>改造内容に変更</u>がなく、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。</p> <p><u>※別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 4 から移動</u></p>

新

自動車等の種類	項目	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)
乗用自動車	普通自動車	±30	±20	±40	±60
	小型自動車(二輪自動車を除く。)	±30	±20	±40	±50
	二輪自動車	±30	±20	±30	±10
	軽自動車	±30	±20	±40	±40
乗用自動車以外の自動車(大型特殊自動車を除く。)	普通自動車	±50	±30	±60	±100
	小型自動車	±30	±20	±40	±60
	軽自動車	±30	±20	±40	±40
大型特殊自動車		±50	±30	±60	±200

10. (略)

別表第1 (別添2関係)

保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)	
第4条の2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準
第8条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添 95	自動車の走行性能の技術基準 (原動機の出力が小さくなる変更又は車両総重量の許容限度が大きくなる変更があるものに限る。)
		細目告示別添 96	連結車両の走行性能の技術基準
	細目告示別添 125	車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準	
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示別添 1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準
第9条 走行装置等	6-10の2、7-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置	UN R175	ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則
		UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則
第11条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R79	かじ取装置に係る協定規則

旧

別表第4 (別添4の9. (3) 関係)  
製作誤差の範囲

自動車等の種類	項目	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)	
乗用車	普通自動車	±30	±20	±40	±60	
	小型自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±50
		二輪車	±30	±20	±30	±10
	軽自動車	±30	±20	±40	±40	
乗用車以外(大型特殊を除く。)	普通自動車	±50	±30	±60	±100	
	小型自動車	±30	±20	±40	±60	
	軽自動車	±30	±20	±40	±40	
大型特殊自動車		±50	±30	±60	±200	

10. (略)

別表第1 (別添2関係) 欠番

※3.2. (1) から移動

保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)	
第4条の2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準
第8条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添 95	自動車の走行性能の技術基準 (原動機の出力が小さくなる変更又は車両総重量の許容限度が大きくなる変更があるものに限る。)
		細目告示別添 96	連結車両の走行性能の技術基準
	細目告示別添 125	車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準	
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示別添 1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準
第9条 走行装置等	6-10の2、7-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置	UN R175	ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則
		UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則
第11条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R79	かじ取装置に係る協定規則

新				旧				
	6-13 の 2、7-13 の 2 緊急車線維持装置	UN R178	緊急車線維持システムに係る協定規則		(新設)	(新設)	(新設)	
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置	細目告示別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置	細目告示別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準	
		細目告示別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準			細目告示別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準	
		UN R161	施錠装置に係る協定規則			UN R161	施錠装置に係る協定規則	
	6-14 の 2、7-14 の 2 イモビライザ	細目告示別添 9	イモビライザの技術基準	6-14 の 2、7-14 の 2 イモビライザ	細目告示別添 9	イモビライザの技術基準		
UN R162		イモビライザに係る協定規則	UN R162		イモビライザに係る協定規則			
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術基準	第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置	細目告示別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術基準	
		細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準			細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準	
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則			UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	
	6-16、7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添 7 の 2	乗用車の制動装置の技術基準	6-16、7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添 7 の 2	乗用車の制動装置の技術基準		
		技術基準通達別添 7	乗用車の制動装置の技術基準		技術基準通達別添 7	乗用車の制動装置の技術基準		
		細目告示別添 12	乗用車の制動装置の技術基準		細目告示別添 12	乗用車の制動装置の技術基準		
		UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則		UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則		
		UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則		UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則		
	UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則		UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則			
		6-17、7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添 13		二輪車の制動装置の技術基準	6-17、7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添 13	二輪車の制動装置の技術基準
			UN R78		二輪自動車等の制動装置に係る協定規則		UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則
	6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示別添 14	制動液漏れ警報装置の技術基準	6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示別添 14	制動液漏れ警報装置の技術基準		
	6-19、7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示別添 15	トレーラの制動装置の技術基準	6-19、7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示別添 15	トレーラの制動装置の技術基準		
		細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準		細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準		
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則		
	6-20、7-20 衝突被害軽減制動制御装置	細目告示別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基準	6-20、7-20 衝突被害軽減制動制御装置	細目告示別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基準		
UN R131		トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	UN R131		トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則			
UN R152		乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則	UN R152		乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則			

新				旧			
第13条 連結車両の制 動装置	6-21、7-21 牽引自動車及 び被牽引自動 車の制動装置	細目告示別添 93	連結車両の制動作動おくれ防止の技術 基準	第13条 連結車両の制 動装置	6-21、7-21 牽引自動車及 び被牽引自動 車の制動装置	細目告示別添 93	連結車両の制動作動おくれ防止の技術 基準
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置 に係る協定規則			UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置 に係る協定規則
第15条 燃料装置	6-23、7-23 燃料装置	細目告示別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの 技術基準	第15条 燃料装置	6-23、7-23 燃料装置	細目告示別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの 技術基準
		細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術 基準			細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術 基準
		UN R34	車両火災の防止に係る協定規則			UN R34	車両火災の防止に係る協定規則
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係 る協定規則			UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係 る協定規則
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係 る協定規則			UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係 る協定規則
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係 る協定規則			UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係 る協定規則
第17条 高圧ガス燃料 装置	6-25、7-25 高圧ガスの燃 料装置	細目告示別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準	第17条 高圧ガス燃料 装置	6-25、7-25 高圧ガスの燃 料装置	細目告示別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準
		細目告示別添 19	自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術 基準			細目告示別添 19	自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術 基準
		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然 ガス燃料自動車に係る協定規則			UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然 ガス燃料自動車に係る協定規則
		細目告示別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃 料装置の技術基準			細目告示別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃 料装置の技術基準
		細目告示別添 118	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車 及び側車付二輪自動車の燃料装置の技 術基準			細目告示別添 118	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車 及び側車付二輪自動車の燃料装置の技 術基準
		細目告示別添 131	圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガ ス容器及びガス容器附属品の技術基準			細目告示別添 131	圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガ ス容器及びガス容器附属品の技術基準
		細目告示別添 132	圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガ ス容器及びガス容器附属品の技術基準			細目告示別添 132	圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガ ス容器及びガス容器附属品の技術基準
		細目告示別添 133	液化天然ガスを燃料とする自動車のガ ス容器及びガス容器附属品の技術基準			細目告示別添 133	液化天然ガスを燃料とする自動車のガ ス容器及びガス容器附属品の技術基準
		細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術 基準			細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術 基準
		GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界 統一技術規則			GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界 統一技術規則
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規 則			UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規 則
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係 る協定規則			UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係 る協定規則
		第17条の2 電気装置	6-26、7-26 電気装置			細目告示別添 110	電気自動車及び電気式ハイブリッド自 動車の高電圧からの乗車人員の保護に 関する技術基準

新				旧			
		細目告示別添 101	燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準			細目告示別添 101	燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準
		細目告示別添 111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準			細目告示別添 111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準
		UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則			UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則			UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
	UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則	UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則			
	6-27、7-27 サイバーセキュリティシステム	UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定規則	6-27、7-27 サイバーセキュリティシステム	UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定規則	
6-27の2、7-27の2 プログラム等 改変システム	UN R156	プログラム等改変システムに係る協定規則	6-27の2、7-27の2 プログラム等 改変システム	UN R156	プログラム等改変システムに係る協定規則		
第18条 車枠及び車体	6-29、6-30、 6-31、6-32、 7-29、7-30、 7-31、7-32 衝突時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	細目告示別添 23	前面衝突時の乗員保護の技術基準	第18条 車枠及び車体	6-29、6-30、 6-31、6-32、 7-29、7-30、 7-31、7-32 衝突時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	細目告示別添 23	前面衝突時の乗員保護の技術基準
		UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準			UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準
		細目告示別添 104	オフセット衝突時の乗員保護の技術基準			細目告示別添 104	オフセット衝突時の乗員保護の技術基準
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		細目告示別添 24	側面衝突時の乗員保護装置の技術基準			細目告示別添 24	側面衝突時の乗員保護装置の技術基準
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則			UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則			UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則
	6-33、7-33 車枠及び車体 の歩行者保護 性能	細目告示別添 99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	6-33、7-33 車枠及び車体 の歩行者保護 性能	細目告示別添 99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準	
		UN R127	歩行者保護に係る協定規則		UN R127	歩行者保護に係る協定規則	

新				旧			
	6-34、7-34 転覆時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協 定規則		6-34、7-34 転覆時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協 定規則
第18条の2 巻込防止装置 等	6-37、7-37 突入防止装置	技術基準通達別 添19	突入防止装置の技術基準	第18条の2 巻込防止装置 等	6-37、7-37 突入防止装置	技術基準通達別 添19	突入防止装置の技術基準
		細目告示別添25	突入防止装置の技術基準			細目告示別添25	突入防止装置の技術基準
		細目告示別添26	突入防止装置取付装置の技術基準			細目告示別添26	突入防止装置取付装置の技術基準
		UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則7-37-2-2(3)を適用する自動車 若しくはUN R58の2.3.(a)又は(b) を適用する自動車を除く。)			UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則7-37-2-2(3)を適用する自動車 若しくはUN R58の2.3.(a)又は(b) を適用する自動車を除く。)
6-38、7-38 前部潜り込み 防止装置	細目告示別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基準	6-38、7-38 前部潜り込み 防止装置	細目告示別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基準		
	細目告示別添 108	前部潜り込み防止装置取付装置の技術 基準		細目告示別添 108	前部潜り込み防止装置取付装置の技術 基準		
第20条 乗車装置	6-40、7-40 乗車装置	細目告示別添28	インストルメントパネルの衝撃吸収の 技術基準	第20条 乗車装置	6-40、7-40 乗車装置	細目告示別添28	インストルメントパネルの衝撃吸収の 技術基準
		細目告示別添87	サンバイザの衝撃吸収の技術基準			細目告示別添87	サンバイザの衝撃吸収の技術基準
第21条 運転者席	6-41、7-41 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則	第21条 運転者席	6-41、7-41 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則
		UN R176	視界内表示投影装置に係る協定規則			UN R176	視界内表示投影装置に係る協定規則
第22条 座席	6-42、7-42 座席	技術基準通達別 添22	座席及び座席取付装置の技術基準	第22条 座席	6-42、7-42 座席	技術基準通達別 添22	座席及び座席取付装置の技術基準
		技術基準通達別 添23	シートバック後面の衝撃吸収の技術基 準			技術基準通達別 添23	シートバック後面の衝撃吸収の技術基 準
		細目告示別添30	座席及び座席取付装置の技術基準			細目告示別添30	座席及び座席取付装置の技術基準
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則			UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協 定規則			UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協 定規則
第22条の3 座席ベルト等	6-44、7-44 座席ベルト等	細目告示別添31	座席ベルト取付装置の技術基準	第22条の3 座席ベルト等	6-44、7-44 座席ベルト等	細目告示別添31	座席ベルト取付装置の技術基準
		細目告示別添32	座席ベルトの技術基準			細目告示別添32	座席ベルトの技術基準
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則			UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則			UN R16	座席ベルトに係る協定規則
		UN R173	座席ベルト及び年少者用補助乗車装置 の搭載性に係る協定規則			UN R173	座席ベルト及び年少者用補助乗車装置 の搭載性に係る協定規則
	6-45、7-45 座席ベルト非 装着時警報装 置	細目告示別添33	運転者席の座席ベルトの非装着時警報 装置の技術基準		6-45、7-45 座席ベルト非 装着時警報装 置	細目告示別添33	運転者席の座席ベルトの非装着時警報 装置の技術基準
UN R174	座席ベルトリマインダーに係る協定規 則	UN R174	座席ベルトリマインダーに係る協定規 則				
第22条の4 頭部後傾抑止	6-46、7-46 頭部後傾抑止	技術基準通達別 添27	頭部後傾抑止装置の技術基準	第22条の4 頭部後傾抑止	6-46、7-46 頭部後傾抑止	技術基準通達別 添27	頭部後傾抑止装置の技術基準

新				旧				
装置等	装置	細目告示別添 34	頭部後傾抑止装置の技術基準	装置等	装置	細目告示別添 34	頭部後傾抑止装置の技術基準	
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則			UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則	
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則			UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	
第 22 条の 5 年少者用補助 乗車装置等	6-47、7-47 年少者用補助 乗車装置等	細目告示別添 35	年少者用補助乗車装置の技術基準	第 22 条の 5 年少者用補助 乗車装置等	6-47、7-47 年少者用補助 乗車装置等	細目告示別添 35	年少者用補助乗車装置の技術基準	
		UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規則			UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規則	
		UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則			UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則			UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則	
		UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則			UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	
		UN R170	バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則			UN R170	バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則	
第 25 条 乗降口	6-50、7-50 乗降口	技術基準通達別添 29 の 2	とびらの開放防止の技術基準	第 25 条 乗降口	6-50、7-50 乗降口	技術基準通達別添 29 の 2	とびらの開放防止の技術基準	
		細目告示別添 36	とびらの開放防止の技術基準			細目告示別添 36	とびらの開放防止の技術基準	
		UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則			UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則	
第 29 条 窓ガラス	6-54、7-54 窓ガラス	細目告示別添 37	窓ガラスの技術基準	第 29 条 窓ガラス	6-54、7-54 窓ガラス	細目告示別添 37	窓ガラスの技術基準	
		UN R43	窓ガラスに係る協定規則			UN R43	窓ガラスに係る協定規則	
第 32 条 前照灯等	6-65、7-65 走行用前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第 32 条 前照灯等	6-65、7-65 走行用前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付にに係る協定規則			UN R53	二輪自動車の灯火器の取付にに係る協定規則	
		UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則			UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則	
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則			UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則	
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則			UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則	
	6-66、7-66 すれ違い用前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	6-66、7-66 すれ違い用前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準		
			細目告示別添 53			二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
			UN R53			二輪自動車の灯火器の取付にに係る協定規則	UN R53	二輪自動車の灯火器の取付にに係る協定規則
			UN R98			放電灯式前照灯に係る協定規則	UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則
			UN R112			非対称配光型前照灯に係る協定規則	UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則
	6-67、7-67 配光可変型前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	6-67、7-67 配光可変型前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準		
			UN R123			配光可変型前照灯に係る協定規則	UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規則
			UN R149			照射灯火の統一規定に係る協定規則	UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則
	6-68、7-68 前照灯照射方	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	6-68、7-68 前照灯照射方	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準		

新				旧			
	向調節装置	細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準		向調節装置	細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
	6-69、7-69 前照灯洗浄器	細目告示別添 55	前照灯洗浄器の技術基準		6-69、7-69 前照灯洗浄器	細目告示別添 55	前照灯洗浄器の技術基準
		細目告示別添 56	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準			細目告示別添 56	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準
第33条 前部雾灯	6-70、7-70 前部雾灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第33条 前部雾灯	6-70、7-70 前部雾灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
	UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則	UN R53		二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則		
第33条の2 側方照射灯	6-71、7-71 前部雾灯照射方向調節装置	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第33条の2 側方照射灯	6-71、7-71 前部雾灯照射方向調節装置	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第33条の3 低速走行時側方照射灯	6-72、7-72 側方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第33条の3 低速走行時側方照射灯	6-72、7-72 側方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第34条 車幅灯	6-73、7-73 低速走行時側方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第34条 車幅灯	6-73、7-73 低速走行時側方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則			UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第34条の2 前部上側端灯	6-74、7-74 車幅灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第34条の2 前部上側端灯	6-74、7-74 車幅灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第34条の3 昼間走行灯	6-75、7-75 前部上側端灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第34条の3 昼間走行灯	6-75、7-75 前部上側端灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則			UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第35条 前部反射器	6-76、7-76 昼間走行灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第35条 前部反射器	6-76、7-76 昼間走行灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則			UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第35条の2 側方灯及び側方反射器	6-77、7-77 前部反射器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	第35条の2 側方灯及び側方反射器	6-77、7-77 前部反射器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
	6-78、7-78 側方灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準		6-78、7-78 側方灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準			細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準





新				旧			
第43条 警音器	6-97、7-97 警音器	細目告示別添 74	警音器の警報音発生装置の技術基準	第43条 警音器	6-97、7-97 警音器	細目告示別添 74	警音器の警報音発生装置の技術基準
		細目告示別添 75	警音器の技術基準			細目告示別添 75	警音器の技術基準
		UN R28	警音器に係る協定規則			UN R28	警音器に係る協定規則
第43条の5 盗難発生警報装置	6-101、7-101 盗難発生警報装置	細目告示別添 78	盗難発生警報装置の技術基準	第43条の5 盗難発生警報装置	6-101、7-101 盗難発生警報装置	細目告示別添 78	盗難発生警報装置の技術基準
		UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則			UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則
第43条の6 車線逸脱警報装置	6-102、7-102 車線逸脱警報装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則	第43条の6 車線逸脱警報装置	6-102、7-102 車線逸脱警報装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則
第43条の7 車両接近警報装置	6-103、7-103 車両接近警報装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則	第43条の7 車両接近警報装置	6-103、7-103 車両接近警報装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則
第43条の8 事故自動緊急通報装置	6-104、7-104 事故自動緊急通報装置	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規則	第43条の8 事故自動緊急通報装置	6-104、7-104 事故自動緊急通報装置	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規則
第43条の9 側方衝突警報装置	6-105、7-105 側方衝突警報装置	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則	第43条の9 側方衝突警報装置	6-105、7-105 側方衝突警報装置	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則
第43条の10 車両後退通報装置	6-105の2、 7-105の2 車両後退通報装置	UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則	第43条の10 車両後退通報装置	6-105の2、 7-105の2 車両後退通報装置	UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則
第44条 後写鏡等	6-106、7-106 後写鏡	細目告示別添 79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準	第44条 後写鏡等	6-106、7-106 後写鏡	細目告示別添 79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準
		細目告示別添 80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準			細目告示別添 80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準
		UN R46	間接視界に係る協定規則			UN R46	間接視界に係る協定規則
	6-107、7-107 直前及び側方の視界	UN R166	直前直左右確認装置に係る協定規則		6-107、7-107 直前及び側方の視界	UN R166	直前直左右確認装置に係る協定規則
第44条の2 後退時車両直後確認装置	6-108、7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158	後退時車両直後確認装置に係る協定規則	第44条の2 後退時車両直後確認装置	6-108、7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158	後退時車両直後確認装置に係る協定規則
		細目告示別添 129	後方視界看視装置の技術基準			細目告示別添 129	後方視界看視装置の技術基準
		細目告示別添 130	後方視界看視装置取付装置等の技術基準			細目告示別添 130	後方視界看視装置取付装置等の技術基準
第45条 窓ふき器等	6-109、7-109 窓ふき器等	細目告示別添 84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準	第45条 窓ふき器等	6-109、7-109 窓ふき器等	細目告示別添 84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準
		細目告示別添 86	デフロスタの技術基準			細目告示別添 86	デフロスタの技術基準
		細目告示別添 85	バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準			細目告示別添 85	バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準
第46条 速度計等	6-110、7-110 速度計等	細目告示別添 88	速度計の技術基準	第46条 速度計等	6-110、7-110 速度計等	細目告示別添 88	速度計の技術基準
		UN R39	速度計に係る協定規則			UN R39	速度計に係る協定規則
第46条の2 事故情報計	6-110の2、 7-110の2	UN R160	事故情報計測・記録装置に係る協定規則	第46条の2 事故情報計	6-110の2、 7-110の2	UN R160	事故情報計測・記録装置に係る協定規則
		UN R169	大型車用事故情報計測・記録装置に係る			UN R169	大型車用事故情報計測・記録装置に係る

新				旧			
測・記録装置	事故情報計測・記録装置		協定規則	測・記録装置	事故情報計測・記録装置		協定規則
第48条の2 運行記録計	6-114、7-114 運行記録計	細目告示別添 89	運行記録計の技術基準	第48条の2 運行記録計	6-114、7-114 運行記録計	細目告示別添 89	運行記録計の技術基準
第48条の3 速度表示装置	6-115、7-115 速度表示装置	細目告示別添 90	速度表示装置の技術基準	第48条の3 速度表示装置	6-115、7-115 速度表示装置	細目告示別添 90	速度表示装置の技術基準
注：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。				注：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。			

新				旧			
別表第2 (別添2 関係)				別表第2 (別添2 関係) <b>欠番</b> ※別添4「改造自動車審査要領」の別表第1から移動			
対象装置	改造内容	改造事例	改造内容及び改造事例の留意すべき事項	届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	改造の内容及び改造の事例の留意すべき事項
1. 車枠及び車体	① 車枠を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの  ・ <u>車枠</u> の形状の変更  ・ <u>車枠</u> の断面形状の変更 ・ <u>軸距</u> 間の <u>車枠</u> の延長又は短縮	ストレート⇔キックダウン コ形⇔□形	標準車の <u>軸距</u> を基とする。	(1) 車枠及び車体 <u>車枠及び車体について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u>	① <u>フレーム (車枠)</u> を有する自動車であって、次に掲げる <u>フレーム</u> の変更を行うもの  ・ <u>フレーム</u> 形状の変更  ・ <u>フレーム</u> 断面形状の変更 ・ <u>ホイールベース</u> 間の <u>フレーム</u> の延長又は短縮	ストレート⇔キックダウン コ形⇔□形	標準車の <u>ホイールベース</u> を基とする。
	② モノコック構造の車体を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの  ・ 直径が250mmの円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・ 車体の形状を箱型⇔幌型にするもの ・ アンダーボディ又はルーフを変更して、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・ フロント・オーバーハング部又はリヤ・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・ 乗合自動車等 (いわゆるバス型のモノコック構造の車体をいう。)の主要骨格構造を変更するもの	標準車⇔リムジン車  乗降口の追加等	主要骨格構造 (車体強度を主として受け持つ骨材部分 (各メンバ部、各フレーム部、各アンカ部、各ピラー部、サイドシル部、サイドレール部等) をいう。以下②において同じ。) を変更するものを含む。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴う場合にはこれによらず、届出対象とする。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 「乗合自動車等の主要骨格構造」とは、車体強度を主として受け持つ窓下部の骨材及び乗降口周囲をいう。		② モノコック構造の車体を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの  ・ 直径が250mmの円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・ 車体の形状を箱型⇔幌型にするもの ・ アンダーボディ又はルーフを変更して、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・ フロント・オーバーハング部又はリヤ・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・ 乗合自動車等 (いわゆるバス型のモノコック構造の車体をいう。)の主要骨格構造を変更するもの	標準車⇔リムジン車  乗降口の追加等	主要骨格構造 (車体強度を主として受け持つ骨材部分 (各メンバ部、各フレーム部、各アンカ部、各ピラー部、サイドシル部、サイドレール部等) をいう。以下②において同じ。) を変更するものを含む。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴う場合にはこれによらず、届出対象とする。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 「乗合自動車等の主要骨格構造」とは、車体強度を主として受け持つ窓下部の骨材及び乗降口周囲をいう。
	③ 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	オートバイ⇔側車付オートバイ (サイドカー型、トライク型)	二輪自動車部分に変更を加えないものを含む。		③ 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	オートバイ⇔側車付オートバイ (サイドカー型、トライク型)	二輪自動車部分に変更を加えないものを含む。
2. 原動機	① 型式の異なる原動機に変更するもの		新設又は追加するものを含む。	(2) 原動機 <u>原動機について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u>	① 型式の異なる原動機に変更するもの		新設又は追加するものを含む。
	② 原動機の総排気量を変更するもの	<u>シリンダーのボア径の変更</u> <u>ピストンのストローク量の変更</u>			② 原動機の総排気量を変更するもの	<u>ボア・ストローク変更</u>	
3. 動力伝達装置	① プロペラシャフトの <u>寸法</u> 又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。	(3) 動力伝達装置 <u>動力伝達装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u>	① プロペラシャフト <u>について、次に掲げる変更を行うもの</u> ・ 寸法又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。
	② ドライブシャフトの <u>寸法</u> 又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。		② ドライブシャフト <u>について、次に掲げる変更を行うもの</u> ・ 寸法又は材質の変更		新設又は追加するものを含む。
	③ トランスミッションについて、次に掲げる変更を行うもの ・ 操作方式の変更 ・ 異なるトランスミッション型に変更するもの ・ クラッチの方式の変更	手動式⇔自動式 A型⇔B型  機械式⇔電磁式	変速比又は変速段数の変更を除く。新設又は追加するものを含む。同方式で強化型に変更するものは除く。新設又は追加するものを含む。		③ トランスミッションについて、次に掲げる変更を行うもの ・ 操作方式の変更 ・ 異なるトランスミッション型に変更するもの ・ クラッチの方式の変更	手動式⇔自動式 A型⇔B型  機械式⇔電磁式	変速比又は変速段数の変更を除く。新設又は追加するものを含む。同方式で強化型に変更するものは除く。新設又は追加するものを含む。
	④ 駆動軸数の変更を行うもの	<u>前輪駆動・後輪駆動⇔全輪駆動</u>			④ 駆動軸数の変更を行うもの	<u>後輪 (前輪) 駆動⇔全輪駆動</u>	
	⑤ 駆動軸への動力伝達方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ <u>チェーン式</u> / <u>ベルト式</u> ⇔ <u>ドライブシャフト式</u>		新設又は追加するものを含む。原動機から駆動軸までの動力伝達方式の変更をいう。ベルト、チェーン式などの併用式を含む。		⑤ 駆動軸への動力伝達方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ <u>チェーン式</u> ⇔ <u>ベルト式</u> ⇔ <u>ドライブシャフト式</u>		新設又は追加するものを含む。原動機から駆動軸までの動力伝達方式の変更をいう。ベルト、チェーン式などの併用式を含む。
4. 走行装置	① 走行方式について、次に掲げる変更		新設又は追加するものを含む。	(4) 走行装置	① 走行方式について、次に掲げる変更		新設又は追加するものを含む。

新				旧			
	を行うもの ・タイヤ⇔カタピラ又はそり ② フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの ③ 軸数の変更を行うもの	二輪車⇔側車付二輪車⇔三輪車	新設するものを含む。ただし③にかかわる場合を除く。	<u>走行装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u> ② フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの ③ 軸数の変更を行うもの	を行うもの ・タイヤ⇔カタピラ又はそり ② フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの ③ 軸数の変更を行うもの	二輪車⇔側車付二輪車⇔三輪車	新設するものを含む。ただし③にかかわる場合を除く。
5. 操縦装置	① かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの ② 操舵軸数の変更を行うもの ③ リンク装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの ④ かじ取操作方式について、次に掲げる変更を行うもの ・手動式から足動式	右⇔左 4WS⇔2WS ラック&ピニオン式⇔ボールナット式	かじ取ハンドルを追加するものを含む。 乗車定員 10 人以下の乗用自動車に備える油圧、電力などで作動する後輪の操舵機構を取外し 2WS としたものを除く。 新設又は追加するものを含む。ギヤボックスの変更等に伴い、ロッド、アーム類及びナックルを変更するものを含む。 新設又は追加するものを含む。	<u>(5) 操縦装置 操縦装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u> ① かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの ② 操舵軸数の変更を行うもの ③ リンク装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの ④ かじ取操作方式について、次に掲げる変更を行うもの ・手動式から足動式	右⇔左 4WS⇔2WS ラック&ピニオン式⇔ボールナット式	かじ取ハンドルを追加するものを含む。 乗車定員 10 人以下の乗用自動車に備える油圧、電力などで作動する後輪の操舵機構を取外し 2WS としたものは改造届出を要さないものとする。 新設又は追加するものを含む。ギヤボックスの変更等に伴い、ロッド、アーム類及びナックルを変更するものを含む。 新設又は追加するものを含む。	
6. 制動装置	① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ ・内部拡張式⇔外部収縮式 ・油圧式⇔空気式 ・主制動装置なし⇒主制動装置あり	ディスク式駐車ブレーキ⇔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ⇔ドラム式主ブレーキ 被牽引自動車の車両総重量の増加に伴う慣性制動装置の装着	ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧（空気圧）弁等の変更は、 <u>制動方式の変更には該当しないものとする。</u>	<u>(6) 制動装置 制動装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u> ① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ ・内部拡張式⇔外部収縮式 ・油圧式⇔空気式 ・主制動装置なし⇒主制動装置あり	ディスク式駐車ブレーキ⇔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ⇔ドラム式主ブレーキ 被牽引自動車の車両総重量の増加に伴う慣性制動装置の装着	<u>次の場合にあっては、改造届出を要さないものとする。</u> ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧（空気圧）弁等を変更したもの	
7. 緩衝装置	① 緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔トーションスプリング⇔ウオーキングビーム⇔トラニオン⇔エア（油圧）サスペンション ② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの	ストラット式⇔マルチリンク式 リジットアクスル式⇔独立懸架式	複合式に変更したものを含む。 <u>ただし、車高の調整を行うことを目的とするもの等緩衝装置の補助的な役割（主ばねが路面からの衝撃に対し十分な容量を有している場合をいう。）を持つばね等の装着等を除く。</u> 新設又は追加するものを含む。リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。車軸式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決め用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持っているものをいう。	<u>(7) 緩衝装置 緩衝装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u> ① 緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔トーションスプリング⇔ウオーキングビーム⇔トラニオン⇔エア（油圧）サスペンション ② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの	ストラット式⇔マルチリンク式 リジットアクスル式⇔独立懸架式	<u>その他の形式の緩衝装置の種類に変更したものを含む。</u> 複合式に変更したものを含む。 <u>（車高の調整を行うことを目的とするもの等緩衝装置の補助的な役割（主ばねが路面からの衝撃に対し十分な容量を有している場合をいう。）を持つばね等の装着等を除く。）</u> 新設又は追加するものを含む。リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。車軸式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決め用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持っているものをいう。	
8. 連結装置	① 次に掲げる連結器の取付け又は連結器本体について、変更を行うもの ・第五輪式連結器 ・ピントルフック式連結器	A 型式⇔B 型式 フルトレーラ牽引用ピントルフック式連結器の取付等	<u>牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置に限る。</u>	<u>(8) 連結装置 牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の</u> ① 次に掲げる連結器の取付け又は連結器本体について、変更を行うもの ・第五輪式連結器 ・ピントルフック式連結器	A 型式⇔B 型式 フルトレーラ牽引用ピントルフック式連結器の取付等		

新			旧				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルマウス式連結器</li> <li>・ヒッチボール式連結器</li> </ul>		<p>新設、追加又はその他の形式の連結装置の取付等を含む。</p> <p>この場合における「変更」とはサイズ（牽引可能な重量、第五輪荷重等の許容荷重等）、牽引方式（第五輪式、ピントルフック式等牽引装置の方式）の変更をいう。</p> <p>連結器の取付装置の変更（スライドカプラのスライド機構の取付け、ハイリフトカプラのリフト機構の取付等）又はポール・トレーラの連結案内棒を連結するための装置の取付けはこの場合の「変更」とみなさない。</p>	<p><u>主制動装置を備える被牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルマウス式連結器</li> <li>・ヒッチボール式連結器</li> </ul>		<p>新設、追加又はその他の形式の連結装置の取付等を含む。</p> <p>この場合における「変更」とはサイズ（牽引可能な重量、第五輪荷重等の許容荷重等）、牽引方式（第五輪式、ピントルフック式等牽引装置の方式）の変更をいう。</p> <p>連結器の取付装置の変更（スライドカプラのスライド機構の取付け、ハイリフトカプラのリフト機構の取付等）又はポール・トレーラの連結案内棒を連結するための装置の取付けはこの場合の「変更」とみなさない。</p>
9. 燃料装置	<p>① 燃料の種類について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリン⇔軽油⇔液化石油ガス（LPG）⇔圧縮天然ガス（CNG）⇔メタノール⇔その他の燃料</li> <li>・電気からガソリン等の燃料に変更するもの</li> <li>・ハイブリッド</li> </ul>		<p>併用式に改造するものを含む。</p> <p>当該自動車の走行用の燃料として使用しないものを供給等するための装置の追加は除く。</p> <p><u>10.の電気装置に係るものを除く。</u></p>	<p><u>(9) 燃料装置</u></p> <p><u>燃料装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u></p>	<p>① 燃料の種類について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリン⇔軽油⇔液化石油ガス（LPG）⇔圧縮天然ガス（CNG）⇔メタノール⇔その他の燃料</li> <li>・電気からガソリン等の燃料に変更するもの</li> <li>・ハイブリッド</li> </ul>		<p>併用式に改造するものを含む。</p> <p>当該自動車の走行用の燃料として使用しないものを供給等するための装置の追加は除く。</p> <p><u>(10) 電気装置にかかわるものを除く。</u></p>
10. 電気装置	<p>① 走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取付位置の変更</li> <li>・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更</li> </ul> <p>② 車両外部から走行に係る原動機用蓄電池に充電するための充電装置について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充電方式の変更</li> <li>・外部電源の変更</li> </ul>	<p>鉛⇔ニッケル水素⇔リチウム</p>	<p>新設又は追加するものを含む。</p> <p>原動機用蓄電池の取付部を加工せずに、同一型式内に設定のある原動機用蓄電池に交換する場合を除く。</p>	<p><u>(10) 電気装置</u></p> <p><u>電気装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの</u></p>	<p>① 走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取付位置の変更</li> <li>・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更</li> </ul> <p>② 車両外部から走行に係る原動機用蓄電池に充電するための充電装置について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充電方式の変更</li> <li>・外部電源の変更</li> </ul>	<p>鉛⇔ニッケル水素⇔リチウム</p>	<p>新設又は追加するものを含む。</p> <p>原動機用蓄電池の取付部を加工せずに、同一型式内に設定のある原動機用蓄電池に交換する場合を除く。</p>
		<p>接触式⇔非接触式</p> <p>直流電源⇔交流電源、単相⇔三相、定格電圧</p>	<p>新設又は追加するものを含む。</p>			<p>接触式⇔非接触式</p> <p>直流電源⇔交流電源、単相⇔三相、定格電圧</p>	<p>新設又は追加するものを含む。</p>

新	旧
<p><b>別表第3 (略)</b> <b>別紙 (別添2 関係)</b> <b>新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等の詳細</b></p> <p><b>1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</b> (1) ~ (6) (略) (7) 「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの ( ) 内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置 (自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車の場合には、前回の検査 (新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査) に合格した時点の自動車に対して変更した自動車の構造・装置) が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表3 (「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式の第88、第89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表) の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>①~③ (略) (記載例) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①~② (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③~⑫ (略)</p> <p>(10) ~ (11) (略)</p> <p><b>2. (略)</b></p> <p><b>3. 自動車を特定する書面</b> (1) (略) (2) 当日書面審査の自動車にあつては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、<u>道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動</u></p>	<p><b>別表第3 (略)</b> <b>別紙 (別添2 関係)</b> <b>新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等の詳細</b></p> <p><b>1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</b> (1) ~ (6) (略) (7) 「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの ( ) 内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置 (自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車の場合には、前回の検査 (新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査) に合格した時点の自動車に対して変更した自動車の構造・装置) が明確に記載されていること。 ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表3 (「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領」に定める別記様式の第88、第89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表) の提出をもって代えることができる。 この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。 <u>なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</u></p> <p>①~③ (略) (記載例) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。 ①~② (略) ③ <u>改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。</u> <u>(記載例)・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号令和〇年〇月〇日」による。</u> ④ <u>本則4-15(6)を適用する改造自動車にあつては、その旨が記載されていること。</u> ⑤~⑭ (略)</p> <p>(10) ~ (11) (略)</p> <p><b>2. (略)</b></p> <p><b>3. 自動車を特定する書面</b> (1) (略) (2) 当日書面審査の自動車にあつては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知</p>

新	旧
<p><u>車の認定書</u>、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の原本の提示があること。</p> <p>なお、試作車・組立車審査結果通知書等<u>及び道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書</u>にあつては、写しをもって代えることができる。</p> <p>(3) 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書又は出荷検査証は、電磁的方法により登録情報処理機関に提供された記載すべき事項が印刷された二次元コード付きの書面又は次に掲げる様式の書面であること。</p> <p><u>ただし、事前書面審査を行う場合であつて、届出を行う時点においてこれらの書面を提出することができないため新規検査等の際に提示する旨が新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）の「その他」欄に記載されているときは、これらに準ずるものが添付されていけばよい。</u></p> <p>①～④（略）</p> <p><b>4. 諸元表又は車両諸元要目表</b>      当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>①～③（略）</p> <p><u>④ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車      道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領別表第 1 の車両諸元要目表</u></p> <p>5.（略）</p> <p><b>6. 外観図</b>      外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車（<u>別添 2 本文の 3. 1. (3) に該当する自動車を除く。</u>）については、外観図又は写真の提出を省略することができる。</p> <p>①～⑥（略）</p> <p><b>7.～21.（略）</b>  <u>（削除）</u></p> <p><b>22.～23.（略）</b></p> <p><b>24. 改造部分詳細図</b>  <u>(1) 改造部分の詳細が確認できるものであること。</u>  <u>(2) 改造部分の強度検討書として計算書が添付されている場合にあつては、当該計算書の確認に必要となる部分の寸法が記載されていること。</u></p>	<p>書又は自動車検査証返納証明書の原本の提示があること。</p> <p>なお、試作車・組立車審査結果通知書等にあつては、写しをもって代えることができる。</p> <p>(3) 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書又は出荷検査証は、電磁的方法により登録情報処理機関に提供された記載すべき事項が印刷された二次元コード付きの書面又は次に掲げる様式の書面であること。</p> <p>①～④（略）</p> <p><b>4. 諸元表又は車両諸元要目表</b>      当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>①～③（略）  <u>（新設）</u></p> <p>5.（略）</p> <p><b>6. 外観図</b>      外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。</p> <p>①～⑥（略）</p> <p><b>7.～21.（略）</b></p> <p><b>22. 改造自動車審査結果通知書等</b>  <u>改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付（別添 2 本文の 3. 1. に該当する自動車にあつては当該通知書等の原本が提示）されていること。</u></p> <p><u>ただし、届出を行う時点において当該通知書等の写しを提出することができないため、新規検査等の際に当該通知書等の原本を提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）の「その他」欄に記載した場合には、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。</u></p> <p><b>23.～24.（略）</b>  <u>（新設）</u> ※別添 4 「改造自動車審査要領」の別表第 3 から移動して再構成</p>

新	旧
<p>(3) <u>車枠及び車体の改造が行われた自動車にあっては、次の内容が確認できるものであること。</u></p> <p>① <u>切断、接合及び補強方法</u></p> <p>② <u>車枠（車体）の形状及び寸法</u></p> <p>③ <u>車枠（車体）が2分の1以上残されたものであること</u></p> <p>(4) <u>電気装置の改造が行われた自動車にあっては、次の内容が確認できるものであること。</u></p> <p>① <u>動力系高電圧回路における感電保護対策又は衝突時の感電保護対策が適切であること</u></p> <p>② <u>電動機と動力伝達装置の結合部分等は、電動機の回転により異常な振動等を起こし破損に至ることがないよう、十分な精度をもって結合されていること</u></p> <p><b>25. 改造部分の強度検討書</b></p> <p><u>改造部分の強度検討書は、25.1. から 25.8. までに定めるもののほか、個別の規定において定めている安全率を満たすことを示した説明書等であってもよい。</u></p> <p><u>また、改造部分のほか、当該改造により影響を及ぼす部分についても検討されていること。</u></p> <p><b>25.1. 車枠（車体）強度検討書</b></p> <p>(1) <u>強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づき曲げ応力及びせん断力が検討され、次の安全率以上であること。</u></p> <p><u>なお、二輪自動車等（側車付二輪自動車を含む。）であって対応する負荷が不明な場合においては、当該負荷計算基準を準用してもよい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破壊安全率・・・1.6</li> <li>・降伏安全率・・・1.3</li> </ul> <p>(3) <u>モノコックボディの改造を行った自動車であって実車を用いてストレン・ゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、(2) の規定にかかわらずその成績書をもって強度検討書とすることができる。</u></p> <p><u>この場合の強度の安全率は、次の値以上であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破壊安全率・・・1.6</li> <li>・降伏安全率・・・1.3</li> </ul> <p><b>25.2. 動力伝達装置強度検討書</b></p> <p>(1) <u>強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>推進軸及び駆動軸への伝達トルクが増加するものにあつては、曲げ応力及びせん断力が検討され、次の安全率以上であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破壊安全率・・・1.6</li> <li>・降伏安全率・・・1.3</li> </ul> <p>(3) <u>推進軸の回転数が増加するもの、推進軸を延長するもの又は推進軸の断面形状を変更するものにあつては、危険回転数に対する安全率 <math>N_c/N_p</math> が 1.3 以上であること。</u></p>	<p>(新設) ※別添 4 「改造自動車審査要領」の別表第 3 から移動して再構成</p>

新	旧
<p><u>Nc : 推進軸の危険回転数</u>  <u>Np : 最高速度時における推進軸の回転数</u></p> <p><u>(4) 曲げとせん断を受ける駆動軸等にあつては、合成応力について検討する。</u></p> <p><u>(5) 電動機の出力が電動機の取付強度又は動力伝達装置の強度の限度を超えて容易に変更できる制御装置にあつては、強度の限度を超えないよう封印を行う等により容易に出力が変更できないよう適切な処置が施されていることが確認できるものであること。</u></p> <p><b>25.3. 走行装置強度検討書</b></p> <p><u>(1) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。</u></p> <p><u>(2) 公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づき曲げ応力及びせん断力が検討され、次の安全率以上であること。</u>  <u>なお、二輪自動車等（側車付二輪自動車を含む。）であつて対応する負荷が不明な場合においては、当該負荷計算基準を準用してもよい。</u>  <u>また、当該部品に構造上負荷される荷重が定まった数値以上にならないことが計算等で明らかなる場合にあつては、その荷重でもよい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・破壊安全率・・・1.6</u></li> <li><u>・降伏安全率・・・1.3</u></li> </ul> <p><b>25.4. 操縦装置強度検討書</b></p> <p><u>(1) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。</u></p> <p><u>(2) 次により検討されたものであり、破壊安全率は1.6以上であること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>① キングピン又は前輪操向軸回りには0.1×前輪荷重/2×9.8N・mのトルクが作用するものとして検討されていること。</u></li> <li><u>② かじ取ハンドルには次のトルクが作用するものとして検討されていること。</u>  <u>なお、パワ・ステアリングを装着したものにあつては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・大型トラック、バス等・・・35γ×9.8N・m</u></li> <li><u>・小型車、乗用車・・・15γ×9.8N・m</u></li> </ul> <u>γ : ハンドルの半径 (m)</u></li> <li><u>③ ドラッグリンク、タイロッド等の改造にあつては、座屈強度が検討されていること。</u></li> </ol> <p><b>25.5. 制動装置強度検討書</b></p> <p><u>(1) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。</u></p> <p><u>(2) 各部の強度の破壊安全率は1.6以上であること。</u></p> <p><b>25.6. 緩衝装置強度検討書</b></p> <p><u>(1) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。</u></p> <p><u>(2) 公益社団法人自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づき曲げ応力及びせん</u></p>	

新	旧														
<p><u>断力が検討され、次の安全率以上であること。</u>  <u>なお、二輪自動車等（側車付二輪自動車を含む。）であって対応する負荷が不明な場合においては、当該負荷計算基準を準用してもよい。</u>  <u>また、当該部品に構造上負荷される荷重が定まった数値以上にならないことが計算等で明らかな場合にあつては、その荷重でもよい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破壊安全率・・・1.6</li> <li>・降伏安全率・・・1.3</li> </ul> <p><b>25.7. 連結装置強度検討書</b>  <u>(1) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることが確認できるものであること。</u>  <u>(2) 連結装置に作用する負荷は被牽引自動車の車両総重量又は牽引自動車の牽引重量として検討されたものであり、破壊安全率は1.6以上であること。</u></p> <p><b>25.8. 電気装置強度検討書</b>  <u>(1) 原動機用蓄電池の支持枠は、十分な強度が確保されており、車枠等に確実に取付けられていることが確認できるものであること。</u>  <u>(2) 細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」の6.原動機用蓄電池パック取付部の強度に関する要件を満たすものであること。</u></p> <p><b>26. 電力により作動する原動機を有する自動車の要目表（第10号様式）</b>  <u>当該様式中の記載要領に基づき適切に記載されていること。</u></p> <p><b>27. その他書面</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(削除)</li> <li>(2) (略)</li> <li>(3) 保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車にあつては、当該自動車に係る道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定書の写しが添付されていること。</li> <li>(4) (略)</li> </ul> <p>第1号様式～第9号様式（略）  第10号様式（別添2関係）</p> <p style="text-align: center;"><b>電力により作動する原動機を有する自動車の要目表</b></p> <table border="1" data-bbox="165 1313 1086 1412"> <tr> <td rowspan="3">電動機</td> <td>取付位置及び個数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定格電圧 V</td> <td></td> </tr> </table>	電動機	取付位置及び個数		種類		定格電圧 V		<p>(新設)</p> <p><b>25. その他書面</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(2) 本則4-15(6)を適用する自動車にあつては、別添4「改造自動車審査要領」の別表第2に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第5号様式を除く。）の提出を求めるものとする。  <u>この場合において、別添2本文の4.1.における添付資料と重複するものを省略することができる。</u></li> <li>(3) (略)</li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) (略)</li> </ul> <p>第1号様式～第9号様式（略）  第10号様式（別添2関係） <b>欠番</b>  ※別添4「改造自動車審査要領」の第4号様式から移動</p> <p style="text-align: center;"><b>電気装置の要目表（電動機関係）</b></p> <table border="1" data-bbox="1144 1313 2069 1412"> <tr> <td rowspan="3">電動機</td> <td>取付位置及び個数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定格電圧 V</td> <td></td> </tr> </table>	電動機	取付位置及び個数		種類		定格電圧 V	
電動機		取付位置及び個数													
		種類													
	定格電圧 V														
電動機	取付位置及び個数														
	種類														
	定格電圧 V														

新	
	最高出力/回転速度 kW/rpm
	定格出力/回転速度 kW/rpm
	最大トルク/回転速度 N・m/rpm
	冷却方式
制御装置	形式
	制御方式
	作動電圧 V
原動機用電池	種類・形式
	モジュール容量・電圧 A・h (HR)・V
	モジュール搭載個数 個
	パック総電圧・総電力容量 V・kWh
	総重量
	その他
充電器	設置形式
	充電制御方式
	充電器の入力電源 (電圧・電流)
過電流保護装置	
誤発進防止装置	
シフトレバー後退位置警報装置	
主変速機	

※項目以外は、適宜様式を変更することができる。

◎記載要領

【電動機】

取付位置及び個数；前・後・床下・前車軸・後車軸等の区別を記入する。  
種類；電動機の種類を一般に理解できる名称で記入する。(例：直流直巻電動機、三相交流誘導電動機)  
定格電圧；電動機の製作者が公表している定格電圧を記入する。  
最高出力；電動機の製作者が公表している最高出力を記入する。  
定格出力；電動機の製作者が公表している定格出力を整数位まで記入する。  
最大トルク；電動機の製作者が公表している最大トルクを整数位 (小数点切り捨て) まで記入する。単位が kgf の場合は ( ) で付記する。  
冷却方式；自然空冷・強制空冷・液冷等を記入する。備えない場合は「-」と記入する。

【制御装置 (スピードコントローラ)】

形式；制御装置の特徴をとらえ一般にわかりやすい用語を記入する。(製作者が呼称する形式でもよい)  
制御方法；制御方法が一般にわかりやすい用語で記入する。  
作動電圧；制御装置の製作者が公表している作動電圧を記入する。

【原動機用電池】

種類・形式；種類は電池の反応物質名を用いた名称を記入する。形式は一般に用いられる形式名称を記入する。  
形式名称が不明な場合は「-」と記入する。

旧	
	最高出力/回転速度 kW/rpm
	定格出力/回転速度 kW/rpm
	最大トルク/回転速度 N・m/rpm
	冷却方式
制御装置	形式
	制御方式
	作動電圧 V
原動機用電池	種類・形式
	モジュール容量・電圧 A・h (HR)・V
	モジュール搭載個数 個
	パック総電圧・総電力容量 V・kWh
	総重量
	その他
充電器	設置形式
	充電制御方式
	充電器の入力電源 (電圧・電流)
過電流保護装置	
誤発進防止装置	
シフトレバー後退位置警報装置	
主変速機	

※項目以外は、適宜様式を変更することができる。

◎記載要領

【電動機】

取付位置及び個数；前・後・床下・前車軸・後車軸等の区別を記入する。  
種類；電動機の種類を一般に理解できる名称で記入する。(例：直流直巻電動機、三相交流誘導電動機)  
定格電圧；電動機の製作者が公表している定格電圧を記入する。  
最高出力；電動機の製作者が公表している最高出力を記入する。  
定格出力；電動機の製作者が公表している定格出力を整数位まで記入する。  
最大トルク；電動機の製作者が公表している最大トルクを整数位 (小数点切り捨て) まで記入する。単位が kgf の場合は ( ) で付記する。  
冷却方式；自然空冷・強制空冷・液冷等を記入する。備えない場合は「-」と記入する。

【制御装置 (スピードコントローラ)】

形式；制御装置の特徴をとらえ一般にわかりやすい用語を記入する。(製作者が呼称する形式でもよい)  
制御方法；制御方法が一般にわかりやすい用語で記入する。  
作動電圧；制御装置の製作者が公表している作動電圧を記入する。

【原動機用電池】

種類・形式；種類は電池の反応物質名を用いた名称を記入する。形式は一般に用いられる形式名称を記入する。  
形式名称が不明な場合は「-」と記入する。

新	旧
<p>モジュール容量・電圧；単位電池の定格容量・定格電圧を記入する。容量については、基準となる時間率を（ ）で付記する。 モジュール搭載個数；車両に搭載している単一の原動機用電池の個数を記入する。 バック総電圧・総電力容量；車両に搭載している原動機用電池の定格総電圧・総電力容量を記入する。 総重量；原動機用蓄電池の総質量を記入する。単位は kg とし整数位（小数点切り捨て）まで記入する。 その他；電池管理システム等のモジュールを備えている場合はその旨記入する。</p> <p><b>【充電器】</b> 設置形式；車載・別置・携帯の区別を記入する。 充電制御方式；充電の際の電流、電圧の制御方式を記入する。 充電器の入力電源；充電電源の公称電圧、最大電流を記入する。 過電流保護装置；過電流保護デバイス名（サーキットブレーカ・ヒューズ）を記入する。 誤発進防止装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。 シフトレバー後退位置警報装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。 主変速機；標準車の変速機を流用する場合は、その変速段数を記入する。</p>	<p>モジュール容量・電圧；単位電池の定格容量・定格電圧を記入する。容量については、基準となる時間率を（ ）で付記する。 モジュール搭載個数；車両に搭載している単一の原動機用電池の個数を記入する。 バック総電圧・総電力容量；車両に搭載している原動機用電池の定格総電圧・総電力容量を記入する。 総重量；原動機用蓄電池の総質量を記入する。単位は kg とし整数位（小数点切り捨て）まで記入する。 その他；電池管理システム等のモジュールを備えている場合はその旨記入する。</p> <p><b>【充電器】</b> 設置形式；車載・別置・携帯の区別を記入する。 充電制御方式；充電の際の電流、電圧の制御方式を記入する。 充電器の入力電源；充電電源の公称電圧、最大電流を記入する。 過電流保護装置；過電流保護デバイス名（サーキットブレーカ・ヒューズ）を記入する。 誤発進防止装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。 シフトレバー後退位置警報装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「-」と記入する。 主変速機；標準車の変速機を流用する場合は、その変速段数を記入する。</p>
<p><b>第 11 号様式～第 14 号様式（その 1）（略）</b> <b>第 14 号様式（その 2）（別添 2 関係）</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><b>第 11 号様式～第 14 号様式（その 1）（略）</b> <b>第 14 号様式（その 2）（別添 2 関係）</b></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>その他</p>	<p>その他</p> <p style="text-align: center;"><u>(注：改造自動車審査結果通知書番号等を記載すること)</u></p>
<p><b>第 15 号様式（略）</b></p> <p><b>別添 3（4-14 関係）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p>1. ～5.（略）</p> <p><b>6. 書面審査</b> (1) ～ (2)（略）</p> <p><b>6. 1.（略）</b></p> <p><b>6. 2. 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））</b> 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p><b>6. 2. 1. ～6. 2. 9.（略）</b></p> <p><b>6. 2. 10. 「車体の形状」欄</b> 本則 <u>4-7-1-1 (1) ③</u>の規定に基づき記載されていること。 なお、用途区分通達における乗用自動車等に分類される四輪以上の並行輸入自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。 ①～②（略）</p>	<p><b>第 15 号様式（略）</b></p> <p><b>別添 3（4-14 関係）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p>1. ～5.（略）</p> <p><b>6. 書面審査</b> (1) ～ (2)（略）</p> <p><b>6. 1.（略）</b></p> <p><b>6. 2. 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））</b> 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p><b>6. 2. 1. ～6. 2. 9.（略）</b></p> <p><b>6. 2. 10. 「車体の形状」欄</b> 本則 <u>5-3-8</u>の規定に基づき記載されていること。 なお、用途区分通達における乗用自動車等に分類される四輪以上の並行輸入自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。 ①～②（略）</p>

新	旧
<p>(参考図) (略)</p> <p>6. 2. 11. ～6. 2. 13. (略)</p> <p>6. 3. ～6. 11. (略)</p> <p><b>6. 12. 騒音規制への適合性に関する書面等</b></p> <p>6. 12. 1. (略)</p> <p><b>6. 12. 2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等</b></p> <p>(1) から (5) に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6. 2. 13. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(2) 保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-12-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>[UN R41-05 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(3) 保安基準適用年月日が令和 6 年 9 月 1 日 <u>から令和 12 年 8 月 31 日までの</u>二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-14-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>[UN R41-06 (平成 28 年騒音規制)]</u></p> <p><u>(4) 保安基準適用年月日が令和 12 年 9 月 1 日以降の二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。)</u></p> <p><u>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</u></p> <p><u>① 加速走行騒音試験結果成績表の写し</u></p>	<p>(参考図) (略)</p> <p>6. 2. 11. ～6. 2. 13. (略)</p> <p>6. 3. ～6. 11. (略)</p> <p><b>6. 12. 騒音規制への適合性に関する書面等</b></p> <p>6. 12. 1. (略)</p> <p><b>6. 12. 2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等</b></p> <p>(1) から (5) に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6. 2. 13. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(2) 保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>[UN R41-05 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(3) 保安基準適用年月日が令和 6 年 9 月 1 日 <u>以降の</u>二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新				旧																															
<p>② <u>技術基準等適合証明書</u></p> <p>③ <u>COC ペーパー（騒音情報欄に UN R41-06 の記載があるものに限る。）の写し</u></p> <p>④ <u>UN R41-06 に基づく認定証の写し</u></p> <p>⑤ <u>UN R41-06 に基づく㊟マークを撮影した写真</u></p> <p>[UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）]</p> <p><u>(5)</u> 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 9 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 10 年 8 月 31 日）までの自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-<del>11</del>-2-2（1）①の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。）</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p><u>(6)</u> ～ <u>(8)</u>（略）</p> <p>6.12.3.（略）</p> <p>6.13.～6.20.（略）</p> <p>6.21. <b>その他書面</b></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該並行輸入自動車は別添 2「<u>新規検査等書面審査要領</u>」別表第 2 に規定する範囲の改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があつた場合には、同別添の <u>4.1.の表中 3.2. (5) の欄</u> に掲げる添付資料のうち、装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性審査に必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(3) ～ (9)（略）</p> <p>7.～9.（略）</p> <p><b>別表第 1（別添 3 関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安基準</th> <th>審査事務規程</th> <th>技術基準等の名称</th> <th>6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 11 条 かじ取装置</td> <td>7-13 の 2 <u>緊急車線維持装置</u></td> <td>UN R178 <u>緊急車線維持システムに係る協定規則</u></td> <td><u>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</u></td> </tr> </tbody> </table>				保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例	(略)	(略)	(略)	(略)	第 11 条 かじ取装置	7-13 の 2 <u>緊急車線維持装置</u>	UN R178 <u>緊急車線維持システムに係る協定規則</u>	<u>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</u>	<p>[UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）]</p> <p><u>(4)</u> 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 9 月 1 日）から令和 9 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 10 年 8 月 31 日）までの自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-<del>13</del>-2-2（1）①の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。）</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p><u>(5)</u> ～ <u>(7)</u>（略）</p> <p>6.12.3.（略）</p> <p>6.13.～6.20.（略）</p> <p>6.21. <b>その他書面</b></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該並行輸入自動車は別添 4「<u>改造自動車審査要領</u>」別表第 1 に規定する範囲の改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があつた場合には、同別添の <u>別表第 2</u> に掲げる添付資料のうち、装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性審査に必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(3) ～ (9)（略）</p> <p>7.～9.（略）</p> <p><b>別表第 1（別添 3 関係）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安基準</th> <th>審査事務規程</th> <th>技術基準等の名称</th> <th>6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 11 条 かじ取装置</td> <td>7-13 かじ取装置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>				保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例	(略)	(略)	(略)	(略)	第 11 条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	(略)	(略)			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
第 11 条 かじ取装置	7-13 の 2 <u>緊急車線維持装置</u>	UN R178 <u>緊急車線維持システムに係る協定規則</u>	<u>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</u>																																
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
第 11 条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	(略)	(略)																																
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																

新				旧			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 22 条 座席	7-42 座席	(略)	(略)	第 22 条 座席	7-42 座席	(略)	(略)
		UN R17-12 座席及び座席取付 装置に係る協定規 則	① COC ペーパーの写し ・ M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテ ゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可 を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテ ゴリのものに限る。 ③ UN R17-12 に基づく認定証の写し ④ UN R17-12 に基づくⒺマークを撮影した写 真 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した 写真 ・ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人 以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。  ◇現車審査時において、座席及び座席取付装置 が車体に確実に取付けられており、かつ、座 席の調整機構が全ての座席調整位置に保持で きることが確認できる場合には、書面を省略 することができる。(貨物自動車に限る。)			(新設)	(新設)
第 22 条 の 3 座席ベル ト等	7-44 座席ベルト 等	(略)	(略)	第 22 条 の 3 座席ベル ト等	7-44 座席ベルト 等	(略)	(略)
		UN R173-01 座席ベルト及び年 少者用補助乗車装 置の搭載性に係る 協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限 る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可 を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限 る。 ③ UN R173-01 に基づく認定証の写し ④ UN R173-01 に基づくⒺマークを撮影した写 真			(新設)	(新設)
第 22 条 の 4 頭部後傾 抑止装置 等	7-46 頭部後傾抑 止装置	(略)	(略)	第 22 条 の 4 頭部後傾 抑止装置 等	7-46 頭部後傾抑 止装置	(略)	(略)
		UN R17-12 座席及び座席取付 装置に係る協定規 則	① COC ペーパーの写し ・ M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテ ゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可 を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテ ゴリのものに限る。 ③ UN R17-12 に基づく認定証の写し			(新設)	(新設)

新				旧			
			<p>④ UN R17-12 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t を超えるものを除く。</p> <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。(貨物自動車に限る。)</p>				(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (1) ~ (3) (略)				備考 (1) ~ (3) (略)			
別表第 2～別表第 5 (略) 別紙 (略) 第 1 号様式～第 12 号様式 (略)				別表第 2～別表第 5 (略) 別紙 (略) 第 1 号様式～第 12 号様式 (略)			
別添 4 <b>欠番</b>				<b>別添 4 (4-15 関係)</b> <p style="text-align: center;"><b>改造自動車審査要領</b></p> <p><b>1. 目的</b> この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の改造内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p><b>2. 用語の定義</b> この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)「届出者」とは、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出する者をいう。 (2)「届出書等」とは、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料をいう。</p> <p><b>3. 改造自動車</b> (1) 本則 1-3 で規定する改造自動車は、次に掲げる①から⑤までの自動車に対し別表第 1 に規定する範囲の改造を行ったもの(新たに運行の用に供しようとする①から③までの自動車については、改造を行った装置数が、別表第 1 に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の 2 分の 1 未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アッセンブリ交換(走行装置、制動装置及び緩衝装置)については改造を行った装置数を 1 とみなす。)であって、当該自動車の車枠(車体)が 2 分の 1 以上残されたものをいう。</p>			

新	旧
	<p><u>この場合において、自動車製作者が当該自動車の補修の為に製作した部品を用いた補修交換については、「改造を行ったもの」に該当しないものとする。</u></p> <p><u>① 型式指定自動車</u>  <u>② 多仕様自動車</u>  <u>③ 新型届出自動車</u>  <u>④ 輸入自動車特別取扱自動車</u>  <u>⑤ 本邦において有効な自動車検査証又は自動車予備検査証の交付を受けたことのある並行輸入自動車</u></p> <p><u>(2) (1) の「車枠（車体）が2分の1以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ2分の1以上重複するものをいう。</u></p> <p><u>① (1) ①及び②の自動車にあっては型式について指定を受けた状態、(1) ③の自動車にあっては新型届出による取扱いを受けた状態、(1) ④の自動車にあっては輸入自動車特別取扱を受けた状態、(1) ⑤の自動車にあっては本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料が提出された状態</u></p> <p><u>② 「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。</u></p> <p><u>ア 車枠を有する自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなもの）にあっては当該部分とする。</u></p> <p><u>イ 車枠を有する被牽引自動車にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなもの）にあっては当該部分とする。また、材質を変化させることなくフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。</u></p> <p><u>ウ モノコック構造の車体を有する自動車にあっては、ルーフ、アンダーフロア及びサイドパネル等の当該車体構成部分</u></p> <p><u>エ 車枠及びモノコック構造の車体を有する自動車にあっては、ア又はイ及びウの当該構成部分</u></p> <p><u>③ 「投影面積」とは、自動車を基準面に置いた状態における次のア及びイに掲げる面積とする。</u></p> <p><u>ア 基準面へ投影した面積</u>  <u>イ 車両中心線を含む鉛直面に対して平行で、車枠（車体）の外側に接する鉛直面へ投影した面積</u></p> <p><b>4. 届出書等</b>  <b>4.1. 改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料</b>  <u>本則 4-15 (2) で規定する改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料は、別表第 2 に掲げるものをいう。</u></p> <p><b>4.2. 届出書等の提出方法</b></p>

新	旧
	<p>(1) <u>本則 4-15 (2) で規定する届出書等の提出先は、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>別表第 1 に規定する範囲の改造のうち次のものにかかる届出書等については、地方検査部又は沖縄事務所とする。</u></p> <p>ア <u>走行装置（走行方式の変更を行うものに限る。）</u></p> <p>イ <u>操縦装置（リンク装置の変更を行うものを除く。）</u></p> <p>ウ <u>制動装置</u></p> <p>エ <u>燃料装置（指定自動車等に備える原動機、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料装置を一式で載せ換えたものを除く。）</u></p> <p>オ <u>電気装置</u></p> <p>② <u>①以外のものにかかる届出書等については、地方検査部又は地方事務所とする。</u></p> <p>③ <u>①と②が混在する届出書等については、地方検査部又は沖縄事務所とする。</u></p> <p>(2) <u>届出書等は改造自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。</u></p> <p><u>ただし、同一内容の改造を行う次のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の内容が明確に確認できる資料及び複数台数届出書（第 5 号様式とする。）を追加添付することにより、複数台数届出とすることができる。</u></p> <p>① <u>車台番号を限定した自動車</u></p> <p>② <u>型式内の類別（類別区分番号）を限定した自動車</u></p> <p>③ <u>型式内の車両仕様を限定した自動車</u></p> <p>(3) <u>届出書等の提出は、原則として、事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>(3) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。</u></p> <p><u>なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が举证責任を負うものとする。</u></p> <p><b>5. 届出書等の受理等</b></p> <p><b>5.1. 受理</b></p> <p>(1) <u>提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがなく、かつ、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。</u></p> <p>(2) <u>受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、改造自動車届出書（第 1 号様式（表面））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。</u></p> <p><u>なお、これらの処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。</u></p> <p><b>5.2. 不受理</b></p> <p>(1) <u>提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがあるもの又は不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>なお、4.2. (4) により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法に</u></p>

新	旧
	<p><u>よるものとする。</u></p> <p><u>① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。</u></p> <p><u>② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。</u></p> <p><u>(2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。</u>  <u>なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。</u></p> <p><b>5.3. 届出書等の取下げ</b></p> <p><u>(1) 本則 4-15 (3) で規定する取下願出書は、第6号様式とする。</u></p> <p><u>(2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。</u></p> <p><u>(3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、別途定める方法により取下処理を行った旨を記録するものとする。</u></p> <p><b>6. 書面審査の審査日数</b></p> <p><u>書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して11業務日以内とする。</u></p> <p><u>ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。</u></p> <p><b>7. 書面審査</b></p> <p><u>(1) 改造自動車（複数台数届出にあつては限定した全ての自動車）について、当該届出に係る改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則及び別表第3に掲げる規定に基づき審査するものとする。</u>  <u>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第7号様式）に記録するものとする。</u>  <u>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</u></p> <p><u>(2) 新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車については、改造を行った装置数が、別表第1に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の2分の1未満であることを確認するものとする。</u></p> <p><b>8. 書面審査の決裁等</b></p> <p><b>8.1. 書面審査結果の起案</b></p> <p><u>書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、改造自動車審査結果通知書等を届出者に交付する旨の起案を行うものとする。</u></p> <p><b>8.2. 改造自動車審査結果通知書等に記載する事項</b></p> <p><u>(1) 届出者に対して指示する事項については、指示事項欄に記載するものとする。</u></p> <p><u>① 現車審査の際に原本を提示する旨</u></p> <p><u>② 当該通知書等の対象となる車台番号又は当該通知書等の対象となる自動車を限定した旨</u></p>

新	旧
	<p>③ <u>現車審査の際に提示又は提出が必要となる書面がある場合は、当該書面に関する事項</u></p> <p>④ <u>複数台数届出の扱いである旨及び次に掲げるいずれかの事項</u>  <u>ア 当該通知書等の写しに届出者が管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨を記載して押印する旨</u>  <u>イ 当該通知書等の写しの交付ができない旨</u></p> <p>⑤ <u>保安基準適用年月日に関する事項（必要な場合に限る。）</u></p> <p>⑥ <u>新規検査等の受検前に本則 4-13 に基づく届出が必要な旨（必要な場合に限る。）</u></p> <p>⑦ <u>その他指示する事項</u>  <u>(例)【指示事項】</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現車審査の際は本紙を提示すること。</u></li> <li>・<u>本改造は、車台番号 AB100-1234 の 1 台限りとする。</u></li> <li>・<u>本改造の車両仕様は ADF-AB100-〇〇〇〇に限る。（当該通知書等の対象となる自動車を仕様記号等で限定した場合）</u></li> <li>・<u>複数台数届出とする。なお、当該通知書等の写しに管理番号及び原本と相違ない旨を記載し押印すること。</u></li> <li>・<u>複数台数届出とする。なお、当該通知書等の写しは交付できない。</u></li> <li>・<u>車両識別情報、改造部分詳細図及び排出ガス試験結果成績表を添付すること。</u></li> <li>・<u>平成〇年〇月〇日以前に製作された車両に限る。</u></li> <li>・<u>新規検査等の受検前には、別途、審査事務規程 4-13 に基づく届出を行うこと。</u></li> </ul> </p> <p><u>(2) 現車審査にあたり留意すべき事項については、指示事項欄の下段に特記事項と付して記載するものとする。</u></p> <p>① <u>車両総重量及び軸重の許容限度値が複数設定されている旨</u></p> <p>② <u>型式内の類別（類別区分番号）を限定した場合、現車が当該型式内の類別（類別区分番号）であることの確認方法</u></p> <p>③ <u>実測等が必要な場合は、その審査項目</u></p> <p>④ <u>その他留意すべき事項</u>  <u>(例)【特記事項】</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>車両総重量限度の設定が複数あるため注意すること。（類別区分番号〇〇は、車両総重量限度は〇〇kg、前軸〇〇kg、後軸〇〇kg）</u></li> <li>・<u>車両識別プレートにより ADF-AB100-〇〇〇〇の仕様であることを確認すること。</u></li> <li>・<u>最大安定傾斜角度を実測すること。</u></li> <li>・<u>走行中は車高を調整できる構造でないことを確認すること。</u></li> <li>・<u>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量と一致することを確認すること。</u></li> </ul> </p> <p><u>(3) 最大安定傾斜角度欄には、次に掲げるいずれかの値を記載するものとする。</u>  <u>なお、単位は度（°）とし、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値を記載すると</u></p>

新	旧
	<p>ともに、②にあつては「(揚)」、③にあつては「(実)」と付記すること。</p> <p>① 傾斜角度計算(重心高算出:モーメント法)により算出した値(5°を減じる前の値とする。) 例「48」</p> <p>② 傾斜角度計算(重心高算出:前輪揚程法)により算出した値 例「40(揚)」</p> <p>③ 最大安定傾斜角度実測書により算定した値 例「36(実)」</p> <p><b>8.3. 書面審査結果の決裁等</b></p> <p>8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとす。なお、併せて別途定める方法により決裁年月日の記録を行うものとする。</p> <p><b>8.4. 書面審査終了の連絡</b></p> <p>届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。</p> <p><b>8.5. 改造自動車審査結果通知書等の保管</b></p> <p>改造自動車審査結果通知書等については、届出者に交付するまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。</p> <p>また、交付する際には、法第57条の2の規定に基づく自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びに法第63条の3の規定に基づく改善措置の届出に関する責務があることを届出者に通知するものとする。</p> <p><b>9. 現車審査</b></p> <p>(1) 現車審査は、改造自動車審査結果通知書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。</p> <p>また、次の点に留意すること。</p> <p>① 型式及び車台番号(複数台数届出の場合には限定条件)が改造自動車審査結果通知書等と同一であることを確認する。</p> <p>② 改造部分及び改造方法が改造自動車審査結果通知書等の内容と同一であることを確認する。</p> <p>③ 改造自動車審査結果通知書等の指示事項又は特記事項として、改造部分、最大安定傾斜角度等の測定を現車審査の際に行う旨が記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。</p> <p>(2) 複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等であつて、当該通知書等の写しに届出者が管理番号及び原本と相違ないことを証明する旨を記載して押印したものは、改造自動車審査結果通知書等の原本とみなすものとする。</p> <p>(3) 提示された自動車と改造自動車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別表第4に定める範囲内とする。</p> <p>この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。</p> <p>ただし、別表第4に定める範囲を超えるものであつても、改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容に変更がなく、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。</p> <p><b>10. 届出書等の保存期間</b></p>

新	旧
	<p><b>10.1. 改造自動車審査結果通知書等を交付した自動車の届出書等</b>  <u>書面審査終了後、書面審査が終了した日から 10 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</u></p> <p><b>10.2. 取下願出書</b>  <u>受理日から 1 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</u></p> <p><b>10.3. 改造自動車審査結果通知書等を交付できていない自動車の届出書等</b>  (1) <u>書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も改造自動車審査結果通知書等を交付できていない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。</u>  (2) <u>次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。</u>  ① <u>届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日</u>  ② <u>届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から 1 年を経過した日</u></p> <p><b>10.4. 不受理の届出書等</b>  5.2. (1) <u>なお書き②又は 5.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。</u></p> <p><b>11. その他</b></p> <p><b>11.1. 複数台数届出に係る改造自動車審査結果通知書等に使用する印鑑の変更届出書</b>  <u>使用する印鑑の変更届出書の提出があった場合には、その記載事項を確認し、適当であると判断したときには、当該変更届出書を受理するものとする。</u>  <u>なお、当該変更届出書は、受理日から 10 年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</u></p> <p><b>11.2. 改造自動車の特例</b>  <u>「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」(平成 7 年 1 月 30 日付け自技第 13 号) 及び「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成 10 年 3 月 23 日付け自技第 60 号) の別添標準改造要領による改造を行う場合には、4. の規定にかかわらず、それぞれ「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定について (依命通達)」(平成 7 年 1 月 27 日付け自技第 12 号) 又は「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて (依命通達)」(平成 10 年 3 月 31 日付け自技第 61 号) に定めるところによるものとする。</u>  <u>上記に係る標準改造要領によらない改造を行う場合には、当該自動車の製作者又は公的試験機関が発行した急制動試験成績書の提出を求めるものとする。</u></p> <p><b>11.3. 改善措置の届出等</b>  <u>別表第 1 に掲げる装置の改造が法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる場合にあつては、この要領によらず取扱うものとする。</u></p> <p><b>別表第 1 (略)</b></p>

新	旧
<p>別添 5 (4-29 関係)</p> <p style="text-align: center;">出張検査実施要領</p> <p>1.～6. (略)</p> <p>別添 6～別添 15 (略)</p>	<p>別表第 2 (略)</p> <p>別表第 3 (略)</p> <p>別表第 4 (略)</p> <p>第 1 号様式 (表面) (略)</p> <p>第 1 号様式 (裏面) (略)</p> <p>第 2 号様式 (表面) (略)</p> <p>第 2 号様式 (裏面) (略)</p> <p>第 3 号様式 (略)</p> <p>第 4 号様式 (略)</p> <p>第 5 号様式 (略)</p> <p>第 5-1 号様式 (略)</p> <p>第 6 号様式 (略)</p> <p>第 7 号様式 (略)</p> <p>別添 5 (4-28 関係)</p> <p style="text-align: center;">出張検査実施要領</p> <p>1.～6. (略)</p> <p>別添 6～別添 15 (略)</p>

附則 (令和 8 年 3 月 25 日規程第 37 号)

1. この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、改造自動車の取扱いに係る規定については令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行の日以後、当分の間、改造自動車審査結果通知書が提出された場合に限り、改造自動車の取扱いに係る規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 25 日付け規程第 37 号による改正前の改造自動車の取扱いに係る規定によることができる。